

48
産業合理解

昭和八年三月

第九輯

日本工商會議所發行



始



世界大戦後の各國は、産業界の根本建直しの爲め、何れも産業合理化の實行に努めて、多大の効果を擧げつゝある。

我國に於ても、現下の萎靡不振の産業改善策として、産業合理化を急務とすることは、吾人の夙に唱導せる所である。政府當局にありても、亦此の點を深く考慮せられ、曩に臨時産業審議會を設け、更に臨時産業合理化局を設置して、産業各般の合理化方策の攻究と施設とに鋭意せられつゝある。が、産業合理化の促進は、實に政府の施設のみに依頼すべきものではなくて、商工業者の自覺と官民一致の協力に待たねばならぬことは云ふまでもない。否、更に一步を進めて、國民全般の間に産業合理化に關する精神的運動を起すことが緊要であらう。此の意味に於て、日本商工會議所は曩に臨時總會の決議に依り産業合理化運動の指導に努力すべきことを聲明した。其の實行の一端として茲に商工省の後援の下に、産業合理化に關するパンフレットを發行することとした。

蓋し産業審議會並に産業合理化局の設置以來、或は其の根本大綱の確立に、或は其の具體的實行細目の攻究に、其の全機關を擧げて着々努力せられ、其の決定事項及調査資料等は、何れも産業關係者及一般國民に取つて、極めて有益なる参考材料たるものである。之れを一般に周知せしめることは、即ち我國産業合理化の促進を圖る所以であるから、本パンフレットに於ては、是等の材料を中心とし、更に本會議所並に各會議所の調査、事業及民間各方面に於ける合理化の實例等を輯録することとした次第である。

〈日本商工會議所〉

まへがき

一、前輯(第八輯)に於ては、重要産業の統制に關する法律の適用ある綿絲紡績業其の他二十一種の産業に付き、其の統制の概況を記述し、之れを産業統制特輯號として發行した。

本輯は、其の續輯として、専ら臨時産業合理局に於て特に委員會を設けて統制を企圖した稿三綾及綿縮以下の九種の産業につき、統制の概要を記述し、附録として各業種に就て其の統制要綱及統制實行要綱を掲げたものである。

二、本輯は、前輯と同様、商工省及臨時産業合理局部内の關係諸氏の執筆に係る原稿を日本商工會議所に於て編纂したるものであり、又文中意見に亘るものは執筆者個人の意見であることも前輯と同様である。特に此の點を附記して執筆者各位に謝意を表する次第である。

昭和八年三月

日本商工會議所

産業合理化

第九輯 續産業統制特輯號 目次

一、 縞三綾及綿縮の統制近況……………	一
二、 綿ネルの統制に就いて……………	一〇
三、 羽二重の統制に就いて……………	二一
四、 珧瑯鐵器の統制に就いて……………	三二
五、 陶磁器の統制に就いて……………	五一
六、 護謨靴の統制に就いて……………	九〇
七、 過燐酸肥料工業の統制に就いて……………	一〇八
八、 自轉車部分品の統制に就いて……………	一二〇
九、 タオルの統制に就いて……………	一三三
一〇、 セルロイド刷子の統制に就いて……………	一四三

附 録

一、縞三綾統制要綱及同實行要綱	一五四
二、輸出綿縮統制要綱及同實行要綱	一五九
三、輸出綿ネル統制要綱及同實行要綱	一六四
四、輸出羽二重工業改善委員會決定事項及同設立要綱	一六九
五、瑛瑯鐵器工業統制要綱	一七五
六、陶磁器工業統制要綱	一七九
七、輸出護謨靴工業統制要項	一八四
八、自轉車工業統制要綱	一八九
九、タオル工業統制要綱	一九一
一〇、セルロイド刷子工業統制要綱	一九五

— 目次了 —

産業合理化第九輯

— 續産業統制特輯號 —

一 縞三綾及綿縮の統制近況

序 説

縞三綾は昭和五年十一月一日より當局指導の下に我が中小工業最初の統制實施を見たもので、企業統制の魁、産業合理化の模範として一躍内外に其の名を喧傳されるに至つた。綿縮も亦統制の第二陣を承り縞三綾に後ること二箇月昭和六年一月一日より之を實施し、之亦よく効果を擧げ好評を博した。この縞三綾及綿縮に付て統制が實施せらるるに至つた經過竝に統制方法の内容に付ては曩に臨時産業合理局から出したパンフレット「縞三綾及綿縮統制の話」に詳しく載つてゐる。茲には其の後今日に到る迄に斯業の統制狀況に如何なる變化があつたかを概略記述して見ることにする。

縞三綾の統制實施狀況

縞三綾の統制中生産の調節は其の最も重きをなすもので其の方法は毎月商議員會を開き、二ヶ月或

は三ヶ月先の一ヶ月間の生産總數量を決定して之を一定の基準に依つて各組合に割當て各組合は更に之を各組合員に割當て以て生産の調節を計つて居る、統制實施以來の輸出向縞三綾の毎月の生産割當高及實際生産高(検査合格高)を示せば次の通である。

年	月	生産割當高	検査合格高	割當殘高
五年	十一月	七五五、八四一	六八九、八九三	六五、九四八
同	十二月	七五五、八四一	八八四、九七〇	△ 一二九、一二九
六年	一月	七五五、八四四	八九六、〇四五	△ 一四〇、二〇一
同	二月	七〇六、〇六一	七七五、四二九	△ 六九、三六八
同	三月	七八五、七一	八六四、〇二四	△ 七八、三一三
同	四月	七八五、七一	八五三、四一五	△ 六七、七〇四
同	五月	八三五、四九二	八四四、四九六	△ 九、〇〇四
同	六月	八三五、八九八	八四〇、三四四	△ 四、四四六
同	七月	八三五、八九八	七七九、〇五七	五六、八四一
同	八月	七五五、八四二	七四〇、七二四	一五、一一八
同	九月	六五〇、〇〇〇	六五四、八七九	△ 四、八七九
同	十月	六〇〇、〇〇〇	六四三、四四八	△ 四三、四四八
同	十一月	六五〇、〇〇〇	五七一、五三五	七八、四六五

年	月	生産割當高	検査合格高	割當殘高
同	十二月	五七五、〇〇〇	五五七、一九四	一七、八〇六
七年	一月	八〇〇、〇〇〇	四六九、七一五	四七、二五七
同	二月	六五〇、〇〇〇	二八三、〇二八	△ 三六六、九七二
同	三月	七〇〇、〇〇〇	六四一、五七三	八、四二七
同	四月	七〇〇、〇〇〇	六九三、四〇一	六、五九九
同	五月	七五〇、〇〇〇	七四三、五五八	六、四四二
同	六月	七七〇、〇〇〇	七六一、九〇〇	八、一〇〇
同	七月	八〇〇、〇〇〇	七九八、〇八七	一、九一三
同	八月	八〇〇、〇〇〇	七七二、〇六七	一、七一三
同	九月	七八〇、〇〇〇	八〇六、二二〇	△ 四七四
同	十月	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、四七四	△ 一七、五三〇
同	十一月	九一七、八三一	九〇〇、三〇一	二六、三六一
同	十二月	九一七、八三一	八九一、四七〇	五五、九六六
八年	一月	九四〇、二八五	八八四、三一九	五〇、一五七
同	二月	九四〇、二八五	八九〇、一二八	

備考

昭和七年六月迄は幅二五吋長三〇碼、昭和七年七月以降は長三〇碼を一反とす

△印は超過生産を示す

斯業の統制實施せらるるや海外各地は何れも好感を以て之を迎へ、市場は安定に向ふと共に輸出額は著しく増加し、右表に示す通り生産割當總額の決定も統制實施第一月たる昭和五年十一月には從來の生産額の約二割増しの七十五萬反に決定したが尙其の後毎月の實生産額は割當總額を超過する事甚だしく、一時の安定に依り増産亦増産の弊あるに鑑み昭和六年三月より規定を變更して超過生産は各割當額の一割を限度とする事に決定し、同時に割當總數量を三、四月は各々七十八萬五千餘反に、五月より七月迄は一ヶ月八十三萬五千餘反と月々増加したが尙超過生産を見るの盛況であつた。然し昭和六年九月日支事變及英國金本位制停止問題が勃發して海外輸出は一大打撃を蒙るに至つて生産割當數量も次第に減少を餘儀なくせられ同年九月よりは六十萬反臺、十二月には五十七萬餘反に減少すると同時に九月以降は各組合が自由に操業を短縮するも其の爲の生産の減少は今後の割當率に影響なきものとする事の申合をなし自由に操業を短縮することとし、尙ほ十一月以降は從來の一割の超過生産をも認めざる事とする等諸種の應急策を講じて需給の調節に努めたのである。次いで同年十二月には金の輸出禁止が斷行せられ取引は一時杜絶の状態になつた爲、七年一、二月の生産割當は兩月を通じて八十萬反と云ふ極度の制限を行つて業界の混亂防止に努めた、其の結果ストックは殆ど一掃せられ、二月以後輸出は好調に轉じ常に品不足を告げ爾來毎月増産に増産を重ねる盛況で七月より十月迄

は一ヶ月約八十萬反、十一月より八年三月迄は一ヶ月九十餘萬反と云ふ未曾有の生産割當を爲すに至つた。然し八年一月中旬頃より輸出漸く不振を來し市價も亦反落を續けた爲四、五月の生産割當を各七十五萬反に減じて之が恢復に努めて居る。

次に共同販賣は組合員の製品の總てに共同販賣所の經由證紙を貼付せしめて生産及販賣の取締の便を計つてゐる外組合員の製品販賣上の仲介の事務も執つて居る。然し此の賣買の仲介は組合員の任意であつて其の取扱數量も總體の一部分である爲其の機能を充分に發揮し得ない憾があるが、日々其の相場を全國に通知して市價の統一安定を助ける上に非常なる働きをなして居る。

稿三綾統制の効果

本品の統制は前述の如く本邦企業統制の魁をなしたもので特に内外の注目する所となり、殊に昭和五年十一月統制實施以來我財界は未曾有の變動期に直面して圖らずも一大試練を受くるに至つたものである、而して此の財界非常時に於ける統制實施の跡を辿つて見るに昭和六年九月に於ける日支事件並に英國金本位制停止問題の勃發に際しては生産の調節、自由操短、受渡の整理其の他の應急策を講じて業界の打撃を最少限度に防止し、昭和七年に入りて爲替安に依る輸出の好轉期には適宜なる生産の調節を以て他品種よりの自由轉織等に依る生産過剰の弊を防止し市況好轉の基礎を確保する等斯業

の爲に甚大なる貢献をなして居る。

之を結果より見るに、輸出數量に於ては著しき増進を示し營業狀態は概して良好となつてゐる。即ち昭和六年は同年下半年に財界の不況に直面したるにも拘らず同年輸出數量は前年に比し一八%の増加を示し、昭和七年は爲替安と相俟つて輸出は益々好調となり、同年輸出數量は前年に比し一九・四%の増加を示して居る、次に採算狀態は昭和六年下半年には財界の不況甚だしく本品も一時採算割れを餘儀なくせられたが統制實施當時(昭和五年十一月)には統制前に比し遙に採算は有利となり、又昭和七年には輸出好轉に乗じて採算は極めて有利となつて同年下半年には一反三十錢内外の利益を擧げ近時稀なる盛況を呈し、昭和八年に入りて二月頃より爲替の強調、綿糸の崩落等の内外悪材料續出に依り再び採算困難に陥つてゐるが一般他綿布に比し常に有利を保つてゐる。

綿縮の統制狀況

綿縮の統制も其の方法は殆ど縞三綾と同様であつて生産の調節と共同販賣が其の主なるものである。統制實施後の経過も亦大體縞三綾と同様であるが其の中でも特に注目せらるるのは共同販賣所の活動で昭和六年四月共同販賣所開始以來組合員の製品の賣買の仲介をした數量は月々増加して昭和六年十一月には一ヶ月の生産高の約四割に達し名實共に本品販賣上の中心機關として新規取扱業者の開

拓を爲す一方市價の統一安定を圖り實に目覺しい活動をして居る、統制實施後の輸出向兩縮の生産割當高と實際生産高(検査合格高)とを掲げると左の通りである。

年	月	生産割當高	検査合格高	割當殘高
六年	一月	一九九、四八八反	一四九、八四〇反	四九、六四八反
同	二月	一九九、四八八	一三八、二八四	六一、二〇四
同	三月	一六九、五六五	一二四、六四五	四四、九二〇
同	四月	一九〇、〇〇〇	一二六、一九八	六三、八〇二
同	五月	二〇五、〇〇〇	一五一、七〇八	五三、二九二
同	六月	一六〇、〇〇〇	一七五、八九九	一五、八九九
同	七月	二四〇、〇〇〇	二一一、四三五	二八、五六五
同	八月	一六〇、〇〇〇	一八二、五一一	二二、五一一
同	九月	一九〇、〇〇〇	一八七、〇九〇	二、九一〇
同	十月	二〇〇、〇〇〇	一七九、一〇三	二〇、八九七
同	十一月	二〇〇、〇〇〇	一四四、〇四六	五五、九五四
同	十二月	一三五、〇〇〇	一二三、三三六	一一、六六四
七年	一月	一三〇、〇〇〇	一一九、三二二	一〇、六七八
同	二月	一三〇、五〇〇	八九、七四二	四〇、七五八
同	三月	一三〇、五〇〇	一三〇、八八〇	三八〇

二 綿ネルの統制に就いて

概 説

曩に縞三綾及綿縮の企業統制成り、我が國産業合理化の先驅を爲し異常な好成績を示すや、各方面に多大の刺戟を與へ統制を計畫するもの續出するに至つたが就中輸出綿ネル業者は率先日本輸出綿織物工業組合聯合會を中心に企業の統制を樹つることとなり昭和六年六月一日より之を實施し、之亦豫期の如く異常の好成績を擧げ特に最近の時局に際しては統制に依り迅速且つ適切に最善の處置を講じ業界の動搖混亂を最少限度に防止することを得、内外共に多事多難の際、生産取引の各方面より多大の好感を以て迎へられ、今後の活動を期待せられつつある。

以下綿ネル統制の経過、方法及統制後の活動狀況等を記するであらう。

斯業の概況と其の缺陷

綿ネルは生産額一箇年約四、五千萬圓輸出額約千四、五百萬圓に達する本邦重要輸出綿布の一である。特に本品は近年著しく發展したもので歐洲戰爭前には僅かに百萬圓内外の輸出に過ぎなかつたが、昭和五年には數量に於て七千五百萬方碼、價額に於て千四百二十五萬圓に達したのに見ても其の増進

の如何に著しいかを知るに足るであらう。斯くて其の輸出先は支那を最多とし、香港、英領印度、アフリカ諸國、比律賓諸島、アルゼンチン等にも及び、廣く世界の各市場に供給せらるゝに至つたが就中支那は最大の需要地で全輸出額の六割五分以上を占めつつあることは特に注目し値する。昭和五年中の仕向地先別輸出額は左の如くである。

輸出綿ネル仕向先別輸出額 (昭和五年)

(日本輸出綿織物工業組合聯合會調査)

中 華 民 國	四九、四一六千方碼	九、六二六千圓
香 港	七、一三五	一、一六四
英 領 印 度	四、四七九	八三九
アフリカ諸國	四、〇〇一	七〇七
比 律 賓 諸 島	二、三二九	六七〇
アルゼンチン	二、二四七	五〇三
其 他	六、〇四〇	八一九
計	七五、六四七	一四、三二八

輸出綿ネルの生産地は和歌山、大阪、愛媛、愛知及三重の一府四縣下であるが之等産地の製品は一様ではなく大體之を二種に分つことが出来る。

輸出綿ネルに二種ある、其の一は晒白又は染色等の加工を施さぬ生の儘の綿絲を原料として平織に製織した後精練、晒白、起毛等の工程を経て更に各種の模様を捺染した美麗なる模様（又は單に無地染）綿ネルで他の一は最初から晒白又は染色等の加工を施した綿絲を原料として製織した所謂白ネル、片綾ネル、藍棒ネル、縞ネル等が之である。而して今回の統制は生産、取引の各方面より考慮せる結果前者の品種に就て生産の調節、共同販賣其の他を實行することゝなつた。

上述の生産地中和歌山、大阪、愛知及三重は主として前者の品種を、愛媛は後者の品種を生産する。尙前者の品種は工程上更に二段に分つことが出来る、即ち生地（一般に生地綿ネルと稱す）の製造迄の工程を以て第一段を終り、之に其の加工を施して製品（一般に製品綿ネルと稱す）となす迄の諸工程を第二段とする、之等二段の工程は全く獨立して營まれ、大阪、愛知、三重は第一段の生地製織業者のみで和歌山は第二段の加工業者の全部を縣下に網羅し一手に之を引受け尙生地製織業者も同時に存立して居る。而して生地製織上に於ては大阪府は全國の約八割五分の生産を占め殆んど獨占の形である。

生地ネルの製織業者中には比較的大規模工業のものも多少あるが大部分は縞三綾、綿縮等と共に中小工業者で、他より原絲の供給を受け賃織に従事するものも尠くない實狀である。加工業は起毛、捺

染等の精巧なる機械の操作に俟たねばならぬのみならず精練、漂白等も其の業態の關係上相當規模の工場を必要とする爲め概して大規模の工場のみである。

然し乍ら綿ネル工業は全般的に中小工業の域を脱せず従つて其の通弊たる業界の無統制に基く生産の過多、粗製濫造、濫賣、投賣等に依る市價の激變等の爲め市場は常に不安定で延いては海外の取引商も安んじて取引に従ふことが出来ず、輸出の發展を阻害すると同時に製造業者相互も無益の競争に疲れ、前途甚だ憂慮すべき状態となつた。

改善委員會設置の經過

茲に於て當業者も業界の難境を打開し、斯業の發展を期する爲めには企業の統制に依る以外に途なきことを認め、大阪府下の生地製織業者は相寄つて大阪府綿ネル工業組合を設け、和歌山、愛知等の既設の工業組合並に日本輸出綿織物工業組合と協議したる結果商工省臨時産業合理局に對し統制實施の爲め援助と指導を受け度き旨を希望し來つた。

當局に於ては斯業の現状に照し極めて機宜に適したるものと認め合理局に輸出綿ネル工業改善委員會を設け改善の具體案を審議することゝなつた。委員會の組織は左の如くである。

輸出綿ネル工業改善委員會

會長	臨時產業合理局顧問	男爵	中島久萬吉
委員	日本輸出綿織物工業組合聯合會理事長		三輪常次郎
	日本輸出綿織物工業組合聯合會副理事長		舞田壽三郎
	和歌山輸出織物工業組合理事長		酒井眞次郎
	和歌山輸出加工綿布工業組合理事長		高垣良三郎
	大阪府綿ネル工業組合理事長		久保惣太郎
	遠州輸出綿織物工業組合永久社理事長		宮本甚七
	今治綿織物工業組合理事長		阿部惠一
	徳島綿織物工業組合理事長		美馬儀一郎
	龍田紡織株式會社		龍田謙也
幹事	商工省工務課長	商工書記官	小島新一
		商工技師	吉岡直富
	日本輸出綿織物工業組合聯合會常務理事		大湯平吉

統制案の内容

改善委員會は昭和六年四月二十四日商工大臣官邸に於て會長、委員、幹事全部出席、尙商工省より商工大臣を始め各關係官列席の上開會した。各委員は直接各産地の代表者で斯業の實狀に通じ現下の難局を熟知し、之が打開の途は統制の外に無い事を痛感しつゝあつたので各自腹藏なく意見を交換すると共に和衷協同の精神により相譲り相援けつゝ議を進めたゝめ審議は極めて圓滑に終始すると共に意外に涉り、同日中に全部の議了を見、同年六月一日より全國例外なく統制を実施することに決定した。

統制方法は大體縞三綾及綿縮の前例に準ずるもので其の大意は左の通りである。

(一) 先づ統制を爲すべき品種に付ては全部の品種に付之を爲すものであるが斯業の現狀に照し差當り生産額の最も多い生綿絲を以て平織に製織した後精練、漂白、染色加工するものに付需給の調節、共同販賣を爲すこととし、其の他の輸出綿ネルに付ては各生産地組合より統制部に對し生産、取引の狀況を報告し、綿ネル全般の統制に付遺憾なきを期すること。

(二) 統制方法は需給の調節及共同販賣を行ひ必要に應じ賣止め、最低價格の決定其の他の方法を講ずること。

(三) 需給の調節は斯業の實情に照し生地又は製品の各々に付個別に之を行ふことなく、生地及製品を

通じて生産の制限其他需給の調節を行ひ以て輸出綿ネル工業の完全なる統制を期すること。

(四) 需給調節による生産割當の基準は昭和四年及五年の生産に依ること。

(五) 共同販賣の方法は縞三綾及綿縮の夫に準ずること尙取引の圓滑を期する爲め取引先を指定すること。

(六) 統制費は生地及製品共一反に付金二錢とすること。

(七) 実行期に付ては元來輸出綿ネルには季節に依り需要著しき差あり、七、八、九月の交は取引の最盛期なるを以て統制は取急ぎ六月より實施するが然らざれば十月又は明年一月を待つを適當とするものなるも本統制は既に業界に於ても充分氣運醗酵せられ一般に多大の期待を受け、あり徒らに延引するは業界の爲め却つて面白からざる結果を招く虞れある可きを以て急速に六月一日より之を實施すること、尙既に七、八、九月物の約定成立せる向あるも統制の實施には例外を認めざること。

尙商議員會は聯合會理事長一名、主産地を代表するもの三名(大阪一名、和歌山二名)及聯合會役員二名計六名を以て組織し、外に統制部に置かれる二名の會計監督は大阪及和歌山より一名宛選出することに決定した。

尙商工省令による輸出検査は從來同業組合聯合會及工業組合聯合會二者に於て施行しつゝあつたが

統制の徹底確保の爲めには検査權を統制の實行機關たる工業組合聯合會に限るの必要あることは縞三綾及綿縮の前例に徴し極めて明白な事なので委員會に於てはこの點に關し特に當局の援助を望む旨の希望決議を爲した。

統制實施の狀況

斯くて綿ネル統制の具體案は全く成つたので工業組合聯合會統制部に於ては直ちに實施の準備を急ぎ昭和六年五月五日聯合會總會を開催して必要な定款の改正を行ひ、大阪市の縞三綾共同販賣所内に綿ネル共同販賣所を置き和歌山市内に其の出張所を設け、同月二十日第一回の商議員會を開いて生産高の決定其他を議するに至つた。而して生地に付ては豫定通り昭和六年六月一日より、製品に付ては準備の都合上二ヶ月遅れて同年八月一日より全国的に統制を實施した統制實施以來の生産割當高及検査合格高を示せば次の如くである。

年 月 別	生 地		製 品	
	生産割當高	検査合格高	生産割當高	検査合格高
六年 六 月	二四〇、〇〇〇	二三四、六〇六	—	—
同 七 月	二八四、〇〇〇	二八五、四〇七	—	—
同 八 月	三九〇、〇〇〇	三四八、六六八	四〇〇、〇〇〇	二九三、〇七二

同	九	月	三九〇、〇〇〇	三七一、八九四	五〇〇、〇〇〇	五五二、二八九
同	十	月	一七五、〇〇〇	一五四、四七九	一五七、五〇〇	一三四、一六六
同	十一	月	二一〇、〇〇〇	二二〇、二八一	一七五、〇〇〇	一七七、四九〇
同	十二	月	二三〇、〇〇〇	二二六、一五〇	二二〇、〇〇〇	一九一、七三六
七年	一	月	一八〇、〇〇〇	一七九、五一七	一七〇、〇〇〇	一四二、三三九
同	二	月	一二〇、〇〇〇	一一九、九九五	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同	三	月	一七〇、〇〇〇	一六九、九九九	一〇〇、〇〇〇	七四、八六七
同	四	月	一五〇、〇〇〇	一四九、九九三	八〇、〇〇〇	六三、七六六
同	五	月	二〇〇、〇〇〇	一七六、七五九	一二〇、〇〇〇	一〇八、一二三
同	六	月	二〇〇、〇〇〇	一九九、九五七	一五〇、〇〇〇	一四九、八五八
同	七	月	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二九九、九九九
同	八	月	二五〇、〇〇〇	二四九、九九九	三五〇、〇〇〇	三五〇、一一五
同	九	月	三二五、〇〇〇	三二四、九九九	五〇〇、〇〇〇	四二三、九二二
同	十	月	三五〇、〇〇〇	三四九、四九七	四五〇、〇〇〇	三五四、四九二
同	十一	月	三八〇、〇〇〇	三七九、六一九	三六〇、〇〇〇	四三二、八一六
同	十二	月	三五〇、〇〇〇	三二二、三七五	三二〇、〇〇〇	二四三、三〇〇
八年	一	月	二五五、〇〇〇	二五四、九九九	二三〇、〇〇〇	二二七、三五五
同	二	月	一五〇、〇〇〇	一四四、一七六	一二〇、〇〇〇	一一三、七七三

備考

昭和七年六月迄は生地は幅三六吋長さ四五碼、製品は幅二九吋長さ四七碼を一反とし
 昭和七年七月以降は生地は長さ四五碼、製品は長さ四七碼を一反とす

統制の効果

本品の統制が實施せらるるや内外市場共に多大の好感を以て之を迎へ市價は安定し採算は極めて有利となり統制前不振に沈倫した本品が一躍輸出綿布界の最も有利な商品となり豫期以上の効果を収める事が出来た。然るに昭和六年九月に至つて日支紛争問題が惹起せられ引續く排日貨の擴大に依つて對支貿易は全く杜絶状態となつた爲支那を最大市場とする本品は俄然著しき打撃を蒙るに至つた。茲に於て統制部では十月分の生産數量の半減を初めとして極度の生産制限を實行して時局の影響の防止に努めたが所詮斯業の根本的復活は對支貿易の恢復に俟つの外なく輸出は激減し工費も低下して採算點を割るの餘儀なきに至つた。其後昭和七年に入つても對支貿易は好轉せず統制部に於ては内地需要を目標として市價の維持に努め適切なる生産の調節を行つてストックを防止した爲七年の需要期切迫の頃より漸次採算も見直し來つて同年四月には採算點を上廻り同年十、十一月の交には一反五、六十錢の利益を擧げるに至つた。要するに統制實施直後に於て對支貿易杜絶と云ふ斯業に取つては致命的

の打撃を蒙つた爲統制の効果を積極的には發揮する事は出来なかつたが此の未曾有の苦難期に於て適宜なる生産の調節を圖つて市價の維持に努め、七年下半期には相當の利益を擧ぐるに至つたことは又實に特筆すべき統制の効果と云はなければならぬ。

三 羽二重の統制に就いて

概 説

縞三綾、綿縮、綿ネルと我が輸出綿織物工業の統制が相次いで成功するや、輸出絹織物工業でも之にならつて業界の統制を圖らんとする氣運が次第に濃厚となり、先づ輸出絹織物中の大宗たる輸出羽二重に付て統制事業の確立を見、昭和六年十月一日から之を實施して之亦良好な成績を擧げた。近時我國産業經濟界の不況益々深刻を加へ且日支事變其の他内外の悪材料の多い中に在つても其の取引は極めて堅實に行はれ市價も常に有利を保ち、よく統制の効果を發揮し各方面から其の前途を祝福されてゐる。以下羽二重統制の經過、方法及統制實施後の狀況を概述して見よう。

斯業の概況

輸出羽二重は元來本邦固有の着尺羽二重を廣幅に製織して輸出向に轉換したもので、本邦輸出絹織物中最も古い歴史を有し、漸次海外の嗜好に適し、我が輸出絹織物の先驅となり海外の販路を開拓したものである。従つて輸出羽二重と云へば輸出絹織物を代表し世界大戰迄は輸出絹織物の大部分を占め、大正十一、二年頃も殆どその半ばを占めてゐたものである。然し其の後他の品種の増加があつて

昨今では一、二割に過ぎなくなり、其の輸出額も最も盛んな頃には一億圓以上にも達したが近年著しく減少するに至つた。最近四箇年の輸出額を掲げると左の通りである。

年次	羽二重	絹織物金額	羽二重の割合
昭和四年	三〇、三六四 <small>千円</small>	一四九、九五四 <small>千円</small>	二〇%
昭和五年	一五、八四三	六五、七七五	二四
昭和六年	六、五五二	四三、〇五三	一五
昭和七年	六、三三三	五〇、二八七	一三

即ち羽二重の輸出額の減少率は他の絹織物より著しきものあり、注文の減少、採算の不利等から轉業や廢業をする者が續出するといふ悲境に陥つてしまつた、然し何と云つても羽二重の如きは日本獨特の織物として世界各地に歓迎せられ、佛、英、米、英領印度、濠洲其の他世界各方面に販路を有し、古い輸出の歴史を有するものであるから、一朝一夕に輸出杜絶の悲運に遭ふ様な事はあり得ない。それが近時斯の如き悲境に陥つたといふのは、單に一般不況に原因するだけではなく何か業界に禍根となる缺陷が存する結果に外ならない。従つてこの缺陷を匡正除去する適當なる改善策を得るならばその前途には充分な光明が見出される筈なのである。

業界の缺陷

然らば輸出羽二重工業には如何なる缺陷が存したか。先づ輸出羽二重の生産及取引の状況を調べて見よう。

輸出羽二重は之を組織上よりすれば平羽二重、綾羽二重、紋羽二重、朱子等に分つことが出来、又柄合よりすれば縞入のもの、白地のもの、無地染のもの、捺染したもの等があるが、その中で最も多いのが平羽二重で全體の九割四分を占めて居る。その産地は福井、石川、福島の三縣を主とし其の他山形、京都、宮城、富山等よりも多少生産される。昭和五年中の地方別生産高は左の通りである。

産地	生産高 <small>千円</small>	割合
福井	四〇四	五一%
石川	二七九	三五
福島の	一一一	一四
その他	一	一
計	七九五	一〇〇

以上主要生産地に於ける生産は各々其の製品の種類に特色を有し福島縣は最も夕附の軽い一本經、石川縣は福島縣よりも稍々重目の四夕附乃至六夕附の範圍の一本經のものが多く、福井縣の產品は二本經六夕附以上の重目物に屬する。

機業者の生産組織は各地共全部中小工業者であつて、比較的大きなものでも只機臺數が多いと云ふ

に止まり生産及取引に於て小規模業者と異なる所なく、一般に薄資微力、生産上にも販賣上にも不利な立場に立たざるを得ない場合が多い。又その製品に統一を缺き、相互に無益な競争を續ける結果粗製濫造に陥り品位は次第に低下し、且取引上にも缺陷が多い爲め市價は常に變動して安定を缺いてゐた。殊に平羽二重は極めて普遍的な商品である爲め少範圍の特に優良なもの又は特殊のものを除いて大部分は見込生産が行はれ従つて稍もすれば濫賣投賣等によつて取引の不安を招き投機的取引を助成する結果以上の如き弊害が甚だ著しい。その上羽二重は種々異つた夕附と幅員とを有して品種が極めて雑多であり而も重量取引が行はれるため兎角品質の向上や取引方法の改善が阻げられる傾向に在つた。

斯くて歐米各國の需要先からは品質の改善、市價の安定等に付て頻々として警告や希望が舞ひ込み、輸出額も次第に減少し、多年の顧客を失はうとする情勢に立ち到つたので、政府當局でも斯業の改善に力を注ぎ、一方昭和三年に制定された輸出絹織物取締法に依つて精練、染色等の取締を勵行すると共に他方各種の検査機關を督勵して嚴重な検査を行はしめ、製品の改善向上、輸出の増進に努めて來たが、輸出額は依然として漸減の歩調を辿り之が對策は一日も忽にすべからざる有様となつた。そして上述の如き生産及取引上の缺陷のある斯業の改善は單なる製品の検査の如きを以てしては充分でなく、所詮其の經營に根本的改善を加へるの外ないことが明かになつたのである。

改善委員會設置の經過

茲に於て當業者も漸次覺醒し、曩に設立せられた福島縣下の川俣、相馬の二工業組合の外に、爾餘の生産地に於ても工業組合を設立して企業の統制を圖らうとする氣運が醸成し、福井縣下に五組合(福井、鯖江、武生、勝山、大野)石川縣下に一組合(加賀)相次いで設立せられ、我が國輸出羽二重の生産地全部に亘つて工業組合の普及を見るに至つた。そこで之を機會として更に之等の工業組合相提携し業界全般に亘つて生産及取引の根本的改善を圖らしめるのを適當と認め、先づ昭和六年四月商工省に各地方當業者を招いて之に關する具體的方法の打合せを行はせた處、斯業更生の途は企業統制に依るの外なしとの意見に一致し、臨時産業合理局に對し改善委員會設置方を要望して來た。

當局では固より右の要望の適切な事を認め、合理局に輸出羽二重工業改善委員會を設け改善の具體案を審議することゝなつた。其の組織は左の通りである。

輸出羽二重工業改善委員會

會長	臨時産業合理局顧問	男爵	中島久萬吉
委員	日本輸出絹同業組合聯合會組長		松井文太郎
	日本絹業協會理事長		加藤平次郎

神戸輸出絹物同業組合組長	油井 宇八
三井物産株式会社	中村 六郎
三菱商事株式会社	齋藤 辰之助
堀越商會	松田 英吉
福井輸出羽二重工業組合理事長	岩堀 正
鯖江輸出羽二重工業組合理事長	多賀 勘太郎
武生輸出羽二重工業組合理事長	三田村 甚之助
勝山輸出羽二重工業組合理事長	山岸 伊之助
大野輸出羽二重工業組合理事長	齋藤 重雄
加賀羽二重工業組合理事長	和田 四郎
加賀羽二重工業組合理事	新田 正二
加賀羽二重工業組合理事	吉岡 清兼
相馬輸出絹織物工業組合理事	鈴木省二郎
川俣輸出絹織物工業組合理事	高橋 喜作

幹事

商工省貿易課長	勝部 兵助
商工省工務課長	小島 新一
商工技師	吉岡 直富
石川縣商工水産課長	今井 久
福井縣商工水産課長	猪俣 敬次郎
福島縣商工水産課長	野上 七三
商工省貿易課長	黒田 鴻五
商工省工務課長	立花 俊一
石川縣商工水産課長	東 徳太郎
福井縣商工水産課長	渡邊 榮
福島縣商工水産課長	伊藤 秀吉

其の後中島會長が商工大臣に就任せられた爲め會長には臨時産業合理局顧問井坂孝氏が就任せられる事となり幹事も亦勝部、今井、猪俣、野上の諸氏退任せられ新に左の五氏が補任せられた。

統制案の内容

改善委員会は五月十三日商工大臣官邸に於て第一回を開き爾後五月十五日及七月十日の兩回に亘つて審議を繼續したが、各委員は利害關係の錯綜した各地生産地當業者竝に販賣業者の代表者であるにも係らず業界全體の改善を望む根本的見地から克く和衷協同し、相譲り相援けて會議を圓滿に進行せしめ、遂に輸出羽二重工業統制要綱を議了決定した。そして統制の實行機關として新に組織することに決定した日本輸出羽二重工業組合聯合會は同年八月一日設立せられ、十月一日から無事統制事務の開始を見るに至つたのである。今その統制方法を概記すれば左の通りである。

- (一) 斯業の現状に照し差當り生産額最も多く且前述の如く無統制の弊害の最も大きい平羽二重について統制を實施すること。
- (二) 統制の方法として生産分野の協定、需給の調節、共同販賣、販賣價格の協定、原料及材料の共同購入、格付検査製品の標準化等を實行すること。
- (三) 統制の實行機關として全國を地區とする日本輸出羽二重工業組合聯合會を組織すること。
- (四) 生産分野は夕附に従つて左の通り定めること。
 - 六夕附以上 福井縣
 - 四夕附以上五半夕附以下

三半夕附以下

福島縣

- (五) 需給の調節は一定期間の總生産數量を定め、之を一定比率に依つて各地方に割當て、之を行ふこと。

生産割當の基準は昭和四年及五年の生産高とすること。

- (六) 共同販賣は各生産地の組合又は聯合會で行ふが、之を全國聯合會に報告せしめて統制を圖ること。
 - (七) 製品の標準化を圖るため夕附を整理一定し、從來の重量賣買を碼賣買に改めること。
 - (八) 統制の費用に當てるため一定の手數料をとること。
 - (九) 實行期は改善委員會に於て統制實施に決定後一箇月とすること。
- 尙統制實施に關聯する検査規則の改正其他統制の確保及び統制の助成の方法に付當局に於て考慮せられ度き旨の希望決議をなした。

然し右統制案實施後の成績に鑑み更に昭和七年十二月二十二日に改善委員會を開いて右の内製品の標準化は鹽瀬羽二重及二十一夕附以上の重目羽二重には適用しないことに決議せられた。

統制實施の狀況

改善委員會の決定に基き、統制の實行機關たる日本輸出羽二重工業組合聯合會は昭和六年八月一日

附にて設置認可となり、統制案の主旨に依つて着々準備を整へ同年十月一日より全國例外なく統制の實施を見たのである。その後の實施狀況を見るに、生産の割當は毎月理事會に於て一箇月或は二箇月先の需要高を推定して其の總數量を決定し、之を既定の基準に依つて各地方に割當てるのであるが、統制實施以來昭和八年二月迄の毎月生産割當高は最高五三、〇〇〇疋(七年九、十、十二月)最低三八、五〇〇疋(七年一月)であつて一箇月平均四八、六三五疋を示してゐる。之に對しその間の實際の生産高は一箇月平均三九、三一九疋であつて生産割當高の八一%に相當してゐる。

生産分野の協定に付ては曩に改善委員會で決定した案に基き聯合會で其の實現を圖つてゐたが、尙附單純化の結果各々附の範圍が變更されたのに關聯し各産地間に之に對する見解に相違を來したので、種々協議を重ねた上昭和七年三月の理事會で左の通り決定を見、同年四月一日から實施された。

福井地方

五・五附以上

二本經二本緯以上

石川地方

三・五附以上五・五附以下

一本經

福島地方

四附以下

一本經

製品の標準化は商工省に於て輸出絹織物取締法施行規則を改正して、輸出平羽二重に付ては從來の在目記入を廢止して其の代りに尙附印章を押捺することとし、七年四月一日より之を實施することに

なつたので其の目的の大半は達せられたが、尙規則改正後も福井地方では量目賣買の慣習が跡を絶たないので、日本輸出羽二重工業組合聯合會では取扱商人及生産者の協議會を開いて其の改正方を相談した結果、七年十一月一日より碼賣買に改正することとなり、茲に全國的に製品の標準化及碼賣買が實施せらるゝに至つた。

共同販賣は各生産地の組合又は聯合會に於て之をなすことになつたのであるが、石川縣では既に之を實施し、製品品位の向上統一、取引の改善等相當の効果を擧げてゐる。福島でも既に同縣内の聯合會を設置し、目下共同販賣實施の前提として差當り川俣、相馬の兩組合間に於て價格の協定をなし市價の統一安定を圖つてゐる。福井では未だ同縣聯合會の設立を見るに至らず、従つて同縣聯合會の共同販賣は未だ實現しないが、漸次其の氣運に向つてゐる。

統制の効果

統制實施後の實蹟を見ると昭和六年中は不幸にして財界の混亂期に直面し、未だ其の實效を認めるには至らなかつたが七年二月頃より漸次統制の効果が認めらるゝに至り、需給の調節の結果は濫賣、投賣等による市價の變動少くなり、共同販賣實施の地方に於ては從來の見込生産は漸次注文生産に改善せられ取引は著しく堅實化してゐる。

四 珐瑯鐵器の統制に就て

三二

概 説

本邦工業上特殊の位置を占め而も現在極度の窮状にある所謂中小工業に付て其の難局を打開し進んで其の進展を圖るには其の合理化即ち統制の外途なきことが認められ、昭和五年縞三綾の統制が成つてから次第に其の他の中小工業にも及ぼされたが、珐瑯鐵器工業に付ても其の統制が行はれるに至つた。

珐瑯鐵器工業は歐洲大戰當時東洋市場の獲得を契機として著しい發展を遂げたもので、我國産業貿易上重要な地位を占めるものであるが、其の後世界的不況の深刻化に伴ひ中小工業の通弊たる業界の無統制の弊は益々激化せられ未曾有の難局に直面するに至つた。

然るに當業者の自覺發奮に依り一度其の統制が實施さるゝや當時の海外市場の悪化にも不拘能く市價の動搖と市場不安を一掃し、更に昨年よりは市場の好轉の傾向に恵まれ次第に堅實なる景況に向ひつゝある。

斯くて統制實施以來一年有半、亂に臨んで狼狽せず治に在りて憍らず終始重厚堅實なる步調を執り

來りたることは實に業界未だ曾て見ざる好現象と云はねばならぬ。以下少しく其の大様を記述しやう。

珐瑯鐵器工業の概況

我國に於ける珐瑯鐵器工業は比較的古い沿革を有するものであるが、世界大戰前迄は必ずしも盛んではなく輸出の如きも殆んど見るべきものはなかつた。然るに偶々世界大戰の勃發に會し一般雜貨品の例に同じく從來東洋市場を把握してゐた獨逸品の輸出杜絶を見るに及び斯業は俄然異狀の活況を呈し生産額は逐年増加し、大正八年以後其の輸出は年々五、六百萬圓を上下し終に大正十四年には年産額一千餘萬圓、輸出年額約七百萬圓に達するに至つた。戦後獨逸及チェッコの復興に伴ひ東洋市場に於て之等諸國との間に市場奪回の競争が行はれたに不拘、生産技術の進歩と當業者必死の努力に依り能く東洋市場を維持し來つたが近年に至り頓に不況に陥り、昭和四年に於て尙六百七十萬七千圓の輸出を見たものが同五年に於ては著しく減少を來し僅かに四百四萬四千圓に過ぎぬ状態になつた。

今大正十四年から昭和五年迄及統制實施後二ヶ年間の輸出狀況を示せば左の通りである。(後述の如く本統制は昭和六年七月實施せられたるに拘らず九月以降の特殊事情に因り同年の輸出額は昭和五年に比し更に激減してゐる)

珐瑯鐵器輸出額

三三

年次

輸出額

三四

大正十四年	六、九〇八、〇〇〇円
昭和元年	五、九七〇、〇〇〇
昭和二年	五、九三三、〇〇〇
昭和三年	六、四四四、〇〇〇
昭和四年	六、七〇七、〇〇〇
昭和五年	四、〇四四、〇〇〇
昭和六年	二、六九八、〇〇〇
昭和七年	四、一一三、〇〇〇

輸出品は後述の如く専ら關西製品であつて取引は同地に於ける輸出組合員及支那商館の手を経て行はれ、輸出先は東洋諸國を主として其の他遠く埃及、東部亞弗利加、濠太利にも及んでゐる。

其の企業の状態を觀るに元來瑠璃鐵器の製造は比較的小資本を以て足る爲め殆んど皆個人若くは小規模の會社經營ならざるはなく所謂中小工業の疇域を出でない。生産工場は各地に點在し其の數約五十に上るが大阪、兵庫、三重及東京の各府縣を除いては僅かに數工場を數ふるに過ぎず、然も小規模なものであつて其の生産額の如きも所在地附近の需要を満すに止まる。而して大阪、兵庫、三重及東京の四地方に付て觀るに製品の品質及販路の上から二つの系統に分けることが出来る。一は大阪、兵

庫及三重の關西地方、一は東京であつて前者の製品は普通品で輸出製品は殆んど全部が之であり、後者は概ね内地向高級品である。

生産額に於ては關西は全國の約九割を占め東京は一割内外に過ぎぬ。

業界の缺陷

前項に述べたる如く輸出瑠璃鐵器は歐洲大戰に際し東洋市場の獲得を機とし非常なる發展を遂げ其の後當業者等の不斷の努力に依り能く其の市場を確保して來たが、近年頓に不況に陥り昭和五年度輸出總額は四百萬圓に激減するに至つた、之を四年度の六百七十萬圓に比較すれば實に四割、二百七十萬圓の減少である。是れ固より所謂世界的不況に伴ふ購買力の減退に基因する所尠しとせぬ。併し夫れにしても斯業近來の不振は餘りにも深刻であり何等か之が改善打開の策を講ずるに非ざれば斯業の前途寔に寒心に堪えざるものがあつた。

抑も東洋市場に於ける我競争品に付て見るに小數の高級品に於ては獨、チエツコ品等を主としてゐるが、比較的下級なる一般用品としては本邦品は此等外國品に比し約二割方安價であつて、此の方面に於ては殆んど獨占的地位を占めてゐるものである。唯近年支那に於て若干瑠璃鐵器工場が設立せられ勞銀安、原料鐵板の低廉及び保護關稅制度等の好條件に惠まれ夫れだけ外貨流入を防ぎつゝあるが

三五

其の能力は未だ極めて僅少であつて、廣大な支那市場に對しては一部分の供給を爲すに過ぎない状態である。此の如く海外市場に於ける外國製品との競争關係に於ては本邦品は極めて有利なる状態にある譯であるが、其れにも拘はらず前述の如き不振を見るに至つたのは内部的に大きな缺陷が存在してゐるに依るものと謂はねばならぬ。業界の無統制が即ち之である。僅か三十を出でざる之等關西地方同業者の間に最近の經濟不況の深刻化と共に愈々熾烈極りなき不當競争が續けられて來たのであつた。勿論此の海外市場の不況に處すべき何等の考慮も用意もなく、徒らに造り、徒に賣崩した果ては極端なる市場不安を構成し海外商人をして敢えて買控を爲すの餘儀なきに至らしめ好んで海外市場の實需を激減せしめる結果となつたのである。

此の爲め内に在つては各工場共其の經營益々困難となり休業倒産續出し業界は甚だしい慘狀を呈するに至つたことは世界の記憶に新たな事である。

今輸出品中二、三に付其の一打の平均市價を見るに輸出の最盛期たる大正十四年に比し昭和四、五年に於ては左の如き低落を示してゐる。

品名	大正十四年		昭和四年		昭和五年
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
洗面器(三〇種)	二、六一	二、五七	一、三七	一、二九	一、二三

小洗面器	一、三一	一、二六	七四	六八	五八
コップ	九七	八七	四五	四二	三五

備考 金額は單位錢、上半期は一月より六月迄、下半期は七月より十二月迄平均

如何に工夫して生産原價の切詰めを行つても僅か四、五年の間に五割、七割の市價低落には追ひ付かう筈がない。況んや其處に生産費切下げの餘裕が皆無であつたとしたならば猶經營が立つて行くことが大なる奇蹟でなくて何であらう。

改善委員會の設置

斯業の實情は既に以上の如しとすれば當業者自身も大いに三省せざるを得ない。即ち一部業者は夙に合理的統制の急務なるを痛感し當初同業者を相語らひ幾度か之が具體策に付て協議を重ねたのであつたが、遂に意見の一致を見るに至らなかつた。然し乍ら業界の現状は到底此の儘一刻も放置することを許さなかつたので一般當業者に於ても深く反省する所あり、小異を捨て、大同に就き確固たる統制の下に現下の窮狀を打開し業界の共存共榮を圖るの急務なるを覺り遂に關西地方の當業者が一致提携して臨時産業合理局に對し斯業改善の具體的方策の攻究樹立を要望し來つた。茲に於て當局に於ても業界の要望と其の現状に鑑み、昭和六年五月臨時産業合理局に瑛瑛鐵器工業改善委員會を設け其の

具體的方策を調査審議することゝなつた。
委員會の組織は左の通りである。

瑠璃鐵器工業改善委員會

會長

森平兵衛

委員 (十四名)

- | | |
|-----------------|-------|
| 日本エナメル株式會社專務取締役 | 北畠安五郎 |
| 伊東瑠璃株式會社社長 | 伊東岩太郎 |
| 三重瑠璃株式會社支配人 | 矢澤徳太郎 |
| 東亞エナメル株式會社取締役 | 水谷武夫 |
| 村井瑠璃主 | 村井八郎 |
| 太洋エナメル合名會社 | 廣瀬孝昌 |
| 岡本瑠璃主 | 岡本勝治 |
| 協和瑠璃合名會社 | 石原彌兵衛 |
| 信和瑠璃合名會社 | 辻永又治 |

- 長澤瑠璃合資會社
森田瑠璃主
山村瑠璃鐵器製作所
淀川瑠璃合名會社
桎葉瑠璃主
幹事 大阪府内務部長
商工省工務課長

- 廣石榮三
森田伊作
別所留吉
吉原武八
桎葉一
坂間棟治
小島新一

本委員會は昭和六年五月六日東京に於て第一回の會議を開き次で同月十八、十九兩日大阪に於て第二回を、越えて六月二日同じく大阪に於て第三回を開催した。會議は幹事作成の瑠璃鐵器工業改善委員會審議要目の審議に入れるに先ち先づ次の二點に付て質疑が出た。即ち

- (イ) 斯業統制に依り生産を束縛することゝなれば本邦工場 of 支那移轉を促進せしむる虞なきや
- (ロ) 斯業統制に依り價格の騰貴を來す結果支那に於ける斯業の發達を促進せしめ結局我瑠璃鐵器工業の救濟方策としての實績を裏切ることなきや

の二點である。此の點に關し各委員の意見は結局

大阪方面の各種粗工業に就て漸次支那に工場を移すものを生じつゝあり、將來珧瑯鐵器の如きも工場の移轉乃至海外資本に依り比較的生産條件有利なる支那に工場の設置せられるはあり得ることではあるが、之は統制と必然的關係を有するものではない。固より統制の具體的方策を審議するに當つては如上の事情は考慮に入るべきは勿論であるが、業界の現状は業者間の極端なる不必要の競争の結果之を放置すれば結局共倒れの外なき状態であり、之が統制は眞に焦眉の急を要する問題である。本邦工場の支那移轉の問題は自ら統制とは別個の問題として十分考慮すべきものである。

と云ふ事に一致し次で直ちに審議要目の審議を進め會議を開くこと前後三回、六月二日統制要綱を決定し、昭和六年七月十五日から之が實行に入ることとなつたが、當面の利害關係者である委員の審議振が如何に眞剣であつたかは他品種に關する委員會と全く同様であつたことは固よりである。

尙委員會は珧瑯鐵器工業の消長に至大の關係ある鐵器に關して満場一致左の如き決議をした。

原料鐵板に關し希望決議

日本黒鉄共販組合の施行に係る犠牲輸出制度を珧瑯鐵器製造業者にも均霑し得る様政府に於て斡旋せられ度

統制案の内容

統制案に付ては先づ第一に統制すべき珧瑯鐵器の範圍を決定した。之は元來斯業の殆ど全部が東京、大阪の兩地方に纏つてゐることは既に述べた通りであるのを製品の如何を問はず此の兩地方を併せて統制するのが相當であらうが、現在最も混亂窮況にあるのは輸出珧瑯鐵器であること、其の取締關係から見ると從來の検査制度は輸出向製品に限られること、東京に於ける製品は其の生産額少く又前述の如く關西製品と需要範圍を異にすること等の理由から統制の効果を容易に實現せしむるの趣旨をも含めて差當り關西に於ける輸出珧瑯鐵器に付て實施することとし、其の結果之を内地品に及ぼす必要ある場合には東京に於ける斯業も亦同時に統制することに決定した。又輸出品中にあつても機械器具の部分品、標石板及新規考案に係る品種で一般市場を目的としないもの、様な業者間の競争の目的とならないものは敢て之を統制するの要を見ないので除外することとなつたのである。

第二に差當り生産分野を定め需給の調節を爲し更に必要に應じ價格の協定及共同販賣に付ても之を實施することとなつた。

此の生産分野の決定と需給の調節即ち生産制限は本統制の骨子を爲すものである。生産分野の決定及需給調節が行はれれば自ら或程度に價格の安定をも實現されるべきものであり、又共同販賣に付ては資金關係から即時實行困難なる事情が存在した爲差當り生産分野の決定及需給の調節のみを實施す

ることゝしたのである。尙此の決定の方法、基準等の詳細は後述の通である。

第三に統制の實行機關を近畿瑠璃鐵器工業組合とし同組合内に統制に關する決定及諮問機關として商議員會を置くことゝなつた。其の組織は左の通りである。

會長 本委員會會長

商議員 六 名

- (イ) 組合役員中より 三 名
- (ロ) 役員に非ざる組合員中より 三 名

第四に統制費とし一梱に付金十錢を徴し更に超過分に付ては金一圓を徴收することゝした。

實行の時期は可及的迅速に實施するの趣旨を以て各種事務の完了期間を考慮し七月十五日と決定したことは既述の通りであるが、尙實施に際しては約束品に付ても一切除外例を認めないことゝした。

生産分野の決定及需給の調節

生産分野の決定及需給の調節は瑠璃鐵器工業統制の根幹を爲すものである爲委員會に於ても最も慎重に審議を行つたのである。

生産分野の決定方法に付ては市場の競争品となり得べき品種は全部之を網羅し統制するに非ざればは效果少しとの見地から原則として總て輸出向製品に之を適用し、其の生産分野は現狀に即して之を定めることゝしたが、各工場に對する割當に付ては左の三の意見が出た。

- (イ) 過去に於て製造を行つた品種に付製造權を認めること
- (ロ) 過去に於て製造せる品種以外二、三種を交換的に相互に協定し其の製造に融通性を認めしめること

(ハ) 製造數量比較的小なる品種に付ては合理化の見地から此の際其の製造權を放棄せしめること
然し乍ら統制を效果的ならしめる爲には工場製造品種は可成小數なるを可とするので、以上の三案中(ロ)は之を認めず、結局過去の實績に徴して決定することゝし、尙之に對する一應の生産割當を爲したる上其の數量を考慮して適當に取捨選擇を協定することゝした。需給調節の方法に付ては生産分野の決定した品種に付一定期間の總生産量を定め之を組合員に割當てゝ行ふことゝし、生産割當の基礎は過去の實績(受取數)及設備を參酌して決定することになつたが

- (イ) 休業工場を如何に取扱ふべきや
- (ロ) 過去の實績とは幾何の期間を適當とするや

の二點に關し各種の意見の沸騰を見たのであつた。蓋し此の二點は業者の休戚に關する所極めて大であり、又業界の事情甚しく複雑を極めたが故であつて(イ)に付ては或は一定期間を除外すべしと云ひ、或は操業開始後考慮すべしと云ひ、或は又現在の休業工場は従業員の爭議等特別の事由に由るものであつて其等の問題が解決すれば直ちに操業開始の運びに至るものであるから斯る工場に付ては一般工場と同一の取扱を爲すべしと云ひ、又(ロ)に付ては三年說、一年說、八箇月說等種々の意見が闘はされたが、各委員は能く業界の趨向を察し互讓の精神を以て事を決し終に生産分野、生産割當に關しては休業工場に付ても特別の問題として論議せず、一般に過去の実績に據ることとし又生産割當の基準は自昭和五年七月至同六年四月滿十箇月間の組合員の受檢數とすることとし、唯割當數の一割を超えざる範圍内に於て超過生産を認めることになつた。

統制の効果

斯くして珧瑯鐵器工業の統制は實施さるゝに至つたが、輸出珧瑯鐵器は重要輸出品として之が輸出には必ず輸出検査を受けるを必要とし、且其の検査權は近畿珧瑯鐵器工業組合に與へられてゐるので之が本統制確保の爲非常な便宜となつて其の効果に於ても又見るべきものがある。

先づ生産數量に付て見るに統制實施後二箇月間(自七月十五日至九月十四日)の生産數量は第一月

八、二二三梱、第二月八、七一七梱で各々生産割當額の七割九分に當つてゐる。此の二割一分の殘餘を見たのは主として市況不振に對する製造家の自重と各自専らストックの消化に留意したのに依るものであつて、輸出數量は二箇月間を通じ約一七、〇〇〇梱に上り生産額より約五五〇梱を超過してゐる。ストックは統制實施前約五、〇〇〇梱と算せられてゐたが實施後二箇月間に約七〇〇梱の減少を示し、第三月分(自九月十五日至十月十四日)割當に當つては角ライス皿外三種に付基準數の十割乃至十八割の増産を決定するに至つた。然るに九月中旬頃から圖らずも滿洲事變の突發、英國金本位制停止等の悪材料續出し海外市場の狀勢は極めて悪く需要の激減を來した爲生産數、輸出數に左表の如き數字を示すの己むなきに至つたのである。

月	生産割當數	生産數	通關數 (實際ノ輸出額ハ通關數ノ約一割増)
第一月 自七月十五日至八月十四日	一〇、三一二	八、二二三	七、八九五
第二月 自八月十五日至九月十四日	一〇、九九七	八、七一七	七、五三二
第三月 自九月十五日至十月十四日	九、五三七	四、九六六	六、五八八
第四月 自十月十五日至十一月十四日	一一、二四一	六、二一〇	五、五四五
第五月 自十一月十五日至十二月十四日	八、一五五	五、五五一	六、四五五
計	五〇、二四二	三三、六七七	三四、〇一五

此の生産輸出の不振が滿洲事變、英國金本位制停止等の突發事件に基く海外需要の激減に依ること
 は既に述べたる通りであるが、就中日支紛争事件に依る影響は極めて重大で瑛瑯鐵器の重要輸出先で
 ある支那、比律賓、海峽殖民地等に於ける取扱商人が殆ど皆華僑である關係上、滿洲事變に端を發し
 た日貨排斥の影響を受け從來月一千梱程度の需要を見てゐた支那輸出は事件發生以來激減し日貨排斥
 最も熾烈を極めた十一月の如き僅かに九十梱即ち常態の一割にも達しない有様であつた。加之比島、
 英領馬來等の重要市場に對しても華僑の取引拒絶に會ひ何れも平時の半額以下となり然も此の間隙に
 乘じ或は獨逸、チエツコ等の進出あり或は支那内地に於ける瑛瑯鐵器工業の勃興あり、斯業の前途は
 全く豫斷を許さず一時混乱に陥たが業者は能く一致協力して統制機能の運用に努力し業界未曾有の難
 局に處し其の慘害を比較的輕微なる程度に止め得たのは統制の効果として看過し得ぬ所である。

其後金輸出再禁止に伴ふ爲替の低落及外國市場に於ける排日貨運動緩和の結果業界は漸く活況を呈
 し海外よりの注文輻輳し殊に南洋、阿弗利加、濠洲、海峽殖民地等に於ては歐洲品を驅逐しつゝある
 状態であつて統制實施以來の盛況を呈するに至つた。品種によつては其の生産額大戦當時の状況を凌
 ぐものがあり、輸出通關數の如きも昨年九月乃至十月に於て三、四年初めての好記録を示すに至つた。
 かゝる好況時代にあつても徒に粗製濫造の弊に陥ることなく海外顧客の信用を維持し得たのは之亦統

制の効果であつて更に本年に入つて買氣減少の氣配現はるゝや、直ちに生産割當額を減少したる如き
 大に注目すべきであらう。

今昭和七年一月以降最近迄の生産數、通關數著増の狀況を示せば左の通りである。

時期	生産割當數	生産數	通關數
第一期 第六月 自十二月十五日 至一月十四日	八、五七五 <small>梱</small>	五、五一八 <small>梱</small>	五、八四七 <small>梱</small>
第二期 第一月 自一月十五日 至二月十四日	九、八八〇	七、〇八六	六、七二九
同 第二月 自二月十五日 至三月十四日	一一、〇五九	一一、六六二	九、二〇四
同 第三月 自三月十五日 至四月十四日	一四、四〇五	一一、六二四	一一、二〇二
同 第四月 自四月十五日 至五月十四日	一三、二七三	一一、二九四	一一、〇一二
同 第五月 自五月十五日 至六月十四日	一三、二三二	一一、〇六〇	一一、三四二
同 第六月 自六月十五日 至七月十四日	一三、二二八	一一、〇八三	一〇、二七八
第三期 第一月 自七月十五日 至八月十四日	一五、一二二	一一、六六六	一一、八二一
同 第二月 自八月十五日 至九月十四日	一七、六三七	一六、二七三	一三、三二九
同 第三月 自九月十五日 至十月十四日	一八、七〇六	一四、七五二	一六、二九二

同	第四月自十一月十五日	一二、六〇二	一九、六三六	一七、八四一
同	第五月自十一月十五日	二二、〇六七	一九、五七七	二〇、一六三
同	第六月自十一月十五日	二一、二〇一	一八、四五七	一七、〇九五
同	第四期第一月自二月十五日	一九、六〇九	一七、八七五	一六、六七五
同	第二月自三月十五日	一五、一〇四	現行中	

製品の市價は統制實施後商人の買控等の爲、一時落調を呈したが統制の鞏固なる事が瞭になるに従ひ大部分は好調を呈し漸次採算點に接近した。而して九月中旬以降の海外市場の悪化に因り稍々低落したが一昨年末の金輸出再禁止に伴ひ漸次回復し殊に昨年七月以降は各品種共確實に昂騰するに至り最近に於ける市價は禁止前に比し二、三割程度の値上りとなり、殊に三十種洗面器、肉及スープ皿、接合コップ等の如き約二倍となるの状態である。採算狀況も之に伴ひ次第に良好となり、最近一般的には二割五分乃至三割の利益を擧げつゝあつたが、本年一月中旬頃より、原料の價格低下せざる事と關稅、運賃等の關係よりして採算狀況稍々不利となつたものゝ如くである。

今統制品種の二三に付き最近に於ける市價變遷及採算狀況を示せば左の通である。

瑠璃鐵器主要製品市價變遷及採算狀況

月	三十種無地洗面器(打)			二十種無地肉スリーブ皿(打)			接合コップ(打)		
	販賣價格	生産費	損益	販賣價格	生産費	損益	販賣價格	生産費	損益
昭和六年九月	九八	一〇二	△四	五〇	五三	△三	三五	三七	△二
同 十月	九八	一〇二	△四	五〇	五三	△三	三五	三七	△二
同 十一月	九七	一〇二	△五	五〇	五二	△二	三二	三四	△二
同 十二月	九九	一〇三	△四	五一	五〇	一	三二	三四	△二
昭和七年一月	一〇五	一〇五	〇	五〇	五一	△一	四〇	三八	二
同 二月	一一二	一一〇	二	五〇	五四	△四	四〇	三八	二
同 三月	一一五	一一二	三	五四	五三	一	四二	三九	三
同 四月	一二〇	一一五	五	五四	五三	一	四二	三九	三
同 五月	一一九	一一五	四	五四	五三	一	四二	三九	三
同 六月	一一六	一一五	一	五七	五七	〇	四二	三九	三
同 七月	一一二	一一三	△一	五九	五七	二	四二	三九	三
同 八月	一三〇	一一八	一一	六二	五九	三	四五	三九	六
同 九月	一四五	一二〇	二五	七五	六〇	一五	四八	四〇	八
同 十月	一四五	一二〇	二五	七五	六〇	一五	五〇	四〇	一〇
同 十一月	一七五	一三二	四二	八五	六二	二三	五五	四二	一三
同 十二月	一八五	一三八	四七	九〇	六三	二七	六〇	四二	一八

尙統制品種中二、三に付其の一打の最近八箇年の平均市價に依り市價變動の狀況を左に掲げる。

最近八箇年種類別平均市價變遷表

品名	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
洗面器(三十糎)	二、五八	二、二一	一、七〇	一、五五	一、三三	一、一九	一、一五	一、三一
洗面器(二十糎)	一、二八	一、一四	九三	八四	七一	五八	五四	六七
スリーブ皿(二十二糎)	一、二四	一、〇七	八九	八七	六八	五七	五三	六四
丸ライス皿(二十二糎)	一、三五	一、一七	九八	九六	七六	六六	六二	七一

備考 金額の單位は錢

五 陶磁器の統制に就いて

概 説

我國主要工業の一にして中小工業の典型的部類に屬するものに陶磁器がある。此の工業は極めて古き沿革を有するが夫れ丈けに舊慣因習が根深く、業界は久しきに亘つて其の宿弊に悩み續けて居た。併し時代の進運は何時迄も舊套を墨守することは許さぬ、最近に於ける業界極度の疲弊不振を知る者はさしにも堆高い其の積弊も何等かの切掛けに依つて早晚自壞作用を起さざるを得ないことを豫知したに違ひない。而して産業合理化の警鐘は正に此の自壞作用を起させた所の一大動因であつた。斯くて陶磁器工業の統制は我國中小工業合理化の魁である縞三綾に遅るゝこと十箇月にして實現した。順序から云へば第五番目の統制である。

唯茲に注意して置きたいのは本統制は地區を、全國の生産地に及ぼさずして愛知、岐阜及三重の三縣下に止め尙生地製造に従事する所謂窯燒業者を目標としたことである。統制地區を右三縣下に限定したのは此の三者を合すれば優に我國全體の生産及輸出額の七、八割を占むる狀勢にあるのみならず三縣下に於ける生産及取引の事情全く共通であつて爾餘の生産地方とは格別の差異があり、差當り之

等三縣下に限定して統制を実施することが其の實效を確實ならしむる點に鑑みた爲である。次に生地製造業者を目標とし之に對立して専ら繪付加工品の製造を爲すものを除外したのは、差當り時弊の甚たしき方面の統制を主眼とするに外ならぬ。元來陶磁器の製造工程は之を生地の製造と、生地に對する繪付加工との二つに大分される。内地物等は多く生地製造家の許で兩工程を施されるが、輸出物に在つては大體生地の儘で集散地に集り別個の業者に依つて繪付加工せられ始めて完成品となる。従つて専ら生地製造業者を目標とする本統制に於ては製品は生地製品である場合と、完成品である場合とがあり得る譯である。扱て今回の統制下に立つ三縣下の生地生産業者の數は約二千名にして、其の生産額は實に二千五百萬圓に達し製品亦極めて多種多様であることは勿論である。本統制は之等に對し生産分野を確定して業者相互間に於ける領域の侵害を斷ち、進んでは其の生産數量を割當て、生産の過剰を防止し、或は最低値段を決定して濫賣を戒しめ又は更に以上三個の作用を包括する共同販賣を實行して一層確實なる實效を擧げて行かうといふのであるから、之が實行は非常なる大事業であり殊に他の統制品種と異り輸出検査の如き力強い制度上の背景がない丈け一層の難事でもある。従つて統制實施の當初から全品種に及ぼすことは實際上到底至難であつたので、差當つて比較的廣範圍の業者に依つて生産せられ弊害最も顯著であり、且品種として最も重要なる輸南向製品から統制すること、

し、當初先づスリーブ皿外五品種を選んで共同販賣を實行し其の後更に十五品種を追加する外、植木鉢外四十七品種に付き生産の分野を確定して今日に至つた。統制實行の機關としては三縣下各生産地區に設立せられた工業組合を打つて一丸とした聯合會其の衝に當り爾餘一年半、凡ゆる障害や困難と闘つて懸命なる活動を續け、着々として業界改善の實を顯はしてゐる。以下項を分つて本統制の全面に付て概観してみやう。

斯業の概況

我國陶磁器工業が今日の隆盛を遂げたのは何と云つても世界大戰以後のことである。即ち戦前の輸出額が僅か六百萬圓臺に過ぎなかつたものが、八年には二千三百萬圓、九年は遂に三千萬圓を突破し次いで戦後の逆調に際會して一時減退はしたけれども爾後漸増の傾向を辿り、昭和四年には戦時最盛期を遙かに凌駕して三千七百萬圓に達した。然し其の後は最近に於ける世界不況に禍せられ五年は二千七百萬圓に激減し、更に六年に於ては遂に千九百萬圓と云ふ慘狀を呈するに至つた。其の仕向先別輸出額を觀れば次の如し。

昭和四年乃至六年陶磁器仕向先別輸出額

仕向地	昭和四年	昭和五年	昭和六年
中華民國	二、三〇一、三〇三圓	一、六九七、二三六圓	六一七、二三〇

關東州	一、六〇一、四七二	八四一、〇三七	五六〇、三七九
香港	六五〇、四三八	五二五、七五七	二四三、六四四
英領印度	二、五五八、九九〇	一、八六〇、三六七	一、三九一、五一一
海峽殖民地	七一一、六八五	三九九、九〇五	二一〇、五六七
蘭領印度	四、九二七、六三八	二、二六五、六七二	一、七一一、八九六
佛領印度支那	二七、六五四	三一、九一三	一八、一五〇
比律賓	六六六、六五一	六七九、九四九	四〇〇、五〇二
英吉利	五一七、四七一	七一九、八六五	六九六、九三五
佛蘭西	六三六、四八三	八八三、七三〇	一、〇七九、二四一
獨逸	二九七、三二五	三一七、八一三	一九九、八三七
伊太利	三五六、二四九	二四二、〇八三	一九五、一三〇
和蘭	一、〇二八、二九八	一、一五七、二九六	一、二〇〇、五八八
北米合衆國	一四、五〇〇、八〇九	一〇、八二〇、八六一	六、六三四、二四一
加奈陀	一、六五〇、〇二一	一、三九一、五〇八	一、一三九、四二六
亞爾然丁	三八七、七二一	二四九、四一二	一七四、四五三
伯刺西爾	四一五、三八七	一四〇、七〇二	七九、五一五
埃及	一〇一、一九八	一一九、四八〇	一四六、一〇八
濠洲	一、一五九、三〇八	七六九、九八八	六五五、七六二

次に其の生産地の主要なるものは愛知、岐阜、三重、京都及佐賀の五府縣であつて其の産地別生産額を示せば次の如くである。

其の他	二、四六六、五五三	二、〇四九、六九〇	一、九四二、三七五
計	三六、九六二、六五四	二七、一七一、二六五	一九、三〇七、四九〇
府縣	昭和四年	昭和五年	
福島	五二八、〇〇〇	四四九、七五三	
石川	一、三四二、〇八〇	一、〇二〇、七九八	
岐阜	一二、四一四、二二七	八、九二二、九一八	
愛知	三六、〇六七、三五一	三〇、四六九、〇一四	
三重	四、六九三、三一四	三、八四八、七一五	
滋賀	一、一四七、八四〇	七四三、六一四	
京都	四、五〇五、一〇〇	四、二九〇、五八三	
大阪	二、五一四、八五六	二、二五二、七一九	
兵庫	一、一四二、三三〇	一、〇七二、一四五	
山口	一、〇一八、二八六	七五八、九〇三	
福岡	二、〇八四、二九五	一、七七九、三七九	

佐賀	三、四四九、〇三一	二、五八九、九五〇
長崎	一、六七七、四六二	一、六二八、〇四八
其の他	二、一九三、二九八	二、五九三、三九一
計	七四、七六七、四七〇	六二、四一九、九三〇

之等の地方の生産業者は僅かに特殊の例外を除いては殆んど全部が中小規模の業者である。今愛知、岐阜兩縣下に於ける企業の狀況（昭和二年）を見るに製造戸數三千五百五十二の中會社企業は僅かに二十四に過ぎず、あとは全部個人經營であるが其の内職工數五人未滿のもの實に三千有餘即ち總戸數の約九割に近いと云ふに至つては以て如何に我陶磁器工業が微力幼稚な家内工業の域を脱せざる程度に在るかを察知し得られるであらう。

然らば一體陶磁器工業に於て斯くの如き中小規模の企業が絶對多數を制して存立し得る譯は何處に在るであらうか。それは先づ第一に品種が多種に分れてゐるが爲めである。一口に陶磁器と云つても飲食器、家具什器、玩具、建築用といふ様に極めて多方面の用途を控え而も同一方面の使用に供せらるるものでも品質形状意匠等に依り又極めて複雑多岐に亘つてゐるが、故に近代的大規模生産組織に依る多量生産に適せざる事勿論である。第二に、大規模生産組織は小規模生産組織とは質に於て差異は無く單に小規模經營を幾つか繋ぎ合はしたものと性質上何等の差違はない。勿論特に優秀なる製品

の製造を目的とするならば格別であるが、輸出品にしても本邦製品は普通品で市價の安い所が特色であり、此の程度の製品を製造する限りに於ては大規模經營の特種の利點を有するものでは決してない。むしろ家族諸共に職工に伍して働く小規模經營には到底太刀打が出来ぬ狀況である。此の事は比較的少量取引の行はれる輸出向製品でも、普通品である限り殆んど小規模業者の手に生産が委ねられてゐる事實に徴しても明らかである。更に第三に、小規模業者の存立を助ける有力なる事情は分業組織の發達である。即ち採掘した陶土を精製する者、焼成上必要なる匣鉢の製造を専門とする者等原料材料其の他一切の準備工程に於て能く夫々専門の營業が發達し製造の本體に従事する所謂窯燒業者は之等専門業者に就て必要なだけ原料材料等の供給を受けることが出来る。出来上つた生地製品の加工でも前述した生地のまゝ販賣するものは扱措き、自分の手許で完成するものに付ても別に繪付専門の賃業者が居る。従つて窯燒業の開始には窯の築造費約三百圓、匣鉢購入費約百二十圓と、あとは其の時々に必要な原料陶土代と石炭代とさへあれば足りる。而も一般の慣習は原料陶土石炭等も掛買であるから僅か四百圓程度で一人前の生産者になれる。無理をすれば或は遙かに少ない資本で間に合ふかも知れぬ。

以上が陶磁器工業に中小工業組織が適應しその存續して行く大體の根據である。勿論個々の中小企

業が皆一様に繁榮すると否とは別問題であつて少くとも現在通りの事情に何等か豫測せざる程度の變革が來らざる限りは我國の陶磁器工業は組織上絶対に中小工業者の專有に委ねられてゐるのである。そして之が我國陶磁器業の強味であると共に一面に於て弱味でもある。今日世界市場に於て我製品が雄飛しつゝあるのは主として品質が高級品ではないが値段が安いと云ふことに在る。而して普通品を安く造るといふことは全く中小工業組織の獨壇場なのである。併し中小工業に共通の缺陷である業界の無統制は一方に於て甚だしい弊害を醸成し業界の堅實なる發達を自ら損傷しつゝあることは凡ゆる他種工業に優るとも劣らないと云ふ現況に在る。

業界の缺陷

薄資微力なる中小工業者の雜然たる集合が醸成する弊害缺陷は何れの工業に於ても大體同様の筋道を辿る。濫造濫賣の結果、市價は漸落し採算は益々苦しくなると共に市場不安を誘致して需給の不均衡を來す。業界は愈々疲弊し倒産者が續出する、果ては業界全體が滅びることすらある。幸ひ諸種の條件の下に當該工業が根本からは仲々廢滅しないと云ふ事情が在れば、業者の交替が斷えず行はれつゝ矢張り疲弊の状態を持續して行く許りである。近時の我國の陶磁器工業も當に其の通りであつた。試みに今回統制せられた品種に付て市價變遷の狀況を觀ても大正七、八年の頃から見ると甚だしきは

十分の一、少くとも五分の一に下落してゐる。勿論依然舊套を墨守する業界であるから技術の改良に依る生産費の低減などは殆んど望まれなかつた。世界大戰の勃發と共に海外市場は頓に擴大し、之に促がされて鑄込製法が流行し從來の手轆轤は動力装置になり、自然の傾斜を利用して築造せられた所謂「上り窯」は石炭窯に取つて代られてからは舊來の面目は全く一新され、生産力は頓に膨脹し戰前六百萬圓臺の輸出額が昭和四年度に於て實に三千七百萬圓に達した。それは如何にも我陶磁器業の大發展ではあつたに違ひないが、他面に於て生産業者の採算は以苦しくなる一方であつたことを忘れてはならぬ。而もこれは中小工業者自ら招いた無益なる不當競争の結果なのである。

敍上の如き企業經營の無統制に依る弊害は陶磁器生産地の何れに於ても皆其の軌を一にしてゐるのであるが、愛知、岐阜、三重三縣下の生産地方に於て特に其の甚だしきものがあつた。云ふ迄もなく之等地方は生産額並輸出額に於て優に全國の七、八割を占める最も主要の生産地方である。而も地區相隣接し謂はゞ一般經濟的環境を共有してゐるのみならず、製品の品種並其の取引系統まで殆んど共通にしてゐるが故に不當競争は彌が上に激化され、中には産地の衰微すら喧傳せられる狀況を呈してゐたのである。斯くて如何に難事であらうとも現状を打開して業界の更生を期することが當該地方に取つては焦眉の急に迫られた重大問題であつたのである。

陶磁器工業改善委員會の設置と經過

斯くて當業者に於ても深く覺醒する所があり大正十五年愛知縣下瀬戸地方に工業組合が設立されて以來各産地とも組合結成に依つて業界の改善を圖らんとする氣運が擡頭し、改善委員會設置直前に於ては愛知、岐阜二縣下の各生産地區は全部に亘つて工業組合が普及せられ、三重縣下に於いても設立計劃が具體化し當に其の手續進捗中であつた。併し之等個々の工業組合に依つては三縣下に共通な缺陷の改善は不可能である。茲に於て更に之等の組合を打つて一丸とした強固な聯合組織の下に業界の統制を確立せんとする勢が起せずして起り、昭和六年二月右三縣下を地區とする聯合會の設立認可を申請すると共に、時弊の複雑深刻なる狀況に鑑み、三縣下代表者連名を以て臨時産業合理局に對し之が改善の具體的方策の調査審議方を要望し來つた。當局に於ても斯業の現狀に鑑み之が改善の急務を認め茲に愈々陶磁器工業改善委員會の設立を見るに至つたのである。

右改善委員會の會長委員等の顔振れは左の通りである。委員は主として生産地組合代表者であるが尙集散地の關係業者及び金融業者の主なる人々をも加へ以てあらゆる方面から見て成案の適切妥當を期した。

陶磁器工業改善委員會

- | | | |
|----|------------------|--------|
| 會長 | 日本碍子株式會社常務取締役 | 江副孫右衛門 |
| 委員 | 日本陶磁器工業組合聯合會理事長 | 加藤圓治 |
| | 日本陶磁器工業組合聯合會專務理事 | 加藤五平 |
| | 瀬戸陶磁器工業組合專務理事 | 川本賢次郎 |
| | 瀬戸陶磁器工業組合理事 | 松原覺城 |
| | 常滑陶磁器工業組合理事長 | 伊奈五助 |
| | 常滑陶磁器工業組合專務理事 | 伊奈長三郎 |
| | 品野陶磁器工業組合理事長 | 戸田兼助 |
| | 品野陶磁器工業組合專務理事 | 水野重太郎 |
| | 名古屋陶磁器貿易商工同業組合組長 | 井元爲三郎 |
| | 日本陶器株式會社專務取締役 | 飯野逸平 |
| | 土岐津輸出陶磁器工業組合理事長 | 鈴木捨次郎 |
| | 瑞浪土岐輸出陶磁器工業組合理事長 | 若尾樹三 |
| | 惠那輸出陶磁器工業組合理事長 | 伊藤嘉市 |

駄知輸出陶磁器工業組合理事長	籠橋産右衛門
妻木輸出陶磁器工業組合理事長	白石仲之丞
西南部輸出陶磁器工業組合理事長	柴田寅次郎
岐阜縣輸出陶磁器工業組合聯合會專務理事	安藤専一郎
萬古陶磁器同業組合組長	宮田小右衛門
萬古陶磁器同業組合副組長	山本増次郎
株式會社愛知銀行頭取	渡邊義郎
株式會社名古屋銀行頭取	恒川小三郎
株式會社明治銀行頭取	生駒重彦

幹事

商工省	商工事務官	椎名悦三郎
愛知縣商工課長	地方事務官	鷺野重光
岐阜縣商工課長	地方事務官	柏村稔三
三重縣農商課長	地方事務官	荒木義雄

本委員會は第一回を昭和六年五月八日商工大臣官邸に於て開き、改善案の骨子となるべき事項の大体を審議するに止めたが、統制の地區を全国的に網羅すべきや又は統制上最も緊急を要する地方に限定すべきやに關し相當の論議が戦はされた。結局地區を一部分に限定することに依り、將來其の地域外に於て統制を紊亂するが如き事態の發生した場合に於ては更に適當の措置を以て臨むべき旨當局より言明した結果、統制の實效を收むるが爲め差當り緊急を要する一部地方に之を限定し、其の主要生産品に付き統制を實施するを可と認めた。次いで第二回を同月二十一、二日の兩日に亘り名古屋市に於て、第三回を六月四日同じく名古屋市に於て開催し、慎重審議の結果滿場一致斯業統制の要綱を可決し、八月一日から之が實行に入ることに決定した。前後通じて僅か四日間の會議ではあつたが各産地並集散地直接の利害休戚を一身に負ふ委員の眞剣な審議振りには門外漢に取つては全く想像の外である。特に各産地に對する生産割當比率をはじめ實施當初より統制すべき品目又は統制實行上の重要機關たる商議員會の構成等に付ては審議は文字通り波瀾重疊であつた。併し斯業の統制といふ共同目標の爲めには各委員とも協調と互讓の精神を以てお互の主張を譲り遂に目度い解決に到着するを得た。結局會議にも統制の要あるを忘れなかつた譯である。

統制案の内容

改善委員會に於て決定した統制案の主要なる事項に付て概説すれば次の様な次第である。

第一に本統制の實行機關は愛知、岐阜、三重三縣下を地區とする日本陶磁器工業組合聯合會とした。而して同聯合會内に商議員會を設けて、統制上重要な諸事項の審議決定に當らしめること、會計監督二名を置き特に統制に關する會計事務の監督を委ねること及び共同販賣實行の爲め特に共同販賣所を設置すること等凡て縞三綾等の先例に倣つた。而して商議員會の構成は生産製品の需要者側の意見を反映し販賣價格の決定其の他重要事項に付き圓滿妥當なる措置を講じて行くが爲め、特に販賣業者を參與せしむることに決定し、爾後右關係業の代表者二名が商議員會參與なる名目の下に會議に出席して意見を開陳し得ると云ふことに落着いた。

第二に統制の方法は生産分野の決定、需給調節、價格協定及共同販賣の四とし、各品種に付き時弊の深淺を測つて之に適當する方法を用ひんとするものである。

茲に生産分野の決定とは例へばAといふ品種は生産地區組合甲乙丙丁戊等の内乙丁の二者に、B品種は丙のみに作らせるといふ様に、各品種に付き過去及現在の製造實績に徴して一定年限を以て地區別に製造權なるものを附與して之が生産上の分野を確定し、從來の様に景況の如何に依つて地區相互間に領域侵害を惹起せしむること無きを期した。併し斯く地區別の分野が定まつても地區内業者間に

同様の無節制な競争が行はれては大半の効果を失ふことになるので、聯合會が各生産地組合に對し製造權を附與せんとするときはその組合をも地區内業者に付て同様の制度を實行すべきことを條件としたのである。前述の如く陶磁器製品は容易に比類を發見し得ない程品種が多岐であると共に業者も極めて多數である。故に主要品種丈でも地區竝に各個業者間に整然たる分野を確定することは相當難事ではあるが同時に極めて重要である。生産數量の統制にしても販賣價格の統制にしても凡て先づ以て整然たる分野の確定を俟つて始めて有効に成立し得るからである。即ち分野の決定は低度の統制ではあるが總ての統制施設の基調を成すものである。

次に需給調節は一定期間毎に品種毎に總生産數量を定め、一定率に依り之を各所屬組合に割當てるのであつて、需給調節を行ふ品種は聯合會に於て共同販賣を爲すもの及び少くとも所屬組合に於て共同販賣を實施するものより選定することとし、差當り先づ聯合會の共販に係るべき六品種に付て之を實行することに決定した。斯く本施設を聯合會又は所屬組合共販品種に限定したのは、陶磁器に付ては他の統制品種に見る輸出検査の如き統制確保の上に有効な制度が備はつて居らぬから、此の限界以上を亘つて生産調節を徹底せしむることは事實上極めて至難であり、延いては統制全體の機能を薄弱ならしむる虞あるに依る。

生産數量割當の方法は、當該品種に付統制を實施することに決定した日から二箇月前を起算點とし、過去一箇年間の生産數量を基準として、各關係産地間の比率を定め二箇月毎に定むべき總生産數量を右の比率に従ふて夫々の工業組合に割當てることとした。但しスープ皿及肉皿に付ては生産地區最近の狀勢に急激な變化があり、右の一般原則を適用することが極めて至難な事情があるので、特に改善委員會に於て便宜決定することとし、諸種資料に基き審議の結果左の通り決定した。

スープ皿

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

七一%

瀬戸陶磁器工業組合

二九%

肉皿

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

九五%

瀬戸陶磁器工業組合

五%

右割當比率は實施一箇年間の經過狀況に鑑み更に之を改訂し得ることとし所謂割當を受けた業者が權利の上に眠ることを矯正せんとする趣旨に外ならぬ。

猶更らに價格協定の如きは所屬組合の共同販賣を前提とすべきことは謂ふを俟たぬ所である。

最後に共同販賣の方法は注文を聯合會一手に引受け之を各所屬組合に對し既定の率に準じて割當て、唯荷物及集金は各所屬組合に分擔せしめる。統制實施の當初より實行することに決定したものはコーヒー碗、コーヒー受皿、スープ皿、肉皿、土瓶及三揃の普通生地製品である。

第三に共同販賣又は需給調節をなす品種に對しては一定の標準規定の下に検査を實行することとした。統制の徹底を期する上に於ては當然必要の事柄であつて、爾餘の施設に付ても夫々適當の取締を講ずべきことは勿論のこととせられた。

第四に統制上の資金並其の經費に充つる爲め統制手数料、製造權料及超過手数料を徵することとした。製造權料は所屬組合に對し特定品種の製造權を附與する場合に課し、其の額及徵收の方法等は各品種毎に聯合會に於て適宜決定する所に委した。統制手数料は共販又は需給調節をなす品種に付き之を課し、超過手数料はその割當限度を超過した場合に課するもので總て縞三綾等の先例に従つたものである。

統制實施の狀況

統制案の要綱決定するや實行機關たる日本陶磁器工業組合聯合會に於ては右成案の趣旨に依つて定款諸規程の變更整備を爲すと共に名古屋市の聯合會事務所内に共同販賣所を置き、商議員會を開催し

て生産數量の割當、生産總數量、販賣價格、規格標準及指定商人の決定等に付き幾度か協議討論を重ねて遂に之等を圓滿議定し、更に製品検査所の設置、役職員の任命等一切の準備を了し豫定の如く愈々昭和六年八月一日よりコーヒー碗外五品種の共同販賣の實行に入つた。併し之は多數品種中僅か一部分である。聯合會としては一面之等品種の統制を如何に所期の目的に到達せしむべきかといふ外に又、他面に於て爾餘の多數品種に對して如何に統制案を適用して業界全般の秩序を樹立すべきかといふ大きな問題が残つてゐる。今實施前後より最近に至る迄右兩面に就て種々施設せられた主たる事項を一瞥して見やう。

先づ共同販賣實施狀況であるが、委員會決定案では聯合會共販所一手に注文を集中する趣旨であつたが、設備の不完備其の他の事情に依つて當初から之を實行すること至難であつたので、事業開始勿々の際に於ける應急の措置として右注文中の方法を緩和し、所屬組合に共販支所を認めて注文引受を爲さしめることとした。然し此の方法は統制遂行上兎角圓滑を期し難い憾があるので、聯合會に於ても名實共に最も有效なる集中販賣制實行方に付種々準備計劃中であつたが、七年に入り先づコーヒー厚碗皿から開始することに決定し、萬難を排して遂に三月一日より實行した。統制案では共販の實施方法は註文集中に止め荷扱及集金は關係所屬組合に於て分擔させる仕組であつたが、此の共販は更

に一步を進めて之等一切の事項をも凡て聯合會に於て取扱ふこととし、共同荷捌所を名古屋市及岐阜縣多治見町の二箇所を設置した。正に名實共に完備した方法であつて、之を手始めに可及的速かに他の品種にも及ぼさんとする計劃である。勿論生産業者の氣運は熟成してゐるのであるが、主として資金の點が問題であると觀測される。尙共販品種には其の後滿鮮向食器が昭和七年一月十日から追加實施せられたのを初めとし昭和八年三月迄に白花生、電氣用ノップ、電氣捻物、佛器、納骨器、電氣用クリート、硬質陶器（スープ皿、肉皿、丼）電氣用碍子、陶管、碍子型スキッチ、神酒壺（磁器）、内地向佛花瓶、八香爐（磁器）痰吐の五品種が追加せられた。而して之等品種の規格統一は最も急務であるので聯合會に於ては統制開始當初に於て既に貿易業者を加へて考究を重ねた結果、寸法形狀に付ては最も理想的標準見本を貿易業者をして選定せしめ、之に依り各組合員の使用型及鏝を一定し品種の形狀寸法の統一を圖ることとし、品質に付ては原土其の他の原料が生産地毎に差異があるのと、焼成法の一定が困難である爲め漸次所屬工業組合の共同設備の整備を俟つて之が統一を期することとした。規格の検査は専ら形狀寸法に付て行はれ集合検査及出張検査の二様を採つてゐる。検査場の完備した地方は集合検査を主とし然らざる地方は窯出時に窯場に出張して行ひつゝある。目下検査員は總數四十七名、本部及各生産地組合に駐在する。而して聯合會は之等検査員をして製品規格の検査と同

時に統制の違反事項取締の任にも當らしめ統制の確保に専心の努力を拂ひつゝある。即ち不良品、無検査品の混入、販賣價格の違反、組合員外業者の統制紊亂等に對し不斷に検査員を督勵して違反事實の絶滅を期し、或は突如検査員の駐在地を變更し或は途上検査を勵行すると共に、運送業者を指定して製品の運搬車を一定し標色を附する等取締の徹底に萬遺憾なきを期してゐる。

次に需給調節であるが、先決問題として先づ大切なことは生産數量の割當比率を定めることであつた。スープ皿及肉皿に付ては既に改善委員會に於て便宜之が決定を見て居るので、爾餘の品種に付き商議員會は統制案の示す方法に準據して其の比率を決定した。此の比率は一箇年經過後多少の改訂を行ひ現在では左の通りになつてゐる。

スープ皿

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	七〇・七六〇七三%
瀬戸陶磁器工業組合	二八・九〇二二七%
名古屋陶磁器工業組合	〇・三三七%
肉 皿	
岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	八七・三九五二五%

瀬戸陶磁器工業組合	四・五九九七五%
名古屋陶磁器工業組合	八・〇〇五%

厚珈琲碗

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	三三・八二四〇四五%
瀬戸陶磁器工業組合	六一・四五四九五%
品野陶磁器工業組合	一・六六六%
名古屋陶磁器工業組合	三・〇五五%

薄珈琲碗

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	九五・九三六六四%
瀬戸陶磁器工業組合	三・九九七三六%
名古屋陶磁器工業組合	〇・〇六五%

薄珈琲受皿

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	九五・九四六二四%
瀬戸陶磁器工業組合	三・九九七七六%

名古屋陶磁器工業組合

〇・〇五六%

厚珈琲受皿

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

二九・九八六二%

瀬戸陶磁器工業組合

六九・九六七八%

名古屋陶磁器工業組合

〇・〇四六%

單獨土瓶

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一・八〇四〇四%

瀬戸陶磁器工業組合

八八・三九九九六%

名古屋陶磁器工業組合

九・七九八%

三ッ揃

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一・八〇四%

瀬戸陶磁器工業組合

八八・三九六%

名古屋陶磁器工業組合

九・八%

小型ティセツト

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一・八八三一%

瀬戸陶磁器工業組合

九二・二七一九%

名古屋陶磁器工業組合

五・八四五%

滿鮮向食器

白磁滿鮮向食器

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一一%

瀬戸陶磁器工業組合

八九%

青磁滿鮮向食器

瀬戸陶磁器工業組合

五一%

品野陶磁器工業組合

四九%

白花生

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一一・三七七八%

瀬戸陶磁器工業組合

八三・四三七二%

名古屋陶磁器工業組合

五・一八五%

電氣ノツブ

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

八・二〇一五%

瀬戸陶磁器工業組合

七三・八一三五%

名古屋陶磁器工業組合

一七・九八五%

電機捻物

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一九・一五三六%

瀬戸陶磁器工業組合

七六・六一四四%

名古屋陶磁器工業組合

四・二三二%

佛器

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

七三%

瀬戸陶磁器工業組合

二七%

納骨器

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

二%

瀬戸陶磁器工業組合

九四%

品野陶磁器工業組合

四%

クリート

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

二%

瀬戸陶磁器工業組合

九八%

硬質陶器

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

一四・八%

名古屋陶磁器工業組合

六一・一%

萬古陶磁器工業組合

二四・一%

磚子

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會

五〇%

瀬戸陶磁器工業組合

五〇%

陶管

普通釉藥並管

愛知陶管工業組合

七六%

三河陶管工業組合	二四%
普通釉藥厚管	
愛知陶管工業組合	二〇・六%
三河陶管工業組合	七九・四%
食鹽釉藥並管	
愛知陶管工業組合	八八・二%
三河陶管工業組合	一一・八%
食鹽釉藥厚管	
愛知陶管工業組合	五一・六%
三河陶管工業組合	四八・四%
碍子型スキッチ	
岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	一三%
瀬戸陶磁器工業組合	八七%
神酒壺	

岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	五〇%
瀬戸陶磁器工業組合	五〇%
佛花瓶	
瀬戸型佛花瓶	一〇〇%
瀬戸陶磁器工業組合	一〇〇%
美濃型佛花瓶	
岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	一〇〇%
香爐	
岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	四九・〇五%
瀬戸陶磁器工業組合	四九・〇五%
品野陶磁器工業組合	一九・〇%

續いて商議員會は統制第一期（六年八、九月）に於ける各品種の生産數量を定め之を既に定めた割當比率に依つて各所屬組合に割當てた。然るに生憎此の期間は深刻な不況に加へて日支紛争、英貨激落等重大な事件が起り海外の需要頓に激減したので一、二の品種を除いては實際の販賣數量は豫想外

に不振であつた。依つて第二期（六年十、十一月）に於ては賣行不振の品種に對し最高六割、最低三割の減産を決議し、第三期（六年十二月、七年一月）も之を踏襲し而して第四期（七年二、三月）分に付ても唯一、二の品種に多少の増加を見た外は凡て従前の數量に依ることにしたが其の後引續く爲替安其の他の好狀件に依り輸出は漸次旺盛となつて來た爲之に應じ左表の如く各期の生産割當を次第に増加し、第二年度第二期（昭和七年十月、十一月）に至りては前年同期に比し一割弱乃至八割の割當増加を見るに至つた。

割當數量

品 種	八月—九月	十月—十一月	十二月—一月	二月—三月	四月—五月	六月—七月	八月—九月	十月—十一月	十二月—一月	二月—三月
ス ー プ	二、八六、〇〇〇	二、八六、〇〇〇	二、八六、〇〇〇	二、八六、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	四、八六、〇〇〇	五、七九、七〇〇	四、二四、三六
肉 皿	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	三、四七、二六一	二、三六、〇〇〇
厚 碗	九、一四〇、〇〇〇	九、一四〇、〇〇〇	九、一四〇、〇〇〇	九、一四〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	八、二九四、〇〇〇	九、五八、一〇〇	八、二九四、〇〇〇
厚 皿	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	八、六四四、〇〇〇	八、六四四、〇〇〇	八、六四四、〇〇〇	八、六四四、〇〇〇	九、九四〇、六〇〇	八、六四四、〇〇〇
薄 碗	一七、四八、三〇〇	一七、四八、三〇〇	一七、四八、三〇〇	一七、四八、三〇〇	二、二四四、五〇〇	二、二四四、五〇〇	二、二四四、五〇〇	一七、七三三、七五〇	一六、二一九、七五〇	一七、四八、三〇〇
薄 皿	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、九六七、五〇〇	二、九六七、五〇〇	二、九六七、五〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、七二〇、五〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
單 獨 土 瓶	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	四、七五、二六〇	六、七、八六四	六、七、八六四
土 瓶 三 揃	七、七六、〇〇〇	七、七六、〇〇〇	七、七六、〇〇〇	七、七六、〇〇〇	三、四、七〇〇	三、四、七〇〇	三、四、七〇〇	三、九八、五七四	三、九八、五七四	三、九八、五七四

小型チーセット				五、四七、四三〇	五、四七、四三〇	五、三三、四三〇	五、七九、四三〇	四、六三、五四四	四、六三、五四四	四、六三、五四四
白満鮮食器			一、二〇九、五八	一、二〇九、五八	一、二〇九、五八	一、二〇九、五八	一、二〇九、五八	七、七〇〇	一、二〇九、五八	一、二〇九、五八
四四(サバル)								三、九、九六〇	四、四、〇〇〇	三、三、三〇〇
四三(サバル)								五、九、九四〇	一、九、八〇〇	八、八、八〇〇
五三(井)								三、三、三〇〇	三、三、三〇〇	一、五、五〇〇
四五(井)								九、九、六六	一、六、〇、五八五	九、九、六六
其他								三、九、二、一五七	三、九、二、一五七	三、九、二、一五七
青磁滿鮮食器			三、九四、五六	三、九四、五六	三、五、六三	三、五、六三	三、五、六三	三、九、二、一五七	三、九、二、一五七	三、九、二、一五七
白花生				一、〇、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	一、三、五、〇〇〇	一、三、七、〇〇〇	一、四、二、〇〇〇
コップ					五、四、五、〇〇〇	五、四、五、〇〇〇	一、〇、〇、〇〇〇	五、九、四、〇〇〇	五、九、四、〇〇〇	五、九、四、〇〇〇
電機捻物					四、八、五〇〇	四、八、五〇〇	一、七、三、五〇〇	八、三、五〇〇	八、三、五〇〇	八、三、五〇〇
佛器								一、四、八、五〇〇	一、四、八、五〇〇	一、三、六、五〇〇
納骨器								一、九、一、五〇〇	一、九、一、五〇〇	一、九、一、五〇〇
クリート								三、六、二、〇三六	三、六、二、〇三六	三、六、二、〇三六
碍子								二、九、九、六〇〇	二、九、九、六〇〇	二、九、九、六〇〇
碍子型スキッチ								一、九、〇、〇七	一、九、〇、〇七	一、九、〇、〇七
神器								五、九、四、〇〇〇	五、九、四、〇〇〇	五、九、四、〇〇〇
佛花瓶								七、三、六、〇〇〇	七、三、六、〇〇〇	七、三、六、〇〇〇

若し規模の大小に不拘工業者の目的が結局のところ製品の賣行よく、利潤が高く企業經營が安定することにあるとすれば工業の統制も此の目的に適つてこそ始めて効果が認められる譯である。然らば今回の統制は斯様な角度から眺めて果して過去一年半にどの位の效用を發揮し得たであらうか。先づ統制實施後の共販品種の賣行きはどうか。實施當初から今年二月末迄の共販品種販賣の實績を見るに次の如くである。

月別販賣數量及金額

品名	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
スーパ	二、三九四、七六四	三、〇三三、三三六	二、九七五、四〇〇	二、五八三、三九九	一、九六六、四四九	二、五五〇、七七七	三、〇〇八、六四四	四、四五六、九五二	二、五七七、五七三	二、四二五、二六五	四、九六六、〇三六	七、四九四、八四八	三、九一〇、六二二	三、六八八、〇〇一	七、七六五、二九	二、四三三、六〇一	七、七六五、二九	二、四三三、六〇一	七、七六五、二九	
肉皿	一、八四四、一三三	一、六三五、八〇八	一、七九六、〇九二	一、五五一、九六二	一、六六六、五八八	二、一七九、八三三	二、五八九、〇三三	三、〇三五、九九九	一、七六六、五八一	一、三三七、二六	三、三九四、七六四	三、〇三三、三三六	二、九七五、四〇〇	二、五八三、三九九	一、九六六、四四九	二、五五〇、七七七	三、〇〇八、六四四	四、四五六、九五二	二、五七七、五七三	二、四二五、二六五
厚皿	三、三九四、七六四	三、〇三三、三三六	二、九七五、四〇〇	二、五八三、三九九	一、九六六、四四九	二、五五〇、七七七	三、〇〇八、六四四	四、四五六、九五二	二、五七七、五七三	二、四二五、二六五	四、九六六、〇三六	七、四九四、八四八	三、九一〇、六二二	三、六八八、〇〇一	七、七六五、二九	二、四三三、六〇一	七、七六五、二九	二、四三三、六〇一	七、七六五、二九	
厚碗	五、三六六、三五五	三、六九九、九四〇	三、七三三、一〇七	三、七五〇、一六九	六、七三〇、六〇〇	六、七四九、五五五	六、九三三、四三三	八、四四一、八七一	四、三五四、〇〇五	四、二四九、六四八	五、三六六、三五五	三、六九九、九四〇	三、七三三、一〇七	三、七五〇、一六九	六、七三〇、六〇〇	六、七四九、五五五	六、九三三、四三三	八、四四一、八七一	四、三五四、〇〇五	四、二四九、六四八
薄皿	四、三〇七、二四八	三、五五八、五〇三	三、二六四、五〇一	三、〇九〇、二九九	四、〇一〇、八八七	四、七二一、三三三	四、三三二、八八八	七、〇八一、二〇七	四、一七九、三三二	二、九七七、五三〇	三、六六六、〇三三	三、三三三、一〇七	二、九七七、五三〇	三、三三三、一〇七	三、六六六、〇三三	三、三三三、一〇七	二、九七七、五三〇	三、三三三、一〇七	二、九七七、五三〇	三、三三三、一〇七
薄碗	九、四九九、二七六	七、五七七、五五六	六、五八八、五二二	六、三三四、六七七	六、四〇三、五七〇	七、七三九、〇四八	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二	八、六六八、五三二

薄皿	七、三三三、五四六	七、三七八、二五五	八、五〇〇、四一	六、八四八、六六〇	七、四二一、二四	八、〇〇〇、〇九五	一、五〇四、〇二二	三、三七、一三	七、七五四、三四三	三、九九九、六六二	四、九、五〇四、五〇五	〇、四四七、七	四、〇、六四九、八三	四、七、三三、一〇九	八、五、四七五、五	四、五、三九、九〇	七、三三三、五四六	七、三七八、二五五	八、五〇〇、四一	六、八四八、六六〇
單獨土瓶	一九七、三三三	二〇五、〇一四	一八七、五三三	一七九、二〇〇	二五八、八〇〇	二七、四六九	三六七、五四六	四五六、三七六	三三三、二一八	二四三、〇三三	一九七、三三三	二〇五、〇一四	一八七、五三三	一七九、二〇〇	二五八、八〇〇	二七、四六九	三六七、五四六	四五六、三七六	三三三、二一八	二四三、〇三三
土瓶三揃	五二、一九七	四八三、二一九	五五八、〇〇〇	七、七、八九六	七、九九、〇四三	六九二、二四九	八七九、五〇〇	一、二七、四四一	六三〇、九三三	四三三、〇三三	五二、一九七	四八三、二一九	五五八、〇〇〇	七、七、八九六	七、九九、〇四三	六九二、二四九	八七九、五〇〇	一、二七、四四一	六三〇、九三三	四三三、〇三三
小型チーズセット	九二四、〇〇五	三〇八、〇〇八	三五五、一九一	七三三、五二二	一四七、〇四一	一、六三三、三三八	一、三三、一八〇	二四八、一〇一	一六二、四九八	二四、七六五	九二四、〇〇五	三〇八、〇〇八	三五五、一九一	七三三、五二二	一四七、〇四一	一、六三三、三三八	一、三三、一八〇	二四八、一〇一	一六二、四九八	二四、七六五
白地滿鮮食器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青地滿鮮食器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白花生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ノッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電機珍物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

う。之等需要減退に處する手段として聯合會は昨年十月以來各品種の實績に徴して大減産を執行し生産を實需に適應せしめ以て益々統制の鞏固たる確立に努めたことは既述の通りであり、業者は確固たる統制の下に此の不況に堪え其の後昭和七年上半期末頃より輸出關係次第に好轉するや能く此の機を捕へて生産割當を増加すると共に販賣の増進に努めた爲販賣成績は逐月上り、品種に依りては超過生産さへも行ふ程となつた。景況の變動に依り徒らに混亂を引起すことなく、需要の増減に應じて能く生産を調節し機に臨みて業界の進展を圖るを得るは全く統制の賜と謂はねばならぬ。

次に利潤の良否は一に市價に係つてゐる、市價の確實な維持向上は強制的共販制の統制に依つて始めて完璧を期待出来るのであつて既に最も顯著なる效果を示して居る。從來は濫賣に次ぐ濫賣を以てし市價は只管慘落の一途を辿るのみであつたが、此の如何とも手の下し様のない業界の大勢も遂に今回の統制の力に堰き返されたのである。即ち今共販品種中、代表的なる物數種の市價變遷の狀況を示せば左表の如くである。

品 種	大正七年	大正大正九年	大正大正十一年	大正大正十三年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年上半年期	昭和六年下半年期	昭和七年一月	昭和七年十月	昭和七年十二月
スーア皿	九・五	一三・五	一五	八・三	六・五	四・五	四・五	三・八	二・九	二・三	二・六五	二・八	三・〇五	(單位錢) 三・七
肉 皿	二・〇	六・〇	六・〇	六・〇	四・〇	三・八	三・五	三・三	三・〇	一・九	二・〇	二・〇	二・三	二・八

土瓶三ッ揃	二〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	三三・〇	三三・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
單獨土瓶	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	一八・〇	一五・〇	一〇・五	六・八	七・五	七・五	八・五	一〇・〇	
薄 碗 皿	二・〇	九・〇	七・〇	五・〇	四・五	四・〇	三・五	三・〇	二・二	二・五	二・五	二・五	三・三	
仰向燒碗皿	一五・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	一八・〇	一五・〇	一〇・〇	六・〇	五・〇	五・〇	五・〇	六・〇	

輓近の世界不況に加へ昨年より今年にかけて日支紛争事件、金貨の暴落、金輸出再禁止等對外貿易に取つて極めて重大なる難局が相次で生起し我國陶統器の輸出も爲めに深刻なる影響を蒙つたことは更めて云ふ迄もない事實である。海外各地市場から注文の取消、船積中止の電報殺到し貿易業者も産地買付に對する應急措置として出來得る限り買付注文の取消を申出で先物契約などは大部分解除される有様であつたが此の間にあつて共販品種だけは確實に市價を維持することを得た。即ち本統制の結果従前の如く斯る變動が直ちに生地製品の相場に反響して直接生産業者を脅威することなく、その波動は徐々として及ぶのであるから各産地は比較的平靜に常態を持續することが出來たのである。偉大と云ふことは非常の際に始めて發揮されると云ふことが眞であるならば此の未曾有の混亂こそは統制の效果を測定する大きな秤であつたと云へるのであつて輸出關係の好轉と共に市價も引續き高騰し採算は甚しく有利となつたのも當然であらう。昭和七年下半年期の市價は前年同期に比し平均約五割高と見られる。

最後に生産分野の確定に依つて企業經營上に安定を與へたことは之亦歴然たる事實である。商況の好悪は陶磁器の各品種に依り、必ずしも一樣でない、甲の品種が良ければ甲を競ひ、乙の品種が良ければ又乙に螺集するといふのが陶業地の常態であつて爲めに企業經營に恒久性なく、中間商人に策動の間隙を與へ、一層業界の情弊を激化せしめたことは歴然たる事實である。岐阜縣下の生産地に於ては、夙に此の宿弊に鑑み、所謂專製權制度なるものが發達し相當立派な實績を示して居たのであるが固より地區が限定的であつたから効果は充分ではなかつた。今回三縣下一律に生産分野を確定するに至つて始めて完全を期し得られた譯である。目下の處、分野の決定を見たものは共販品種及製造權付與の行はれた四十六品種であるが既に經營に安定性を與へた効果は頗る顯著なるものがあると云はねばならぬ。

尙ほ統制の効果として、附言すべきことは今回の生地製造業者の影響を受け、關係業者の團體結成乃至統制化の傾向助長せられて居る事實である。最も重要な集散市場である名古屋市に於ては、既に加工品製造業者を主とする名古屋陶磁器工業組合及名古屋陶磁器上繪付工業組合が設立せられ、生地統制の協調機關として聯合會に加盟し統制の圓滿なる遂行に協力し岐阜縣地方に於ても岐阜縣陶磁器上繪燒付品工業組合、美濃陶磁器上繪燒付工業組合が組織せられるに至つた。之等の狀況から推し、

更に之等關係業者をも網羅する業界全般の統制の實現するものも、遠き將來ではあるまいと思はれる。

陶磁器界統制の事は、必ずしも今回を以て嚆矢とせぬ。既に藩侯時代の權政下に相當強固な統制が行はれ、尾張藩が瀬戸地方に施行した御置所の制度の如きは、極めて徹底的なものであつて、今日で謂へば、即ち強制的共同販賣制に外ならぬ。歴史は還元して今日再び斯業の統制が實現するに至つたが、固より封建的な經濟組織下に於ける現象と、近代産業組織下のそれとは同日の談でないのみならず統制の組織なり範圍に於て甚だしい懸隔がある。併し、果して今次の統制が我陶業史上又劃時代的變革を齎すか否かは、懸つて今後に於ける其の發展の經過に俟たねばならぬ。

六 護謨靴の統制に就て

九〇

概 説

各種織物、陶磁器、瑠璃鐵器等我國重要産業に付て續々と統制が實施されつゝある時、雜貨ではあるが、我が主要輸出品の一つである護謨靴に付ても亦最近統制の具體案が成つた。之は昭和七年五月十五日から實施され、最近數年間に於て當業者の悩みの種であつた幾多の積弊を一掃し海外の信用をも恢復して今後益々伸びんとする斯業の前途に光明を添ふるものとして一般の期待を得つゝある。今其の統制實施に至つた迄の經過を記して見よう。

斯業の概況と其の缺陷

護謨靴は革靴に比較して目方も軽く、耐水性に富み、而も甚だ安價な點等種々の特長を持つてゐるので我國では近年著しく普及し國民の日用必需品の一つとなつてゐるが、同時に我國は護謨靴の原料である生護謨の輸入に便利なこと、製造工程が手先の器用な我國民性に適してゐること、賃金の安いこと等の好條件に恵まれてゐるため、近年海外の需要に應じて護謨靴の輸出せられるもの頗る多く、輸向護謨靴工業が俄かに勃興した。其の産額は逐年増加し輸出額昭和四年には約一千萬圓、昭和五

年には約一千五百萬圓に達する隆昌を見るに至り、近時の世界的不況に伴ひ價格著しく低落した、昭和六年度に於ても猶約一千五百萬圓の輸出を示した。其の販路は支那、英領印度を始めとし南阿、蘭領印度、香港、海峽殖民地、比律賓、關東州、東阿、布哇等殆ど全世界に亘り、昭和六年來日支事變の影響を受けて支那方面への輸出は減少したが、印度、アフリカ方面への輸出は反對に著しく増加し更に英、米等に新販路が拓けて之を補ひ、斯業の發展は前途益々多望といふ有様であつた。

輸向護謨靴といふのは其の型や大きさ等に於て内地向品とは判然區別されるのであるが、其の種類は總護謨靴と護謨底布靴とに大別される。總護謨靴は狹義に於ける護謨靴であるが、之は更に總護謨長靴と總護謨短靴とに分たれる。護謨底布靴は所謂キャンパスシューズであるが、之と地下足袋との區別は「こはせ」の有無によつて決めてゐる。これは近年特に輸出額が増加し總護謨靴を遙かに凌駕してゐる。

今其の地方別の生産狀況を見るに兵庫縣を主産地とし各品種共總額の六割以上を占め、大阪府及福岡縣（護謨底布靴を主とす）之に次ぎ之に広島、岡山の兩縣を加ふれば輸向護謨靴の殆ど總ての生産地を網羅する。其の他東京府にも多少の輸向業者が無いでもないが、現在では未だ見本品程度の生産に過ぎない。又北海道等には相當額の生産があるが之は専ら内地向品に屬するものである。

而して輸出護謨靴製造業者の企業形態の二三を除いては概ね個人又は小規模會社經營であつて所謂中小工業の特徴を有する。殊に斯業が近年急激に勃興した爲め多數業者が俄かに簇生して一層雜然たる状態を示し、當業者は相互に何等の聯絡統制無く、無謀な競争を續け、濫賣の弊を生じて價格は漸次低落した。而も不良粗惡品の流出するもの多く、海外からは諸種の惡評が頻々として至り、甚だ信用を失墜してゐる。價格の暴落の甚しさに至つては統制實施直前の平均價格が昭和三年中の平均價格の半額乃至三分の一となつてゐるといふ有様である。依て今にして之が品質の低下、價格の暴落に對する改善の方策を講ずるに非ずんば、漸く伸びんとしつゝある斯業の前途を自ら蝕み自ら崩壊せしめるに至るべく、誠に寒心に堪へないものがあつた。

改善委員會設置の經過

茲に於て當業者も漸く右の如き缺陷に覺醒する所あつて、曩に昭和二年に兵庫縣下の護謨製品業者を以て兵庫縣護謨工業組合の設立せられた外に、昭和六年には大阪府下に大阪護謨工業組合、廣島縣下に廣島縣護謨工業組合が設立せられ何れも其の地方の護謨製品業の改善發達並に統制を圖つてゐたが、更に全國的統制の必要を感じ之等各組合及福岡縣下の日本足袋株式會社と「つちや」足袋株式會社とを構成分子として日本護謨工業組合聯合會を組織し昭和六年十月其の設立認可を受けた。當時輸

出護謨靴生産者であつて聯合會に未加入の者は岡山縣下の當業者のみであつたが、右は組合設立の上は同じく日本護謨工業組合聯合會に加入する豫定となつてゐた。

右の如く業界の實情は着々統制の準備を進めつゝある状態であつたし、又護謨靴は曩に重要輸出品取締規則に依る重要輸出品に加へられ、日本護謨工業組合聯合會が其の検査機關として昭和七年一月十五日から輸出検査を實施し品質の維持を圖つてゐたが、此の際更に進んで斯業改善の根本の方策として生産及販賣に關し確固たる統制を樹立する必要があるもので、茲に當業者の要望に依り昭和七年三月臨時産業合理局に輸出護謨靴工業改善委員會が設置せられ、改善の具體の方策を審議することになつた。委員會の組織は左の通りである。

會長	神戸商工會議所副會頭	榎並充造
委員	日本護謨工業組合聯合會理事長	江崎禎三
	兵庫縣護謨工業組合理事	安波源太
	日本護謨工業組合聯合會理事	秋山每治
	兵庫縣護謨工業組合監事	村上順三郎
	日本護謨工業組合聯合會理事	
	兵庫縣護謨工業組合理事	
同 右		

日本護謨工業組合聯合會理事	武川盛次
兵庫縣護謨工業組合監事	
日本護謨工業組合聯合會理事	桑原官吉
大阪護謨工業組合聯合會理事	並河武雄
同 右	正田善八
同 右	西川文二
日本護謨工業組合聯合會理事	龜山政三
廣島縣護謨工業組合理事	久保田清太
岡山縣釣鐘護謨株式會社	豐田秀禾
福岡縣日本足袋株式會社	横田忠六
福岡縣つちや足袋株式會社	新倉利廣
神戸貿易同業組合護謨製品部長	黒田鴻五
商工省工務課長	戸塚九一郎
商工省貿易課長	
兵庫縣内務部長	

統制案の内容

改善委員會は第一回（三月三十、三十一兩日）を東京に於て、第二回（四月十二、十三兩日）を神

戸に於て開催、第一回には統制案の大綱を審議し、第二回には前回の審議に基いて幹事に於て作成した統制要綱案に依り更に審議を進め、前回に於て保留した細目に付ても夫々慎重審議し、遂に輸出護謨靴工業統制要綱を議了決定し愈々五月十五日から実施することゝなつた。右の要綱中には生産割當比率の問題其の他幾多の困難な點があつたが、各委員は何れも地方當業者の利害を代表する人々なるにも係らず業界改善の根本的見解に於てよく一致協同し互讓の精神を以て無事此の難關を切り抜け、豫定の五月十五日には難なく統制が實施し得られる様に用意が整つた。

統制要綱の概要は左の通りである。

- (一) 統制すべき品種は總護謨長靴、總護謨短靴及び護謨底布靴とすること
 - (二) 統制の方法としては差當り需給の調節と價格の協定とを實施することゝし其の他は將來適當の時期に於て考慮すること
 - (三) 需給の調節は統制品種の各別に付き毎月の總生産數量を定め之を一定比率に依り所屬組合及會社に配當すること
- 生産割當の比率は差當り昭和五年及昭和六年（九月迄）中の實際生産數量と昭和七年一月十五日から同年二月末日迄の輸出検査數量とを基準とし各組合の實情を參酌して之を決定すること（本委員

會で具體的の比率迄決定した)

- (四) 價格の協定は總護謨長靴と護謨底布靴とについて最低價格を定めることとし其の他のものに付ては將來必要に應じて之を定めること
- (五) 統制の實行機關は日本護謨工業組合聯合會とし、統制に關する重要事項を決定する爲聯合會内に商議員會を設置すること
- (六) 統制の費用に充てるため一定の統制手數料を徴收すること
- (七) 實行期は昭和七年五月十五日とすること

統制實施の狀況

斯く改善委員會に於て斯業改善の具體的の方策たる統制要綱の決定を見たので、一方委員會は委員會々長の名を以て臨時産業合理局長官宛に之が答申を爲すと共に、他方統制の實行機關たる日本護謨工業組合聯合會では右の統制要綱に基き定款の改正、商議員の選任等必要なる手續を進め、又設立手續中であつた岡山縣護謨工業組合も其の設立の認可を得て聯合會に加入し、豫定の昭和七年五月十五日には悉く統制實施の運びに至つた。

而して五月十五日から先づ實施したのは需給の調節であるが、第一回の生産割當比率は既に改善委

員會に於て具體的に決定を見、第一回の總生産數量も委員會に於て將來組織せらるべき商議員會の準備的協議會といふ形式で非公式に決定したが、爾後は定款の規定に従つて生産割當比率は三ヶ月毎に、之を決定し總生産數量は毎月商議員會の議を経て之を決定してゐる。

第一期以後第四期迄の生産割當比率は左の通りである。

會 員 名	第一期(五月—七月)			第二期(八月—十月)			第三期(十一月—一月)			第四期(二月—四月)		
	長靴	短靴	布靴	長靴	短靴	布靴	長靴	短靴	布靴	長靴	短靴	布靴
大阪ゴム工業組合	0.300	0.400	0.300	0.301	0.500	0.300	0.300	0.500	0.300	0.350	0.300	0.350
兵庫縣護謨工業組合	0.000	0.500	0.600	0.750	0.400	0.600	0.700	0.400	0.500	0.700	0.300	0.400
廣島縣護謨工業組合	0.000	0.000	0.010	0.000	0.000	0.010	0.000	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
岡山縣護謨工業組合	0	0	0.010	0	0	0.001	0	0	0.010	0.010	0.010	0.010
日本足袋株式會社	0.010	0.005	0.010	0.000	0	0.010	0.000	0	0.010	0.010	0.010	0.010
つちや足袋株式會社	0.000	0	0.010	0.001	0	0.000	0.001	0	0.000	0.000	0.000	0.000
計	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

毎月決定する總生産數量はその大部分を既定の比率に従つて各會員に割當て、一部分は聯合會に保留して、市況其の他の事情に因り必要に應じ追加割當を行ふこととしてゐる。而して實際の生産數量は當初の二ヶ月ばかりは決定生産數量にも割當數量にも及ばなかつたが、八月頃から滿州國承認に因

次に價格の協定は極めて重要且困難な問題なので、改善委員會に於ても慎重の態度を採り、協定價格は聯合會で充分に研究した上商議員會に於て決定することとし、委員會では單に商議員會の準備的協議會の形式を以て其の發表及實施の期日及方法を決定しただけであつた。其の後聯合會では各種の資料を基礎に慎重に案を練つた上、總護謨長靴及護謨底布靴中六品種に付最低販賣價格を決定發表し、愈々昭和七年八月一日から之を實施した。

價格協定實施に當つては一時輸出業者間に不平を生じ又製造業者中にも二三反對を唱ふる者も無いではなかつたが、聯合會では一方輸出業者側と屢々協議して、相互の連絡協調に努むると共に、他方製造業者側に対しては充分制度の趣旨を徹底せしめ、峻嚴に之が履行を圖つたので、實施後制度の運用は極めて圓滑に行はれ、殆ど何等の違反紛議の聲を聞かず今日に及んでゐる。然のみならず昭和七年秋以來の好況に因つて價格も漸騰の傾向を示し、旁々爲替安に因る原料の騰貴等の關係もあり聯合會では昭和七年十一月一日及同年十二月二十日の兩回に互り最低販賣價格を各同約一割方宛一齊に引上げた。其の後昭和八年二月一日に至り總ゴム長靴中及小の二種に付て更に又約一割方値上を實行した。當初よりの最低販賣價格の變遷を示せば左表の通である。

輸出ゴム靴最低販賣價格變遷表 (單位打)

品 種	大小別	サイ ズ	當初ノ價格			第一次改正			第二次改正			第三次改正		
			(八月一日實施)	(十一月一日實施)	(十二月十日實施)	(八月一日實施)	(十一月一日實施)	(十二月十日實施)	(八月一日實施)	(十一月一日實施)	(十二月十日實施)	(二月一日實施)	(二月一日實施)	(二月一日實施)
八 オ ンス 帆布白底 運 動 靴	普通大	三六一四二號	四・三〇	四・七五	五・二五	四・三〇	四・七五	五・二五	同	同	同	同	同	
	特別大	四三―四五號	四・七三	五・二〇	五・七〇	四・七三	五・二〇	五・七〇	同	同	同	同	同	
	中	三二―三五號	三・八七	四・二五	四・七〇	三・八七	四・二五	四・七〇	同	同	同	同	同	
	小	二八―三一號	三・四八	三・八〇	四・二〇	三・四八	三・八〇	四・二〇	同	同	同	同	同	
	特別小	二二―二七號	二・九六	三・二五	三・六〇	二・九六	三・二五	三・六〇	同	同	同	同	同	
	普通大	三六一四二號	四・六〇	五・〇五	五・五五	四・六〇	五・〇五	五・五五	同	同	同	同	同	
ポ ン 白 底 運 動 靴	普通大	四三―四五號	五・〇六	五・五五	六・一〇	五・〇六	五・五五	六・一〇	同	同	同	同	同	
	特別大	三二―三五號	四・一四	四・五五	五・〇〇	四・一四	四・五五	五・〇〇	同	同	同	同	同	
	中	二八―三一號	三・七三	四・一〇	四・五〇	三・七三	四・一〇	四・五〇	同	同	同	同	同	
	小	二二―二七號	三・一七	三・五〇	三・八五	三・一七	三・五〇	三・八五	同	同	同	同	同	
	特別小	二二―二七號	三・一七	三・五〇	三・八五	三・一七	三・五〇	三・八五	同	同	同	同	同	
	普通大	三六一四二號	四・七〇	五・一五	五・七〇	四・七〇	五・一五	五・七〇	同	同	同	同	同	
帆 布 B ク レ ー プ 底 運 動 靴	普通大	四三―四五號	五・一七	五・七〇	六・三〇	五・一七	五・七〇	六・三〇	同	同	同	同	同	
	特別大	三二―三五號	四・二三	四・六五	五・二五	四・二三	四・六五	五・二五	同	同	同	同	同	
	中	二八―三一號	三・八一	四・二〇	四・六〇	三・八一	四・二〇	四・六〇	同	同	同	同	同	
	小	二二―二七號	三・二四	三・五五	三・九〇	三・二四	三・五五	三・九〇	同	同	同	同	同	
	特別小	二二―二七號	三・二四	三・五五	三・九〇	三・二四	三・五五	三・九〇	同	同	同	同	同	
	普通大	三六一四二號	五・〇〇	五・五〇	六・〇五	五・〇〇	五・五〇	六・〇五	同	同	同	同	同	
ポ ン チ B ク レ ー プ	普通大	三六一四二號	五・〇〇	五・五〇	六・〇五	五・〇〇	五・五〇	六・〇五	同	同	同	同	同	
	特別大	四三―四五號	五・五〇	六・〇五	六・七〇	五・五〇	六・〇五	六・七〇	同	同	同	同	同	
中	三二―三五號	四・五〇	四・九五	五・四五	四・五〇	四・九五	五・四五	同	同	同	同	同		

底運動靴	帆布A		クレープ		底運動靴		ポレンヂ		Aクレープ		メリヤス		
	特別小	普通大	特別大	中	小	特別小	普通大	特別大	中	小	大	中	小
二八—三一號	三六—四二號	四三—四五號	三二—三五號	二八—三一號	二二—二七號	三六—四二號	四三—四五號	三二—三五號	二八—三一號	二二—二七號	三一—八號	一一—二號	五—一〇號
四〇・五	五・二〇	五・七二	四・六八	四・二一	三・五八	五・五〇	六・〇五	四・九五	四・四六	三・七九	一四・四〇	八・五〇	五・七〇
四・四五	五・七〇	六・三〇	五・一五	四・六五	三・九五	六・〇五	六・六五	五・四五	四・九五	四・一五	一五・五〇	九・三五	六・二五
四・九〇	六・三〇	六・九五	五・七〇	五・二五	四・三五	六・七〇	七・三五	六・〇〇	五・四〇	四・六〇	一七・〇〇	一〇・三〇	七・〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一一・〇〇	八・〇〇

統制の効果

統制の効果は他の品種に付て見ると略々同様のことが見られる。先づ生産状況に付て云へば從來の濫造濫賣の弊は全く矯正せられ、聯合會の指導の下に全國を打つて一丸とする統制ある生産が行はれ、

業界の秩序が整然と保たれるやうになつたことは云ふ迄もない。而も生産額は多少の變動はあるにもせよ大體に於て統制實施後漸増の傾向を示してゐる。今左に統制實施後毎月の割當數量と實際生産數量とを比較して見よう。

月次	割當數量		生産數量		割當殘高	
	長靴	短靴	布靴	足	足	足
第一月(自五月十五日至六月末日)	一、二〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五九二、二六三	四〇七、一六七	三、六六九、五四七
第二月(七)	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	六〇七、七三七	四九二、八三三	二、三三〇、四五三
第三月(八)	五〇〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇	五八九、一一一	二四三、七七一	二、八一〇、九一五
第四月(九)	三二七、〇二六	三三五、六二四	一、八四八、四八九	一七二、九七四	一三四、三七六	一、八三一、五一一
第五月(十)	四九〇、五〇〇	四九〇、五〇〇	三、四〇四、五〇〇	一四〇、四二九	三三八、一二七	二、七一二、〇八七
第六月(十一)	三九〇、〇〇〇	三六五、〇〇〇	三、七七五、〇〇〇	三三〇、〇七一	一三二、三七三	二、〇九二、四一三
第七月(十二)	二九二、五一六	二〇三、八七六	三、〇九五、四六四	四〇〇、〇〇〇	三六一、一二四	三、〇九五、四六四
第八月(十三)	一〇七、四八四	二〇三、八七六	六七九、五三六	同	同	同

第六月(十 月)	第七月(十一 月)	第八月(十二 月)
三五二、〇〇〇	二四六、二六四	二二〇、九一三
二八九、四七〇	一〇五、七三六	六六、四三七
三〇〇、五三〇	三二四、〇〇〇	二〇六、六五七
五三三、五〇五	一六一、二四五	
四、二五〇、〇〇〇	一六二、七五五	
三、七一六、四九五	二八七、三五〇	
五九九、〇〇〇	一四九、三八五	
五三三、五〇五	四、〇八四、〇〇〇	
四、五九九、〇〇〇	三六三、三四三	
四、三三八、九二一	二〇六、六五七	
二六〇、〇七九		
四、〇八四、〇〇〇		
三、八九八、二八二		
一八五、七一八		

右表に依つて知り得る如く當初は生産數量は割當數量に遠く及ばなかつたが、漸次其の開きが少くなり、割當數量と實際生産數量とが近接して來てゐる。即ち初めは各生産地間の利害關係等からして割當數量は勢ひ過大となり、餘り生産制限の實を擧げ得ないものであつたが、後統制の基礎が鞏固となるに従ひ割當數量は次第に實際の需要に適應したものととなり、生産調節の作用は現實に力強く行はれるやうになつたことを示すと云つてよからう。殊に最近數ヶ月間に於ける生産數量の増加は著しいものがあるのを見逃せない。尤も統制實施後未だ日淺く一年にもならぬのであるから右の生産數量の變化は或は季節等の關係もあつて必ずしも業界の好轉を示すものとは云へないかも知れない。然し左表に示す通り統制實施後の輸出状況を前年同期の其れと比較して見ると明かに著しい輸出の増加が認められる。

められる。之には固より爲替安其の他種々の原因もあらうけれども統制實施に依つて當業者間の無謀な競争が無くなり價格も安定して、海外市場から極めて好感を以て迎へられるやうになつたことに因ること大なるものがあらうと思はれる。

護謨靴神戸港輸出數量

月次	總護謨靴(長短共)		護謨底布靴	
	數量	價額	數量	價額
五月 昭和六年	四九、〇七四	二七七、五一七	一三〇、八六八	六七〇、一五一
六月 同	六七、六四七	二八九、九六四	二一一、五九一	九二七、四六二
七月 同	五四、二八七	二五四、〇九八	一一九、四三六	五八九、二六八
八月 同	七五、三五八	三四六、四一九	一四五、三三六	五四二、〇八二
九月 同	四六、三〇〇	二七二、一七〇	一〇八、〇五三	五一八、二七五
十月 同	八二、五五三	四六六、六四一	一〇六、四一八	四八一、〇一六
十一月 同	五五、八四九	三一六、七三一	一二二、〇一六	五九七、〇三四
十二月 同	一〇五、三九五	六二四、一六二	一一六、四八二	四五六、一七一
一月 同	六二、六〇七	三五七、〇一四	一二〇、八七七	五九七、七五四
二月 同	五二、二六四	三四九、九九四	一三二、六四〇	五一三、〇七七
三月 同	三三、九五八	二四八、二一五	一一六、二三一	五四八、三三四
四月 同	八三、〇五九	四三四、〇〇二	一七三、〇六一	八一七、八九五

十一月	十二月	一月	二月
同	同	昭七	昭八
同	同	昭七	昭八
二二、九九四	二五、〇五一	三九、六三三	二五、六一二
九六、六四八	九〇、七九八	六七、三一二	一〇一、二八六
一五五、七三二	九一、〇四九	一二四、五八三	一〇八、七五一
五六〇、八〇九	四〇九、九五二	三八二、四九二	六八一、五六五
一二六、八一五	一五一、二〇一	一五五、八八六	一七二、九七四
一九八、二一八	三〇九、二五六	一八七、三四六	二一七、五九九
五六九、一四七	六四九、九七七	六七四、一一六	八一二、八五六
九七一、一〇四	一、五五九、八五五	九六一、三六三	一、一四六、〇七四

次に市價に付て見るも、統制實施後漸次好轉し、當業者が多年苦んでゐた採算割れの状態は著しく改善せられ、最低販賣價格制定後は從來の不當な廉賣、賣崩の弊を防ぎ九月、十月の頃には既に最低販賣價格より五分乃至一割方高値で取引せられるやうになつたが、爾後折柄の財界一般の好況竝に爲替安に因る海外需要の激増等に因り價格は益々昂騰する傾向を示したので、聯合會では數回に亘り最低販賣價格を上げたこと前述の通りである。然し價格の騰貴が爲替の低落に比例しない爲海外で屢々ダンピングの誘を受け禁止的關稅に逢合する事情を生じたのは遺憾である。

要するに我國の輸出護謨靴工業は其の統制實施後從來の無秩序無統制の積弊を芟除して一路更生の途を辿り、發展途上にある斯業の前途をして益々光輝あらしむるものとして内外の期待を得つゝある。

昨今爲替關係其の他の事情よりして業界頓に活況を呈しつゝある折柄、此の際價格の維持改善に今一段の努力を試みたならば一層の効果を擧げ得るであらう。

七 過磷酸肥料工業の統制に就いて

概 説

過磷酸石灰は我國に於て使用せられる化學肥料中最も重要なもので、昭和四年中の消費は約二億七千萬貫、此價格三千八百萬圓に及んでゐるが、明治二十年に我國に初めて斯業の發生を見てから日清、日露の兩役及歐洲大戰等を契機として其の生産能力は飛躍的に増進して來たるにも拘はらず、需要は必ずしも之に伴はず、近年農村不況の影響等を受け需要が激減するに及んでは需給の權衡を失ふこと甚しかつた。之に對し當業者は相互の協調に依り有效なる對策を講ずる必要を痛感し乍らも種々の理由から歩調を一にすることが出來ず、却て徒に無謀な競争を繰返し終には此の國家的重要産業も潰滅を來すの虞ある事態を誘致するに至つたので臨時産業合理局に於ては本工業確立の方策樹立に協力することに決し過磷酸肥料工業改善委員會を設置するに至つた。同委員會に就ては慎重審議の結果、工業組合を組織して之を統制するを唯一の妥當なる方法と認め此の決議に基いて昭和六年五月磷酸肥料工業組合が組織せられ組合の事業として各種の統制策が講せられることとなつた。以下其の大様を記することとする。

生産及輸出の狀況

我國に於て過磷酸石灰が肥料として使用せられたのは明治十年代であつて、同二十年には東京人造肥料株式會社が創立せられ始めて化學肥料の製造が行はれたのであるが廣く化學肥料の使用を普及せしめるのは容易ではなく、從て過磷酸肥料工業の發達も遅々たるを免れなかつた。其の後、日清、日露兩戰役當時、農産物の價格騰貴、滿洲より大豆油糟の輸入杜絶等の理由により斯業は一大躍進を遂げ、次いで戰後に及んで頓に需要減退し一時不振に陥つたが歐洲大戰の勃發により再び舊に倍する急激なる膨脹を見るに至つた。即ち、大戰當時の農産物の價格騰貴により農家は擧て高肥高産を圖り之が爲磷酸肥料に對する需要は激増し生産設備は擴張せられ、且戰後に於ては戰時の爆薬製造の必需品たる硫酸工場の轉化が行はれた爲生産額は逐年増加し、左表の如く昭和四年に至つては約二億三千万貫、價格にして約三千八百萬圓にも達するに至つた、之を明治四十年頃に比すれば約五倍、歐洲大戰直後に比すれば約二倍の増加に當つてゐる。

年 度	數 量	指 數
大 正 九 年	一〇五、九二〇 <small>千貫</small>	一〇〇
十 年	一四四、四六八	一二六
十 一 年	一四三、七三〇	一二八

十二年	一四六、六九〇	一三四
十三年	一五五、一五〇	一四五
十四年	一九二、〇八五	一七一
十五年	一九二、三二七	一七一
昭和二年	一八九、一九九	一七〇
三年	二三二、一一四	二二二
四年	二二九、七七二	二二二

斯の如く生産數量は飛躍的に増加したが需要の方面は必ずしも之に伴はなかつた。寧ろ、近年の農産物價格の暴落、延いて起る農村不況の激化につれ肥料として比較的高價な化學肥料への需要が減退するのは當然であつて、此の爲需給の不均衡は甚だしく、生産は大いに過剰となり當業者は自己製品の賣込に腐心する結果無謀なる價格の競争を行ひ漸次價格は低落し斯業に従事する十餘の會社中大部分は收支相償はざる状態に立至つたのである。元來過磷酸肥料は燐鑛石に略之と同量の硫酸を加へて製造するものであるが其の製造工程は極めて簡單である爲生産費は原料價格が其の大部分を占め、從て原料價格の高低が製品の價格を左右することになるのである。而して現在各社は各自硫酸工場を有するので購入原料は燐鑛石と硫化鑛石となり前者は主として南洋、北米、亞弗利加、濠洲方面よりの輸入に俟ち、後者は產銅國たる關係上我國に於て豊富に產出せられるが其の價格は何れも騰貴の傾

向にあるに反し其の製品たる過磷酸肥料は逆に逐年低落しつゝある。今昭和元年以來の平均價格を示せば左の通りで昭和五年に入つては低落率は益大である。

平均價格 (水溶性磷酸一九、五%七、五貫入一噸價格)

昭和元年	一・四九 ^甲
二年	一・三八
三年	一・二八
四年	一・二三

過磷酸の生産狀況は以上の通りであるが、次に輸出狀況を見るに歐洲大戰迄は濠洲、ニュージランド方面に相當の輸出をし其の盛況時代には輸出年額三百五十萬圓(年産額の約二十パーセント)にも達したが濠洲に於ける禁止的關稅實施の爲一時杜絶するの已むなきに至つた。然るに其の後歐米諸國の窒素肥料が支那、南洋方面に進出するに伴ひ他の化學肥料の需要も増加し、昭和四年度には支那、南洋、印度方面に我國から約一萬噸の過磷酸石灰が輸出されたが、我國が原料の獲得上諸外國との競争關係に於て極めて有利なる地位を占めてゐる點から見れば過磷酸の輸出は尙一層盛になるべき筈である。

斯業の缺陷

然らば敍上の如き業界の不振、病弊は何に依て惹起されたのであらうか、夫れは謂ふまでもなく當業者相互の無節制な生産と無謀なる賣崩しとにあるものと謂はねばならぬ。即ち、戰時好況の際には需要漸増の勢に乘じ過磷酸肥料工業の生産能力は常に先見越的に膨脹し來つたので需要減退の狀勢に伴ひ茲に必然的に生産過剰を生じ當業者は其の製品の始末に困る揚句は各々之が賣急をなし終に無謀放縱なる賣崩の大勢を馴致するに至つた。從て更に問題を突きつめて謂ふならば結局弊害の根源は過剰なる生産力を無統制の儘に放置すると云ふ點にあると謂はねばならぬのであつて、賣崩しに依ては或は一時の急を糊塗し得るかもしれぬが夥しく過剰な現在の生産力に思ひ切つた整理を斷行せざる限り最早斯業の眞の安定を圖することは出來ぬのである。當業者も亦夙に之を痛感し、既に日露戰後の不況に際會した時、明治四十二年に原料輸入商等をも網羅した人造肥料聯合會を設置し、更に又大正九年、當時に於ける有力なる業者の殆ど全部を網羅し過磷酸同業會を組織し同業者の協調に依り斯業の安定を策した。

同會は大正十一年三月から生産制限を實施し、大正十五年十二月十五日から翌年一月十六日迄は全体さへも斷行し、其の後も引續き左表の如き率に依り生産制限を行つて來たが種々の事情から全部の加盟會社が歩調を一にする能はず、爲に生産制限も實效を擧ぐるに至らなかつた。

自昭和二年一月至同	二年五月	二割
自昭和二年五月至同	二年九月	二割六分六厘
自昭和二年九月至同	二年十月	三割一分六厘
自昭和二年十月至同	三年九月	生産制限を行はず
自昭和三年九月至同	四年一月	三割
自昭和四年一月至同	四年九月	二割
自昭和四年九月至同	五年十一月	三割

一體業界の無謀なる競争は管に業界自身の不利益なるのみならず他面消費者側に對しても決して利益ではあり得ない。即ち、本邦農業にとつて不可缺なる斯業の確立を圖ると共に業者の提携に依り低廉なる原料の獲得に力め技術の研究、經營の改善と相俟つて極力生産費を切下げ、良質安價なる製品を供給することが我國産業全般から見て正に最良の途と謂はねばならぬ。

過磷酸肥料工業改善委員會の設置

斯くて政府に於ても本邦化學肥料工業の堅實なる發達を期するの緊要なることを認め昭和五年九月臨時産業合理局内に過磷酸肥料工業改善委員會を設置し同局顧問井坂孝氏を會長とし左の如く當業者

十二名を委員とし斯業確立策に付審議を進めることゝなつた。

過磷酸肥料工業改善委員會

會長 井坂孝
委員 石川一郎

二神駿吉
苦米地義三
小野義夫
梶原仲治
田中榮八郎
多木彖次郎
山本信夫
安部邦太郎
齋藤藤四郎
齋藤庸之助

本委員會は昭和五年九月四日東京に於て其の第一回の會議を開催し、爾後會議を開くこと四回、斯業不振の原因に付忌憚なき意見の交換を行ひ他の各種の委員會に於けると同様最も熱心に審議を進めたが結局此の夥しき生産過剰を緩和し需給の權衡を圖るには業界を何等かの方法に依り鞏固に統制するの他道なきことに意見の一致を見たのである。之が統制の方法としては第一國家の管理、第二各社の合同、第三共同販賣、第四組合法に依る協調の四案が出て夫々慎重に論議されたが第一は理想案であつて且其の利害は容易に斷じ難く、第二は事實上其の實現困難であり、第三は從來屢々試みたるが實效の擧らなかつたものであるので結局工業組合法に依る統制を斯業の現狀に鑑み唯一の適切なる方法と認め十月九日其の審議を了するに至つた。

磷酸肥料工業組合の設置

此の過磷酸肥料工業改善委員會の決議に基き、商工省當局に於ては調査考究の結果、昭和五年十一

幹事 男爵 岩村一木
白石元治郎

田中直通
平野久保

月過磷酸石灰を工業組合法第一條に依る指定品目に追加し、同時に當業者も工業組合設立に着手し、各種の準備及手續を了して昭和六年五月全國を地區とし内地同業者十三名中十名を以て組織する磷酸肥料工業組合の設立を見た。茲に磷酸肥料工業の統制の基礎が成つた譯である。

組合の行ふべき事業は改善委員會に於て決定せられたる工業組合定款要項に據るものであるが、其の主要なるものは大略左の通りである。

先づ第一に組合は過去數年間の製品需給統計、農産物價格等を斟酌して需給の調節を計り、總會の決議に依り各組合員の生産數量を製造能力並に營業に必要な諸條項を包括した標準に基いて調節せんとする。之に依り需要と生産との調節を圖り、生産過剰による値段の下落を防止し、合理的經營に依る生産價格を算出し販賣價格の基準を定むること、相俟つて市價の安定を圖らんとするものであることは勿論であるが、又他面生産の不足に依る價格の暴騰等凡て無統制なる生産に由來する弊害を除去せんと企圖するものであつて、殊に不當なる生産制限、價格吊上等を豫防する爲に後述する如く審議會なる特別の機關を設けて十分自制の方法を講じて居る。

次に又組合は原料の共同購入に依り極力生産費の低減を圖ると共に、委託に依る共同販賣に依り配給の合理化を圖つてゐる。過磷酸の如き原料費が生産費の七、八割を占めるものにあつては安價な原

料の獲得と云ふことが何よりも有效な原價引下の方法であるが、今、組合に於て組合員の使用するアングウル磷鑛石其の他の原料を大量に共同購入することゝなれば各社毎に各々原料を購入するに比し遙に割安となることは當然であつて、更に又組合員の多くが組合に其の製品の販賣を委託することゝなれば製品の配給を合理的ならしむることに依つて運賃其の他の販賣費の節約も可能であり従前に比し遙に安價に製品を供給することが出来る譯である。

斯くして生産費の低減を圖り又不斷の試験研究等に依つて技術の進歩を圖つたならば良質安價な製品を供給し得て自然海外市場にも進出し得る譯であるが、組合は尙進んで海外輸出を奨励し海外に於ける販路獲得の爲、南支那、南洋等に調査及視察員を派遣すると共に輸出製品には一定の輸出奨励金を交付し極力其の輸出増進に力めてゐる。之等の方法に依つて内外の需要を喚起し販賣量が増加するならば次第に生産設備の全能力を活動せしめ得るに至り原價は愈々低下し斯業の基礎は確立し消費者も亦良質低廉なる磷酸肥料を購入し得るに至るであらう。

之等組合事業の遂行は能く生産、販賣を合理的ならしめ斯業を統制し其の確立を致す所以であるが磷酸肥料が農家の必需品である關係から其の行ふ所は消費者たる農家に多大の影響を及ぼすことが尠くない。此の爲審議會なる特別の機關を設けて組合の重要事項を諮問することゝした。之は不當なる

生産制限、價格の吊上等を豫防し事業遂行の公正を期する上に於て極めて妥當なる用意と謂はねばならぬ。本審議會は官廳より推薦を受けたる者二名、消費者を代表する者一名、名望家一名、人造肥料組合會々長及組合の推薦したる者二名の七名より成るもので現在の審議員は左の通りである。

吉野 信次

矢作 榮藏

藤川 永充

井坂 孝

田中 榮八郎

大河内 正敏

白石 元治郎

磷酸肥料統制の要綱即ち組合事業の大要は略以上の如く定まり、組合は其の設立後着々事業開始の準備を進めつゝあつたが組合の事業の遂行の爲には先づ各組合員の工場生産能力を測定せねばならぬ。之が爲組合員中から各一名の技術員を出し工場生産能力測定に必要な基準を定め、技術員三、四名宛一團となつて全國の各工場を巡回して測定した爲多大の日數を要し此の程漸く生産調節に關する諸規則の成案を得て審議會に諮問の上實施の運びに至つた。之と共に當初十名であつた組合員も昭和七年一月同業者中の有力者たる株式會社住友肥料製造所の加盟を見、殘る多木製肥及新潟硫酸の二社に對しても極力加盟方を慫慂中である。

斯くして組合の基礎は確立し統制事業實施に必要な諸般の準備が着々進捗せられつゝあるが、我々磷酸肥料工業の確立は一に懸つて此の組合事業の成否如何にあるのである。而して過磷酸肥料工業改善委員會の設置以來今日迄の當業者の熱心なる努力の跡を見ると今後組合事業の成果は期して待つべきものあることを信ずる。

八 自轉車部分品の統制に就いて

概 説

護謨靴工業に次いで自轉車部分品工業の統制のことが問題となり、部分品中先づハンドル、リムブレーキの二品種に付昭和七年十一月一日以降生産及販賣上の統制が實施せられた、而して爾餘の部分品に付ても漸次統制を實施すべく目下準備が進められて居る。以下ハンドル及リムブレーキ製造業統制實施の經過を述べて見よう。

斯業の概況

自轉車部分品工業の統制を述べるに當つては先づ斯業の概況を説明するの要があらう。本邦自轉車業の特徴としては、先づ第一に部分品工業として發達して居る點を擧げねばならぬ、我國の代表的の自轉車製造工場と云へば、大日本自轉車株式會社、宮田自轉車製作所、岡本自轉車製作所等であるが、之等の大工場でも各部分品を全部に亘つて自給して居るわけでは無い。即ち斯業には部分品毎に專業者があつて、夫々専門とする部分品の製造に従事するのであつて、全国各地の自轉車販賣店は之等專業者より部分品を買集めて、之を組立て販賣するの仕組みになつて居るのである。

次に擧ぐべき特徴としては、之等部分品製造業者は極めて少數の例外を除けば、何づれも中小工業の部類に屬することである。従つて之等業者が不合理な生産を行ひ、宿弊と自覺しつゝも舊慣を脱出し得ないで悩み續けて居ることは他の中小工業と一般で、茲に贅言を用ふるの要はあるまい。

今工場統計に依り其の規模を見るに、

一工場當り職工數	工場數	職工數	生産高
五—一〇人	一九五	一、二一一	二、七四二千元
一〇—一五人	五八	七三八	一、四〇一
一五—三〇人	七四	一、六一〇	四、四四八
三〇—五〇人	三五	一、三八四	三、一八八
五〇—一〇〇人	一三	一、一三〇	二、三五四
一〇〇—二〇〇人	七	一、〇二四	二、六〇〇
二〇〇—五〇〇人	三	九九二	三、一九二

右の如く職工數三〇人以下の工場が大部分であつて、斯業の經營規模の大體を覗ふことが出來やう。

第三に擧ぐべき點は斯業が主として内地市場を目的とした工業であることである、既述の稿三綾以下統制を實施せられてゐるものは悉く輸出品であるが、輸出を主とした統制であるが斯業に於ては輸

出は寧ろ従たる地位を占めて居る。

元來我國の工業發達の經路としては先づ輸入を防遏して國內市場を充足して、漸次輸出工業に轉ずることが一般であるが、斯業に於ては、最近漸く國內の需要を満すに至つたもので、自轉車部分品の輸入統計を見るに、

年次	輸入高
昭和四年	一、二三六千円
昭和五年	五九六
昭和六年	三九九
昭和七年(十一月迄)	二〇五

であつて、今日輸入としては殆んど之を無視して差支へない程度のものである。

又本邦自轉車及同部分品の製造高は約五千萬圓と推定せられて居るのであるが、之に對し輸出は約一割乃至一割五分程度であつて、

年次	輸出高
昭和四年	三、四二九千円

昭和五年	二、九〇一
昭和六年	五、一九八
昭和七年(十一月迄)	六、七七二

即ち最近頃に増加の傾向あり、特に昭和七年は爲替安に惠まれて輸出高が著増しつゝあるは、自轉車工業の本邦に確立したる際に於ける天惠の好機を得たものであつて、更に此の際斯業統制の氣運が醸成せられたことは、斯業發展上誠に慶賀に堪えない。

尙自轉車及同部分品工業の地方的分布状況を見るに、昭和五年度工場統計に依れば、

府縣名	生産高
秋田縣	九〇〇円
栃木縣	七九、四二九
東京府	二、九〇五、八八四
神奈川縣	七八、九一二
石川縣	七一七、六六五
岐阜縣	二一一、九五九

愛知縣	一、四六〇、七〇三
京都府	八、一八〇
大阪府	四、七〇三、九七八
兵庫縣	一、七七六、三一八
岡山縣	一〇、〇〇〇
廣島縣	四四三
香川縣	七、五〇〇
福岡縣	二四四、五〇三

即ち東京、大阪、愛知、兵庫の各府縣が壓倒的多数を占めて居る。而して東京、大阪、名古屋の三地方の業者は既に夫々工業組合を組織し、斯業改善の第一歩を踏み出して居るのであるが、其の活動は極めて局部的であつて、未だ殆んど見るべきものがなかつた。尙兵庫縣の當業者は目下組合設立の準備を進めて居る。

自轉車工業改善委員會設置の經過

最近の經濟不況に際し中小經營である自轉車工業の受けた打撃は素より深刻なものであつて、激烈

な競争の結果、次第に品質は粗品となり、斯業將來の爲、甚だ憂ふべき有様であつた。特に輸出品の如きは爲替の低落にも拘らず、市價低落して止る所を知らぬ狀況であつた、就中、ハンドル及リムブレーキの二品種の製造業は其の業者中一、二の者の甚しき廉賣の爲、特に市價の低落顯著であつて、一般小規模業者は到底其の業を續くること能はざる次第に立到つた茲を以て各地工業組合の首脳部は、此の難局を打開するには統制を實施するの外に途なきことを自覺し、相互に相集つて、統制案を協議すると共に、商工省當局に對して其の促進方を陳情する所があつた。

そこで商工省當局は之等組合首脳部及當業者の代表者等を商工省に招き昭和七年九月より十月初旬迄に前後三回に亘つて協議を遂げた結果、統制の必要を認めたので、九月三十日左の通臨時産業合理局に自轉車工業改善委員會の設置を見るに至つた。

自轉車工業改善委員會

會長	臨時産業合理局顧問	牧田環
委員	名古屋高等工業學校教授	伊藤萬太郎
同	岡本自轉車製作所	岡本松造
同	名古屋自轉車工業組合理事長	林和藏

同	東京自轉車工業組合理事長	安西伊之助
同	大日本自轉車株式會社	江田忠吉
同	日本自轉車輸出組合理事長	中山中
同	大阪自轉車工業組合理事	杉浦宇三郎
同	宮田自轉車製作所	宮田榮太郎
同	大阪自轉車工業組合理事長	高木幸太郎
同	ハンドル製造業者(大阪)	田中惣次郎
同	ハンドル及リムブレイキ製造業者(名古屋)	大橋助左衛門
同	リムブレイキ製造業者(東京)	吉川敏彦
幹事		商工書記官 立花俊一
同		地方事務官 中原啓造
同		同 久保喜六
同		同 岡松成太郎

本委員會は昭和七年十月七日午前十一時より商工大臣官邸に於て第一回の會議を開催し各委員の熱

心なる審議の結果左の通りの決議を爲し、之を主務大臣に報告した。

自轉車工業改善委員會決議

一、差當り統制を實施すべき部分品の範圍

- (一) 市場の現狀に鑑み先づハンドル及リムブレイキに付統制を行ふこと
- (二) ハンドル及リムブレイキ以外の部分品に付ても漸次全般的に統制を行ふこと。

二、統制方法

- (一) 生産の統制を行ふこと生産の統制は左の方法に依ること
 - (イ) 市場の狀況に依り需要數量を豫定し生産を之に一致せしむること
 - (ロ) 前項に依り生産數量を定め之を各工業組合に割當つること
 - (ハ) 生産數量割當の比率は昭和六年の生産數量を基準として定むること
- (二) 販賣の統制を行ふこと。販賣の統制は左の方法に依ること
 - (イ) 最低價格を定むること
 - (ロ) 取引先を制限すること
 - (ハ) 共同販賣は今直に實行し難きも漸次之を實行すること

三、製品検査

製品の改善と統制確保の爲検査を行ふこと

検査は差當り輸出向を標準として最低標準に依り之を行ふも漸次其の標準を引上ぐること

四、規格は最低の規格を定むること

五、實行機關

(一) 統制機關としては日本自轉車工業組合聯合會をして之に當らしむること

(二) 日本自轉車工業組合聯合會所屬組合に加入し居らざる業者は此際成るべく加入を勧誘し尙加入せずして統制を紊す虞ある者に對しては法令の運用に依り統制の確保を圖ること

六、統制費は實費主義とすること尙差當り左の通り定むるも、實施の成績に依り必要に應じ増減すること但し成るべく低廉ならしむること

統制證紙料

ハンドル

一本に付

一錢

リムブレーキ

一組に付

八厘

検査手数料は輸出協會の検査手数料と一致せしむること

七、統制は可成十一月一日より開始すること

統制の實施

日本自轉車工業組合聯合會は右の決議に基き直ちに統制の準備を開始した。即ち十月十日商工省會議室に於て總會を開き、其の定款を改正し、引續き商議員會を開いて統制第一期(十一月、十二月)の分として左の通り生産割當を行ふと共に最低價格を決定した。

一、生産數量の割當(二ヶ月分)

組合名	ハンドル	リムブレーキ
東京	九四、三七二本	八六、九二〇組
大阪	六七、二〇〇本	七八、七二〇組
名古屋	一〇六、五六二本	一〇四、八〇〇組

二、最低價格

ハンドル(一本)

リムブレーキ(一組)

内地向

六五錢

三五錢

輸出向

五五錢

三四錢

尙生産數量に付ては、基礎となるべき昭和六年の實生産高が明らかでない爲、更に各地方より調査

員を派遣して、調査をすることとし、一應右の數量を割當つることとした。

商議員會は更に販賣業者の指定を爲すこととなつて居るが、之は從來組合員の取引を爲したるものは悉く指定するの方針を決めただけで、各組合員の申出を待つこととした。

斯くて萬端の手續を終つて十一月一日より統制の實施に入つた。

尙自轉車の販賣業者及輸出業者より特に其の統制實施に際して、自己の立場より意見を申出づるの機會を與へられたき旨の希望の申出があつたので、商工省は其の代表者と工業組合聯合會の代表者とを以て自轉車工業統制懇談會を組織せしめ、統制の重要事項に付て意見を交換するの制度を設けた。其の第一回の會合を名古屋に於て開催し、爾後商議員會毎に之を開催し、意見を交換した結果漸次兩者の間に意見の融合を見つゝある次第である。

第一回商議員會に於て保留せられた通り生産數量に付十一月中に再調査を行ひ、臨時商議員會を開き十一月及十二月に對する生産割當を左の通り變更した。

組合名	ハンドル	リムブレーキ
東京	一五三、六六八本	一二六、八五六組
名古屋	一三三、一〇〇本	一七七、一〇〇組

大 阪 一一五、八二〇本 一四五、八六〇組

更に十二月第二期の爲に左の通り生産割當を行ふと共に最低價格の引上を行ふた。

- 一、生産數量は前期數量を踏襲すること
- 二、最低價格を左の通り變更すること但し、既約品にして一月末日迄に納入するものは舊價格を以てするも差支なきこと。

内地向	ハンドル	リムブレーキ
八十錢	四十五錢(タンボー付)	
輸出向	七十錢	四十錢(タンボーなし)

斯くて漸次統制も軌道に乗つて來て、當初、早急に實施したため種々の憶測が行はれて居たのが漸次業界より理解せられ、他の部分品に付ても統制計畫が進められて居り、自轉車部分品の全般に亘つて統制が行はれるのも遠いことではないと思料せられる。

統制の効果

昭和七年十一月一日ハンドル及リムブレーキに付き、統制の實施せられた頃は自轉車工業に取つては異常の時期であつた、即ち自轉車の原料たる鋼材の暴騰は極めて顯著であつて、切角極めた最低價

格も何等當業者に利益を與へない程度であつた。併し乍ら他の部分品製造業が受けた製品安、原料高の状況に比べるときは統制部分品工業の利益は、極めて大きかつた、又斯業統制の端緒となつた廉賣もなくなつたので業者は安んじて業に就くことが出来るやうになつたので品質の向上も今後大いに期待出来る。時恰も爲替安で、邦品海外進出の絶好の機に際會して居るのであるから、益々統制の範圍を擴充して行くに於いては斯業の將來は括目して待つべきものがあらう。

九 タオルの統制に就いて

概 説

既に縞三綾、綿縮、綿ネル、羽二重等各種織物に付て統制が實施されてゐるが、今又綿織物中の特殊物たるタオルに付ても最近統制の具體案が成つた、之は昭和八年二月一日より實施されたるものであつて、其の効果は未だ詳にするを得ないが、近時經濟界の好轉と相俟つて相當大なるものがあると期待されてゐる、今左に項を分つて統制實施に至る迄の經過を記して見よう。

斯業の概況と其の缺陷

我國のタオル工業は現在年産額約二千萬圓、輸出額約五百萬圓と推算せられ、綿織工業の一主要部位を占めてゐる。

今最近に於けるタオルの生産及輸出状況を商工統計及貿易月表に依り示せば左の通りである。

	生 産 額	
昭和三年	一二、五九八、〇七三円	一四、八八八、〇三三円
昭和四年	一二、三七八、一六〇	一三、七七三、一五四
昭和五年	一三、一九八、二八九	一一、一六八、六四五

輸 出 額

昭和四年	一、八一九、八六九打	三、七二二、六一二打
昭和五年	一、六九八、七八九	二、九六六、五六八
昭和六年	一、三三九、六九一	二、〇一四、〇二〇
昭和七年	二、五六七、五三一	三、八二三、六〇八

即上記の表に示す如く生産額の殆ど大部分は内地に於て消費され、輸出されるものは僅に其の一割強に過ぎない。

次に地方別の生産状況を示せば左の通りである。

タオルの地方別生産額 (昭和五年商工統計ニ依ル)

青 森	一五打	二七打
岩 手	六、一六二	八、二五七
秋 田	二二、七九八	二六、九九六
山 形	三〇	三二
埼 玉	五、九六五	四三、五〇一
東 京	八、五四五	六八、六一七
福 井	七六四	七六四
岐 阜	七〇〇	五六〇

愛 知	二二三、五三二	二〇〇、五六三
三 重	一、四六六、六四九	一、六三三、〇二六
京 都	八、六八〇	五、九八五
大 阪	五、一八一、〇九二	四、六〇五、一七六
兵 庫	七〇九、九六七	九五一、四五四
奈 良	五〇、九七三	三四、八〇一
和 歌 山	五四、〇〇〇	五三、〇〇〇
岡 山	一三六、六三一	八五、九五五
廣 島	一〇五、五〇七	九三、七四九
山 口	一五、四八〇	一七、八三六
香 川	二二、七六七	一四、六二四
愛 媛	四、七三六、一二九	三、〇三六、三〇一
高 知	三三、〇八八	二九、九四二
福 岡	二八七、〇三二	一六三、五〇九
佐 賀	六〇、〇七七	四一、三二六
熊 本	三〇〇	二一〇
大 分	六一、四〇六	五二、四三四

即ち、大阪、愛媛、三重の三府縣を主産地とし、此三府縣のみで全國生産高の約九割五分を生産す

る状態である、其他の府縣としては兵庫、福岡、愛知、岡山、廣島等が相當の生産高を示してゐる。而してタオル製造業者の二、三を除いては大部分個人又は小規模會社經營であつて、所謂中小工業の範疇に屬する、従つて從來の例に洩れず、業者間に何等の聯絡統制なく徒に無暴の競争を續行して粗製濫造の弊に陥り、殊にタオル製品には判然たる規格がなく、二三種の織機を以て數十品種の製織を爲し得る性能上其の間種々雜多なる製品が續出する状態である、只慣習上、浴巾、腰巻、湯揚、反物、ハンカチーフ等に分類されて居るが、競争激甚なるに伴つて自然品質粗惡に流れ、顧客の信用を落し、販賣業者の乗する所となるのである、殊に近時經濟界の不況に禍されて各地共生産過剩に陥り爲に取引上商人側の壓迫を受けて昭和七年二月以降九月頃迄の如き、タオル百匁に付、一錢五厘乃至二錢の損失を重ね來つた状態である、只、最近、爲替安に乗じて輸出が稍々好轉したが爲、業界も之に伴ひ生色を呈するに至つたが叙上業界の不統一に依る弊は益々甚しく、一日も早く統制を確立するの必要があつた。

改善委員會設置の經過

茲に於て當業者も漸く此缺陷に覺醒し、其の主産地たる大阪、三重及愛媛に大阪タオル工業組合、伊勢輸出タオル工業組合及今治織物工業組合が設立せられ、各々其の地方の斯業改善に努め來つたが

部分的努力を以てしては到底所期の効果を擧げ得ざる事を痛感し商工省當局に對し其の指導方を要望し來つた、依而十月末商工省より係官を大阪に派遣し上記三府縣の主要業者を網羅したる協議會を開催し大體の統制方針を協議し、更に十一月末大阪に於て第二回の協議會を開催したが此に依つて大體統制實行の見込がつくに至つた尙之と前後して上記三組合を包括したる日本タオル工業組合聯合會が設立せられた、茲に於て當業者の要望に依り昭和七年十二月臨時産業合理局にタオル工業改善委員會が設置せられ、改善の具體的方策を審議することになつた。

委員會の組織は左の通りである。

會 長	
萩野 元 太郎	
委 員	
大阪タオル工業組合理事長	池田谷 楠太郎
大阪タオル工業組合理事	田 附 太 吉
浪速紡織株式會社代表者	井 上 靜 一
伊勢輸出タオル工業組合理事長	森 田 庄 三 郎
伊勢輸出タオル工業組合理事	丸 山 好 亮
北勢浴巾工業組合理事長	伊 藤 平 次 郎

諸戸タオル合名會社代表者	加藤雄造
今治織物工業組合理事	中村右左衛門
今治織物工業組合理事	藤高豊作
タオル販賣業者	須藤角藏
タオル販賣業者	小杉善之介
タオル販賣業者	天野吉次
幹事 商工省 商工事務官	吉田悌二郎
商工省 商工事務官	本郷壽次
大阪府工務課長 地方事務官	齋藤吉臣
三重縣農商課長 地方事務官	古城林
愛媛縣農商課長 地方事務官	浦長 嬴

統制案の内容

改善委員會は十二月十九日商工大臣官邸に於て開催されたが、既に前後二回の協議會に於て統制の大綱が定められてゐる事として二三の異論は出たが、大體協議會決定通りの統制要綱が成つた、但し製

品の標準規格に付ては今直ちに之を具體的に決定する事は困難であるので後日慎重に考慮する事となつた。

尙、本委員會にはタオル販賣業者も出席したが、良く當業者の趣旨を理解し、徒に相反目する事なく相互に協調するの氣運が濃厚であつた事は注目に値する。

統制要綱の大意は左の通りである。

- (一) 統制すべき品種は重要品種たる浴巾、湯上げ、反物、腰卷及ハンカチーフの五品種とすること
- (二) 統制の方法としては生産數量の割當、生産設備増加に對する制限、販賣の統制、製品の單純化及製品の検査を行ふこと。
- (三) 生産數量の割當は品種毎に左の基準に依ること。
 昭和八年上半期の割當は昭和七年十一月五日現在の織機の能力を基準とし、下半期の割當は上記織機能力より昭和八年六月迄に製織を爲さざる織機を除きたるものを基準とすること、昭和九年の割當は昭和八年下半期の實生産高と上記織機能力とを基準とすること。
 昭和十年以降は毎年その前年の實生産高を基準とすること
 (生産數量割當の基準となる織機の能力は既に叶別に各組合に付て調査済みであつて總計六四五

○臺となつて居る)

一四〇

- (四) 生産設備増加に對する制限としては毎年一定の範圍に於て増加率を定め、増加設備に對しては最初の一年間、五割の生産制限を課し、尙、其の増加設備に依る製品の統制手数料は三年間一般手数料の十倍を徴收すること。
- (五) 販賣統制の實行方法としては指定商人制度を採り輸出品に付ては共同販賣を實施する必要があるが差當り販賣の斡旋に止めること。
- (六) 昭和八年六月迄に製品の標準規格を設け七月以降は標準規格以外の製品の製造を禁止すること。
- (七) 製品の検査を行ひ、印章を押捺して合格、不合格の區別を明にすること。
- (八) 統制の實行機關は過般、設立せられたる日本タオル工業組合聯合會とすること。
- (九) 上記聯合會に加入せざる業者は成るべく加入を勧誘し他方既設組合の地區擴張組合の新設促進に努めること。
- (十) 統制の費用に充てる爲、一定の統制證紙料及検査手数料を徴收すること。
- (十一) 實行期は昭和八年二月一日とすること。

(三) 尙統制に關する重要事項に付ては販賣業者の意見を述べる機會を與へる制度を設けること。
統制實施の準備

以上の如く改善委員會に於て統制要綱の決定を見たので一方委員會は會長の名を以て臨時産業合理局長官宛に之が答申を爲すと共に他方統制の實行機關たる日本タオル工業組合聯合會は改善委員會開催の翌日臨時總會を開催し、統制要綱に基き定款の改正を行ひ、又最近三重縣下に設立せられたる北勢浴巾工業組合の聯合會加入承諾の件を満場一致を以て決議した、尙改善委員會の席上、將來設立せらるべき工業組合が、聯合會加入前、濫に織機を増設して生産割當に際し有利の地位に立たんとする虞があるから、之が防止策を講ずる必要ありとの意見が出で、結局、昭和七年末の織機數を調査して之以後の増設織機に對しては統制要綱中「生産設備増加に對する制限」に關する規定を適用する事となつたので之に基き當局は直ちに各府縣に對し、當業者の昭和七年末現在の織機數の調査を依頼した。越えて本年一月聯合會の第一回定期總會を開催して統制事業施行細則、検査施行細則及検査標準を制定し、又統制に關する諮問機關たる商議員會を開催して生産數量割當基準の決定及取引商人の指定等を議決した斯くて二月一日より豫定通りタオル工業の統制が確立實施せらるゝに至つた。

實施後日猶淺い爲、統制の効果は未だ詳にするを得ないが、從來の積弊を一掃して將來大に海外に進出するの素地を作り得るものと期待されてゐる。

一〇 セルロイド刷子の統制に就いて

概 説

セルロイド刷子とは柄がセルロイドで出来て居る刷子を總稱するのであるが、其の生産數量から云ふても生産價額から云ふても斷然齒刷子が他を壓して居るのであるから、セルロイド刷子と云へば齒刷子と即斷して差支へない状態にある。セルロイド刷子に就いては早くから業界の合理化が唱導せられ、最初毛植が殆んど手植であつたものが機械植毛に進化した結果、漸次斯業の發展を見るに至つたもので最初は殆んど輸出品であつたが、最近は輸出額が漸減して輸出品も内地向品も略同額の生産額を示して居る。輸出額の漸減するに連れ業界の秩序が破壊せられ頗る業績が悪化して來たので、當業者の間に統制を圖るの必要を痛感するに至り、遂に押し詰つた昨年の暮に漸く斯業統制の具體策が確立した。今其の經過を略述して見ることにする。

斯業の概況及缺陷

セルロイド刷子工業の發展したのは大正八年頃毛植機械の完成してからのことで、最盛時には三、四百萬圓の生産額があつたのであるが、最近は漸次減少する一方である。齒刷子に就ての過去三箇年

の生産數量及價額は次の如くである。

昭 和 年 度	内 地 向	輸 出 向
昭和四年	一、八〇〇、〇〇〇打	四、〇〇二、九六九打
	一、二〇〇、〇〇〇圓	二、六八一、九八九圓
昭和五年	一、九〇〇、〇〇〇打	一、九一〇、一五二打
	一、一八七、五〇〇圓	一、二二二、四九七圓
昭和六年	二、〇〇〇、〇〇〇打	一、八一八、七一五打
	一、〇八四、〇〇〇圓	一、〇九一、二二九圓

産地は殆んど大阪府下で輸出先は左に示す如く米國が第一位を占め英國、南米、南洋等が之に次いで居る。

昭和六年ニ於ケルセルロイド刷子仕向地別輸出數量價額

仕向地	齒 刷 子	爪 刷 子	眉 毛 刷 子
米 國	八一九、九九六打	三一、九二三打	二一、八一打
	四九一、九九七圓	八五二、二三四圓	四、一四四圓
支 那	九四、七三二打	一八六打	一五八打
	五六、八三九圓	四九七圓	三〇圓
英 國	二六五、七三六打	二八、四三三打	—
	一五九、四四二圓	七五、九一六圓	—

仕向地	數量	價額	數量	價額	數量	價額
南 洋	一六八、九一一打	—	一五二打	—	—	—
	一〇一、三四七圓	—	四〇六圓	—	—	—
印 度	四〇、一六打	—	—	—	—	—
	二四、〇七〇圓	—	—	—	—	—
漆 洲	二、一九五打	—	四二六打	—	—	—
	一、三一七圓	—	一、三七圓	—	—	—
南 米	二二七、五八二打	—	—	—	—	—
	一三六、五四九圓	—	—	—	—	—
布 哇	五、〇九〇打	—	二二六打	—	—	—
	三、〇五四圓	—	六〇三圓	—	—	—
中 米	一二、二二三打	—	二、〇七〇打	—	—	—
	七、三三四圓	—	五、五二七圓	—	—	—
加 奈 陀	五九、一六七打	—	一〇八打	—	—	—
	三五、五〇〇圓	—	二八八圓	—	—	—
阿 弗 利 加	七、七九九打	—	七八打	—	—	—
	四、六七九圓	—	二〇八圓	—	—	—
其 他 歐 洲	九三、一三九打	—	—	—	—	—
	五五、八八三圓	—	—	—	—	—

種類	数量	金額
其他亞細亞	三八四打	二三一圓
玖馬	七、八七六打	四、七二六圓
墨其西哥	一三、七六九打	八、二六一圓
合計	一、八一八、七一五打	一、〇九一、二二九圓
總計	一、九一七、八七八打	一、二六七、八〇三圓

本工業は何と云ふても輸出品として確固たる地位を占めつゝあつたのであるが最大需要國である米國が高率の關稅を課する様になつてから輸出が次第に減退して來た。

最近五ヶ年間ニ於ケルセルロイド刷子輸出統計表 (自昭和二年至昭和六年)

年次	数量	金額	商刷子	爪刷子	眉毛刷子
昭和二年	二、四八八、三三三打	一、六六七、一七〇圓	一〇〇、八九二打	三三二、九四四圓	一、七九七圓
昭和三年	二、九二四、五三八打	一、九五九、四四〇圓	一二九、一八五打	四二六、三一二圓	二六、〇一八打

年次	数量	金額	大正十五年迄	大正八年迄
同四年	四、〇〇二、九六九打	二、六八一、九八九圓	四一七、〇〇四打	七三、二六五打
同五年	一、九一〇、一五二打	一、三三二、四九七圓	一、三七六、一一三圓	一五、三八六圓
同六年	一、八一八、七一五打	一、〇九一、二二九圓	一一七、八七六打	七九、一一七打

北米合衆國關稅率變動(セルロイド刷子)

種類	現	在	昭	和	四	年	迄	大	正	十	五	年	迄	大	正	八	年	迄
セルロイド齒、爪、眉毛刷子	從價五割と一個に付	從價六割	但し使用セルロイドの原價が他の部分の原價より低きときは四割五分	從價四割五分	從價二割五分	輸出なし												
同柄	從價五割と一個に付	無	無	無	無	無												

然らば輸出減退の原因は前記の如く關稅引上のみでありと極言して良いものであらうか、海外の諸國が自國産業擁護の爲保護貿易政策を採るのが悪いのであると簡単に片付け得る問題であらうか、勿論輸出減退の重要な一因をなして居ることは争はれない事實であるが是れには他に有力な原因の存在して居ることを忘れてはならぬ。

本來本工業は規模の小さい製造業者に依つて占められて居るもので製造業者の大部分は個人營業者

である、是れは生産工程が比較的複雑で然も其の一つ一つが何れも手仕事を必要とするからである、手間の掛る仕事を器用にやつてのけて而も勞賃が安いと云ふ所に我國の中小工業の生命があるのであるが同時に中小工業者は相互に聯絡協調の精神を缺くと云ふ根本的病弊を持つて居るが爲其の存立の基礎が脅かされて居ると云ふのが我國中小工業の現状であるが本セルロイド刷子工業に於ても御多分に洩れず其の弊が甚しい、輸出減退に連れて當業者は苦し紛れに無暴の競争を試みて徒に造り徒に亂賣し其の結果は市場の安定を害し採算状態は悪くなる一方である。

最近の市價を見るに左の如く低落しつゝある。

最近五ケ年間輸出セルロイド刷子價格高低表 (自昭和二年 至昭和六年)

年	次	齒 刷 子	爪 刷 子	眉 毛 刷 子
昭 和	二 年	一哥ニ付八・〇〇	一哥ニ付四〇・〇〇	一哥ニ付二・五〇
同	三 年	七・二〇	三六・〇〇	二・三〇
同	四 年	六・八〇	三二・〇〇	二・二〇
同	五 年	五・八〇	二七・〇〇	二・〇〇
同	六 年	五・五〇	二六・二〇	一・九〇

本工業の不振は全く前述の如く海外に於ける關稅の引上と相並んで當業者の間に無謀不當の競争が

行はれて居ると云ふ、内面的事由が重大な原因を爲して居るものであつて當業者が統制されて居れば現在程度の關稅の橋壁を乗り越えて販路を維持開拓することは差して難事ではないのである、現状に於て最も無統制の弊として顯著な點は左の如きものである。

- (一) 刷子の種類が不必要に多く齒刷子の柄の如き簡單なものに就いても尙二、三千種類ありと推定せられ尙年々類似せる品種は増加する一方で停る所を知らぬ状況であること。
 - (二) 生産費を切詰める爲植毛を低廉な工賃で不完全な植毛設備に依り植毛に従事して居る家内工業的業者に委託する者多く必然的に植毛の不統一を來しつゝあること。
 - (三) 當業者間に註文の爭奪激烈な爲市價の動搖著しきこと
- 以上の如き無統制の弊を除去しなければ斯業の振興は頗る困難である。

改善委員會設置の經過

當業者の間にも大分前から業界の改善に就いて寄り寄り協議中であつたが仲々議が纏らなかつた。是より先昭和三年十二月輸出品製造業者相寄つて工業組合を組織し組合の主要な事業として間もなく優秀な設備に依り植毛事業を開始したが漸次之を利用する者多く植毛の點は大いに改善せらるゝことになつた然し組合の共同設備を利用することを強制して居ない爲尙組合の設備以外の不完全な植毛

所下植毛をする者相當多く植毛の統一と云ふ効果を充分擧げることが出来ない状態にあつた。最近重要工業產品に付て續々統制が實施せられ何れも良好な結果を見つゝある様になつてから當業者も大いに反省する所あつて是非とも一致團結して業界の合理化を圖り度いと云ふので臨時産業合理局に對し斯業改善の具體的方策を調査審議して貰い度いと云ふことを申出て來た。

當局に於ても斯業の現状に鑑みセルロイド刷子工業改善委員會を設置して慎重審議をすることになつたが右改善委員會の委員の顔振れは左の通りである。

セルロイド刷子改善委員會

會長

荻野元太郎

委員 刷子製造業者

宇野亮一 (大阪セルロイド刷子工業組合理事長)

小倉五四郎 (同 副理事長)

三國セルロイド株式會社 常務取締役 渡壁全一 (同 理事)

八木宗太郎 (同 監事)

佐久間信次郎 (同 監事)

佐藤力 (同 理事)

輸出業者

澤京治郎 (東京刷子工業組合理事長)

岡田治 (輸出組合理事長)

岩井商店神戸支店長 外山螢三

セルロイド生地業者 大日本セルロイド株式會社 伊藤吉次郎 (常務取締役)

大阪セルロイド生地工業組合 小岸安昌 (理事長)

精毛業者 プリツスル、ユニオン社 西村伊藏 (大阪刷子同業組合理事長)

幹事

商工事務官 津田廣

商工事務官 本郷壽次

地方事務官 齋藤吉臣

統制案の内容

委員會は昨年十二月二十一日商工大臣官邸に於て開催し幹事の作成した審議要目に依り審議を進めた結果大體刷子の柄の生産分野を定むる爲統制の實行機關となる工業組合に各業者の製造する柄形を登録して置く制度に關し輸出業者にも柄形の登録權を認めて欲しいと云ふこと、統制に關する重要事項を決定する工業組合内の商議員會には輸出業者を委員に加へて欲しいと云ふことの二點に就いて相

當議論が沸騰したが各委員共何れも協調と互譲の精神を以て結局左記要綱の統制案が決定した。

- (一) 統制の範圍としては品種の點では本工業の中心は輸出品にあるので輸出品に限ることとし輸出セルロイド齒刷子、爪刷子、眉毛刷子及其の柄に就いて之を行ひ地域の點では全國民に行ふものであるが差し當つては業者の存在するか又は生じさうな地域に限ることとする。
- (二) 統制の方法としては各業者の製造し得る刷子柄形の分野を定むる所謂生産分野の協定、植毛所の限定、製品の最低販賣價格の決定、共同販賣を實行すること。
- (三) 生産分野の協定
生産分野を定める爲には統制の實行機關たる工業組合に於て各業者の製造し得る刷子柄形を登録し自己の登録してある柄形以外の柄の製造を禁止すること。
- (四) 植毛所の限定
工業組合の植毛設備を利用することを強制すること、但し一時に需要に應じ得ない場合には組合の指定した植毛所で植毛せしむること。
- (五) 共同販賣
共同販賣の方法としては一般的には組合に對し納品書に見本を添へたものを提出せしめ組合は之

に依り生産分野、植毛及價格を調査の上販賣を承認することとし唯組合に對し註文のあつた品物に付てのみ組合員に生産割宛をして共同販賣を行ふこと。

- (六) 實行機關としてはセルロイド刷子工業組合を以て之に當らしめ統制に關する重要事項を決定する爲組合内に商議員會を置くこと。
尙統制の實施を慎重ならしむる爲組合内に輸出業者、原料業者等を包含する諮問機關を設けること。
- (七) 實施期日は昭和八年三月一日とすること。

統制實施の準備

以上の統制要綱決定するや實行機關たるセルロイド刷子工業組合に於ては定款及諸規程の變更其他統制實施に必要な手續を著々準備中である。

本工業の統制案成るや輸出業者及原料業者の方面に多大の衝動を與へ其の方面に於ける統制の氣運を醸成しつゝあるが如き未だ統制を實施せざる裡に早くも其の影響の重大なるを見れば本工業の統制實施せられた曉の効果の竝々ならぬを想はするもので我々は其の前途に多大なる期待を持つものである。

(附 錄)

一 縞三綾統制要綱及同實行要綱

統制要綱

- 一、縞三綾ノ實情ニ鑑ミ此ノ際需給ノ調節及共同販賣ヲ實行スルコト
- 二、統制ノ機關ハ工業組合聯合會トスルコト
聯合會ニ統制部ヲ置キ其ノ會計ハ獨立トスルコト
- 三、共同販賣ヲ實行スル爲メ統制部ニ共同販賣所ヲ設クルコト
- 四、工業組合聯合會加入組合員ノ製品ハ總テ共同販賣所ヲ經テ販賣(所謂強制共同販賣)スルコト
共同販賣所ハ販賣ノ仲介ヲ爲スモノトスルコト
製品ノ受渡及決済ハ取引者間直接トスルコト
- 五、統制部ハ市場ノ狀況ニ應ジ賣止メ、最低價格ノ決定其他需給ノ調節ニ必要ナル方法ヲ講ズルコト
賣止メノ結果生ジタル滯貨ニ對シテハ共同販賣所ニ於テ金融ノ途ヲ講ズルコト
- 六、統制ノ費用ニ充ツル爲一反ニ付金二錢ヲ積立ツルコト

生産割當額ヲ超エ取引シタル場合ハ右ノ外更ニ一反ニ付金十錢乃至二十錢ヲ徵收スルコト

(但シ超過歩合ニ依リ累進決定ノコト)

- 七、共同販賣所ハ一定ノ販賣業者以外トハ取引セザルコト
右販賣業者ノ資格條件等ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 八、共同販賣ニ依ル取引上ノ紛議ハ共同販賣所ノ仲裁ニ附スルコト
仲裁ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 九、共同販賣所ハ大阪ニ設クルコト
但シ必要ニ應ジ支所ヲ設クルコトアルベキコト
- 一〇、生産ノ割當、最低價格統制ニ關スル費用額、販賣業者ノ指定等重要事項ノ決定ヲ爲ス爲統制部ニ商議員會ヲ置クコト
- 一一、統制ノ實行ヲ確保スル爲左ノ方法ヲ講ズルコト
 - (イ) 縞三綾ヲ生産スル工業組合ハ總テ同聯合會ノ共同販賣ニ加入スルコト
 - (ロ) 共同販賣ニ關スル規定ノ勵行ハ各工業組合ノ責任トスルコト
 - (ハ) 縞三綾ノ検査ハ工業組合聯合會ノ検査ニ限ルコト

(ニ) 統制ニ關スル規定ノ勵行ニ付テハ工業組合聯合會定款中ニ規定ヲ設クルコト

統制實行要綱

一、生産割當ハ差當リ昭和四年及同五年上半期ノ一ケ年半ノ各組合ノ生産額（工聯、同聯ノ検査數量ニ依ル）ヲ基準トスルコト

實施六ヶ月後ニ於テ更ニ商議員會ノ議ヲ經テ決定スルコト但シ市況其ノ他ノ事情ニ著シキ變化アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

生産額ハ差當リ三ヶ月分ヲ限度トシテ之ヲ割當ツルコト

二、生産割當額ヲ超過セル場合ノ統制費ヲ左ノ通り定ムルコト

生産割當額ノ一割未滿 十 錢

二割未滿 十五 錢

二割以上 二十 錢

三、販賣業者ノ資格條件トシテ信認金千圓ヲ徵スルコト但シ販賣業者ノ組合設立ノ場合ニハ別ニ考慮スルコト

四、商議員會ノ組織ハ別紙ノ通定ムルコト

商議員會ハ毎月二回定時開會ノコト

必要アルトキハ臨時開會スルコト

五、統制部ニ部長ヲ置キ工聯副理事長中ヨリ之ヲ選任スルコト

部長ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ統制ニ關スル事務ヲ處理スルコト

六、統制部ニ會計監督二名ヲ置クコト（内一名ハ兵庫縣、他ノ一名ハ其ノ他ノ府縣ノ組合ヨリ選定スルコト）

會計監督ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ會計ニ關スル事務ヲ處理スルコト

七、共同販賣所ニ左ノ職員ヲ置クコト

主 任 一 名

書 記 若干名

八、差當リ實行ニ要スル費用ハ設備費三萬圓以内、經常費年額七萬圓以内トスルコト

右費用ハ商工省補助金ノ外統制費トシテ徵收スル金額ヲ以テ之ニ充ツルコト

九、事務取扱方法

(イ) 稿三綾ニハ一定ノ證票ヲ貼付スルコト

- (ロ) 證票ハ一枚二錢ヲ以テ生産地組合ニ交付スルコト
 - (ハ) 超過歩合ニ對スル統制費ノ徵收ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト
 - (ニ) 證票ハ一ヶ月ノ平均數量ヲ見積リ交附スルコト
 - (ホ) 製品検査ノ申請書ニハ検査數量ト買受人ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコト
- 買受人未定ナルトキハ其ノ製品ノ引取場所ヲ明記スルコト
- 此ノ場合ニハ其ノ製品ノ買受人決定次第届出ヅルコト
- (ヘ) 検査數量及其ノ買受人ニ付テハ五日毎ニ生産地組合ヨリ共同販賣所へ報告スルコト
 - 一〇、生産地組合又ハ其ノ組合員ニシテ共同販賣所ヲ經ズシテ取引シタルトキ其他統制要綱ニ違反シタル場合ハ違約處分トシテ生産地組合ニ對シ金二千圓以下ノ違約金其他ノ制裁ヲ課スルコト
- 違約處分ハ商議員會ニ附議スルコト
- 一一、處務規定其ノ他細則等ハ別ニ作成ノ上商議員會ニ附議スルコト
 - 一二、實施期ハ十一月一日トスルコト但シ實施ノ際ニ於ケル既約定品ニ付テモ例外ヲ認メザルコト
- 商 議 員 會**
- 一、商議員會ハ會長一名、商議員七名、幹事若干名ヲ以テ組織スルコト

二、會 長 工聯理事長

商 議 員

- (イ) 工聯役員中ヨリ二名
- (ロ) 本委員會會長
- (ハ) 主産地（兵庫、大阪、和歌山、愛媛）各府縣一名宛
- 三、會計監督ハ商議員會ニ出席シ得ルコト
- 四、主産地ノ商議員ハ各主産地工業組合ニ於テ選定スルコト
- 五、商議員ノ任期ハ一ケ年トスルコト

二 輸出綿縮統制要綱及同實行要綱

統 制 要 綱

- 一、輸出綿縮（人絹交織綿縮ヲ含ム）ノ實情ニ鑑ミ需給ノ調節、共同販賣其ノ他統制ヲ爲スコト
- 二、統制ニ關スル實行要綱ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 三、統制ノ機關ハ工業組合聯合會トシ理事長指揮ノ下ニ統制部長ヲシテ統制事務ヲ處理セシメ其ノ會

計ハ獨立トスルコト

- 四、共同販賣ヲ實行スル爲統制部ニ共同販賣所ヲ設クルコト
- 五、統制部ハ市場ノ情況ニ應ジ賣止メ、最低價格ノ決定其ノ他需給ノ調節ニ必要ナル方法ヲ講ズルコト
- 賣止メノ結果生ジタル滯貨ニ對シテハ統制部ニ於テ金融ノ途ヲ講ズルコト
- 六、共同販賣ニ依ル取引上ノ紛議ハ共同販賣所ノ仲裁ニ附スルコト
- 仲裁ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 七、生産ノ割當、最低價格、統制ニ關スル費用額其ノ他重要事項ノ決定ヲ爲ス爲統制部ニ商議員會ヲ置クコト
- 八、統制ノ實行ヲ確保スル爲左ノ方法ヲ講ズルコト
 - (イ) 輸出綿縮ヲ生産スル工業組合ハ總テ同聯合會ノ統制ニ加入スルコト
 - (ロ) 統制ニ關スル規定ノ勵行ハ各工業組合ノ責任トスルコト
 - (ハ) 人絹交織綿縮ニ對シテモ輸出検査ヲ行フベク省令ヲ改正スルコト
 - (ニ) 輸出綿縮ノ検査ハ工業組合聯合會ノ検査ニ限ルコト

(ホ) 統制ニ關スル規定ノ勵行ニ付テハ工業組合聯合會定款中ニ規定ヲ設クルコト

實行要綱

- 一、輸出綿縮ノ統制ヲ圖ル爲差當リ兩縮ニ付需給ノ調節及共同販賣ヲ實行スルコト
- 二、生産割當ハ差當リ昭和四年及同五年上半期ノ一ケ年半ノ各組合ノ生産額(工聯、同聯ノ整理前検査數量ニ依ル)ヲ基準トスルコト
- 前項ノ基準ハ實施六ヶ月後ニ於テ更ニ商議員會ノ議ヲ經テ決定スルコト但シ市況其ノ他ノ事情ニ著シキ變化アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ生産額ハ差當リ三ヶ月分ヲ限度トシテ之ヲ割當ツルコト
- 三、工業組合聯合會加入組合員ノ右製品ハ總テ共同販賣所ヲ經テ販賣(所謂強制共同販賣)スルコト
- 共同販賣所ハ販賣ノ仲介ヲ爲スモノトスルコト
- 製品ノ受渡及決済ハ取引者間直接トスルコト
- 四、統制ノ費用ニ充ツル爲兩縮一反ニ付金二錢ヲ積立ツルコト
- 生産割當額ヲ超エ取引シタル場合ハ右ノ外更ニ一反ニ付金十錢乃至二十錢ノ統制費ヲ徴收スルコト

五、前號ノ超過統制費ヲ左ノ通り定ムルコト

生産割當額ノ一割未滿 二十碼一反ニ付 十錢

二割未滿 同 十五錢

二割以上 同 二十錢

六、商議員會ノ組織ハ別紙ノ通り定ムルコト

商議員會ハ毎月一回定時開會ノコト

必要アルトキハ臨時開會スルコト

七、統制部ニ會計監督二名ヲ置クコト

會計監督ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ會計ニ關スル事務ヲ處理スルコト

八、差當リ實行ニ要スル費用ハ設備費五千圓以内、經常費年額二萬圓以内トスルコト

右費用ハ商工省補助金ノ外統制費トシテ徵收スル金額ヲ以テ之ニ充ツルコト

九、兩縮事務取扱方法

(イ) 兩縮ニハ一定ノ證票ヲ貼付スルコト

(ロ) 證票ハ一枚二錢ヲ以テ生産地組合ニ交付スルコト

(ハ) 超過歩合ニ對スル統制費ノ徵收ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト

(ニ) 證票ハ一ヶ月ノ平均數量ヲ見積リ交付スルコト

(ホ) 製品検査ノ申請書ニハ検査數量ト買受人ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

買受人未定ナルトキハ其ノ製品ノ引取場所ヲ明記スルコト

此ノ場合ニハ其ノ製品ノ買受人決定次第届出ヅルコト

ヘ) 検査數量及買受人ニ付テハ五日毎ニ生産地組合ヨリ共同販賣所へ報告スルコト

一〇、生産地組合又ハ其ノ組合員ニシテ共同販賣所ヲ經ズシテ取引シタルトキ其ノ他統制要綱ニ違反

シタル場合ハ違約金處分トシテ生産地組合ニ對シ金二千圓以下ノ違約金其ノ他ノ制裁ヲ課スルコト

ト

一一、第一號ニ掲グル以外ノ輸出縮縮ニ付テハ生産地組合ヨリ統制部ニ對シ十日毎ニ生産數量(輸出

仕向地別、品種別)ヲ届出ヅルコト

一二、處務規程其ノ他細則等ハ別ニ作成ノ上商議員會ニ附議スルコト

一三、實施期ハ昭和六年一月一日トスルコト但シ實施ノ際ニ於ケル既約定品ニ付テモ例外ヲ認メザル

コト

- 一、商議員會ハ會長、商議員六名、幹事若干名ヲ以テ組織スルコト
- 二、會長 工聯理事長

商議員

(イ) 工聯役員中ヨリ 二名

(ロ) 主產地ヨリ 四名

- 三、會計監督ハ商議員會ニ出席シ得ルコト
- 四、主產地ノ商議員ハ各主產地工業組合ニ於テ選定スルコト
- 五、商議員ノ任期ハ一ケ年トスルコト

三 輸出綿ネル統制要綱及同實行要綱

統制要綱

- 一、輸出綿ネルノ實情ニ鑑ミ此ノ際需給ノ調節及共同販賣ヲ實行スルコト
- 二、統制ニ關スル實行要綱ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 三、統制ノ機關ハ工業組合聯合會トシ理事長指揮ノ下ニ統制部長ヲシテ統制事務ヲ處理セシメ其會計

ハ獨立トスルコト

- 四、共同販賣ヲ實行スル爲統制部ニ共同販賣所ヲ設クルコト
 - 共同販賣所ハ販賣ノ仲介ヲ爲スモノトスルコト
 - 製品ノ受渡及決済ハ取引者直接トスルコト
- 五、統制部ハ市場ノ狀況ニ應ジ賣止メ、最低價格ノ決定其ノ他需給ノ調節ニ必要ナル方法ヲ講ズルコト
 - 賣止メノ結果生ジタル滯貨ニ對シテハ統制部ニ於テ金融ノ途ヲ講ズルコト
- 六、共同販賣ニ依ル取引上ノ紛議ハ共同販賣所ノ仲裁ニ付スルコト仲裁ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 七、共同販賣所ハ一定ノ販賣業者以外トハ取引セザルコト
 - 右販賣業者ノ資格條件等ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 八、共同販賣所ノ位置ハ追ツテ工業組合聯合會ニ於テ決定スルコト
- 九、生産ノ割當、最低價格、統制ニ關スル費用額、販賣業者ノ指定等重要事項ノ決定ヲ爲ス爲メ統制一部ニ商議員會ヲ置クコト

- 一〇、統制ノ實行ヲ確保スル爲左ノ方法ヲ講ズルコト
 - (イ) 輸出綿ネルヲ生産スル工業組合ハ總テ同聯合會ノ統制ニ加入スルコト
 - (ロ) 統制ニ關スル規定ノ勵行ハ各工業組合ノ責任トスルコト
 - (ハ) 輸出綿ネルノ検査ハ工業組合聯合會ノ検査ニ限ルコト
 - (ニ) 統制ニ關スル規定ノ勵行ニ付テハ工業組合聯合會定款中ニ規定ヲ設クルコト

實行要綱

- 一、輸出綿ネルノ統制ヲ圖ル爲差當リ生綿絲ヲ以テ平織ニ製織シタル後精練、晒白、染色（浸染及接染ヲ含ム）加工シタルモノニ付需給ノ調節及共同販賣ヲ實行スルコト
- 二、需給ノ調節及共同販賣ハ生地及製品ヲ通ジテ之ヲ行フコト
- 三、生産割當ハ昭和四年及同五年中ノ生産額（工業組合聯合會ノ調査ニ依ル）ヲ基準トスルコト
前項ノ基準ハ實施六箇月後ニ於テ更ニ商議員會ノ議ヲ經テ決定スルコト但シ市況其ノ他ノ事情ニ著シキ變化アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 四、工業組合聯合會加入組合員ノ生地及製品ハ總テ共同販賣所ヲ經テ販賣スルコト
- 五、統制ノ費用ニ充ツル爲生地及製品各々一反ニ付金二錢ヲ積立ツルコト

- 生産割當額ヲ超ヘ取引シタル場合ハ右ノ外更ニ一反（生地ハ幅三六吋長四五碼モノ、製品ハ幅二九吋長四八碼モノ）ニ付金十錢ノ統制費ヲ徴收スルコト
前項ノ超過額ハ生産割當額ノ一割以上ヲ認メザルコト
- 六、商議員會ノ組織ハ別紙ノ通定ムルコト
商議員會ハ毎月一回定時開會ノコト
必要アルトキハ臨時開會スルコト
- 七、統制部ニ會計監督二名ヲ置クコト
會計監督ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ會計ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 八、事務取扱方法
 - (イ) 生地及製品ニハ一定ノ證票ヲ貼付スルコト
 - (ロ) 證票ハ一枚二錢ヲ以テ生産地組合ニ交付スルコト
 - (ハ) 超過歩合ニ對スル統制費ノ徴收ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト
 - (ニ) 證票ハ一箇月ノ平均數量ヲ見積リ交付スルコト
 - (ホ) 製品検査ノ申請書ニハ検査數量ト買受人ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

買受人未定ナルトキハ其製品ノ引取場所ヲ明記スルコト此ノ場合ニ於テハ其ノ製品ノ買受人ノ決定次第届出ヅルコト

(ヘ) 検査數量及買受人ニ付テハ五日毎ニ生産地組合ヨリ共同販賣所ヘ報告スルコト

九、生産地組合又ハ其組合員ニシテ共同販賣所ヲ經ズシテ取引シタルトキ其他統制要綱ニ違反シタル場合ハ違約處分トシテ生産地組合ニ對シ金二千圓以下ノ違約金其他ノ制裁ヲ課スルコト

一〇、第一號ニ掲クル以外ノ輸出綿ネルニ付テハ生産地組合ヨリ統制部ニ對シ一箇月毎ニ生産數量(仕向地別、品種別)ヲ届出ルコト

一一、處務規程其ノ他細則等ハ別ニ作成ノ上商議員會ニ附議スルコト

一二、實施期ヲ昭和六年六月一日トスルコト

但シ實施ノ際ニ於ケル既約定品ニ付テモ例外ヲ認メザルコト

商議員會

一、商議員會ハ會長、商議員五名、幹事若干名ヲ以テ組織スルコト

二、會長 工聯理事長

商議員

(イ) 工聯役員中ヨリ二名

(ロ) 主産地ヨリ三名

三、會計監督ハ商議員會ニ出席シ得ルコト

四、主産地ノ商議員ハ各主産地工業組合ニテ選定スルコト

五、商議員ノ任期ハ一箇年トスルコト

四 輸出羽二重工業改善委員會決定事項及同設立要項

決定事項

一、統制スベキ品種ノ範圍

統制スベキ品種ノ範圍ハ羽二重(平、縞、綾及紋ヲ含ム)、朱子及絳絹竝之等ノ類似品トシテ差當リ平羽二重ニ付以下各項ノ統制ヲ實施スルコト

二、統制方法

(イ) 生産分野ノ協定ヲ爲スコト

(ロ) 需給ノ調節ヲ爲スコト

- (ハ) 共同販賣ヲ爲スコト
- (ニ) 販賣價格ノ協定ヲ爲スコト
- (ホ) 原料、材料ノ共同購入ヲ爲スコト
- (ヘ) 格付検査ヲ爲スコト
- (ト) 製品ノ標準化ヲ圖ルコト

三、統制實行方法

A 生産分野ノ協定

- (イ) 地方別ニ爲スコト
- (ロ) 品種ハ組織及目附ニ依リ左ノ通り分野ヲ定ムルコト
 - 六匁付以上 福井縣
 - 鹽瀬羽二重ニ付テハ關係地方協議スルコト
 - 四半匁付以上五半匁付以下 石川縣
 - 石川ヨリ關係地方(福島、福井ヲ除ク)ニ對シ一定割合ノ數量ヲ製織セシムルコト
 - 四匁附 石川縣

石川ハ關係地方(福井ヲ除ク)ニ一定割合ノ數量ヲ製織セシムルコト

三半匁付以下

福島縣

福島ヨリ關係地方(福井、石川ヲ除ク)ニ一定割合ノ數量ヲ製織セシムルコト

前各號ハ聯合會立會ノ上關係組合ニ於テ取定メヲ爲スコト

- (ハ) 六匁付以上ハ二本經以上ノモノ、五半匁付以下ハ一本經ノモノニ限ルコト

B 需給ノ調節

- (イ) 品種別ニ爲スコト
- (ロ) 各地方及工業組合ニ對スル生産割當ノ基礎ハ昭和四年及同五年ノ生産高(商工省調査ニ依ル)トスルコト
- 組合員ニ對スル割當方法ハ各組合ノ定ムルトコロニヨルコト
- (ハ) 超過生産ハ一割ヲ限度トシテ認ムルコト
- 超過生産ニ對シテハ適當ノ超過料ヲ徴スルコト

C 共同販賣

- (イ) 各産地ノ組合又ハ聯合會ニ於テ共同販賣ヲ爲シ、之ヲ全國聯合會ニ報告シ、聯合會ニ於テ統

制ヲ圖ルコト

- (ロ) 製品ニ對シテハ組合ニ於テ責任ヲ負フコト
 - (ハ) 取扱商ハ之ヲ特定スルコト、取扱商ノ團體ヲ特定スルコト
 - (ニ) 製品ノ格付(優等、上等、一等、二等ニ分ツ)ヲ爲シ組合別ニ商標ニヨル相取引ヲナスコト
格付ハ聯合會ノ定ムル標準ニ依リ之ヲ行フコト
 - (ホ) 個人製造者ノ商標ニヨル指定注文ニハ特例ヲ認メザルコト
- D 販賣價格ノ協定
- 全國聯合會ニ於テ販賣價格ノ協定ヲ爲スコト
- E 原料、材料ノ共同購入
- (イ) 各組合ニ於テ原料生絲ノ共同購入ヲ爲スコト
 - (ロ) 各組合ニ於テ箴其ノ他ノ共同購入強制使用ヲ爲スコト
- F 製品ノ標準化
- (イ) 八寸附ノ範圍ヲ左ノ如ク定ムルコト
- | |
|----|
| 2½ |
| 2¾ |
| 3 |
| 3½ |
| 4 |
| 4½ |
| 5 |
| 5½ |
| 6 |
| 7 |
| 8 |

八寸附以上ハ二寸開キトス

- (ロ) 目方賣買ヲ碼賣買ニ改ムルコト

尙一疋ノ長サヲ五十碼ニ定ムルコト

四、統制ノ實行機關

- (イ) 統制ノ實行機關タル羽二重工業組合聯合會ノ組織ハ別紙ノ通リトスルコト
- (ロ) 聯合會内ニハ統制部、商議員會等ノ特別機關ヲ設ケズ理事會ヲ以テ之ニ充ツルコト

五、統制ヲ確保スベキ方法

- (イ) 統制費ハ一疋ニ付金五錢、超過統制費ハ一疋ニ付金五十錢トスルコト
- (ロ) 統制ノ實行上必要ナル資金ニ付テハ差當リ其ノ必要ナシ
- (ハ) 統制ノ取締方法ハ左ノ通リトスルコト
 - (一) 統制證紙ヲ以テ各主產地ニ對シ生産ノ割當ヲ爲ス
 - (二) 右ノ取締ヲ爲ス目的ヲ以テ聯合會ニ取締職員ヲ置ク
 - (三) 各組合員ノ統制違反ニ付テハ組合モ責任ヲ負ヒ聯合會ハ各組合ニ對シ三千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

六、實 行 期

改善委員會ニ於テ統制實行ヲ決定後一箇月トス
但シ目附ノ整理、目方賣買ヲ碼賣買ニ改ムルコト等商取引ニ緊密ノ關係アル事項ノ實施期ニ付テハ
追ツテ聯合會側ト取引商側ト協議ノ上決定スルコト

希 望 事 項

- 一、類似品タル人絹交織羽二重ニ付テハ検査規則ヲ改正シ羽二重トノ區別ヲ一層明瞭ナラシムルコトヲ考究セラレタキコト
- 二、工業組合法第八條ノ運用、統制違反品ノ検査ヲ受理セザルコト等統制ノ確保ニ付當局ニ於テ考慮セラレタキコト
- 三、生ノ羽二重ニ付テモ國ニ於テ検査ヲ施行セラレタキコト
- 四、匆附ノ整理ニ伴ヒ検査規則ヲ改正セラレタキコト
- 五、組合又ハ聯合會ニ於テ統制ニ必要ナル施設ヲ爲シタルトキハ國ニ於テ助成セラレタキコト

設 立 要 綱

- 一、名 稱 日本輸出羽二重工業組合聯合會

一、地 區 日本全國

一、事務所所在地 東京市

一、組 織 者 輸出羽二重ニ關スル工業組合及同聯合會

一、出 資 總額二萬五千圓(一口ノ金額ヲ五百圓トス)

一、役 員 理 事 若干名(理事長及副理事長ヲ含ム)

監 事 三 名

顧 問 若 干 名

一、事 業 (一) 生産分野ノ決定ヲ爲スコト

(二) 需給ノ調節ヲ爲スコト

(三) 價格ノ協定ヲ爲スコト

(四) 格付検査所ヲ置キ職員ヲシテ格付及取締ヲ爲サシムルコト

(五) 共同販賣ノ統一ヲ爲スコト

五 玳瑁鐵器工業統制要綱

- 一、珐瑯鐵器工業ノ實情ニ鑑ミ差當リ關西ニ於ケル輸出珐瑯鐵器ニ付生産分野ノ決定及需給ノ調節ヲ實施シ追テ必要ニ應ジ内地品ニモ統制ヲ及ポスト共ニ價格ノ協定及共同販賣等ノ事項ヲ實行スルコト
- 前項ノ統制ハ機械器具ノ部分品、標示板及新規考案ニ係ル品種ニシテ一般市場ヲ目的トセザルモノヲ除ク一般輸出珐瑯鐵器ニ適用スルコト
- 二、統制ノ機關ハ近畿珐瑯鐵器工業組合トスルコト
- 三、生産ノ分野及生産割當ノ基準ハ自昭和五年七月至同六年四月滿十箇月間ノ組合員ノ受檢數トスルコト
- 實施六箇月後ニ於テ業界ノ事情ヲ參酌シ更ニ商議員會ノ議ヲ經テ改訂スルヲ得ルコト、生産割當ハ差當リ一箇月分ヲ限度トシテ之ヲ行フコト
- 四、生産ノ分野及需給ノ調節ヲ爲スベキ品種ノ分類ハ別紙ノ通り定ムルコト
- 五、組合員ハ第三項ニ依リ認メラレタル品種以外ノ珐瑯鐵器ノ製造ヲ爲サザルコト
- 六、組合員ハ生産割當數ヲ超エテ製造ヲ爲サザルコト
但シ別ニ定ムル特別ノ統制費ヲ納メ生産割當額ノ一割以内ニ限り超過製造ヲ爲シ得ルコト

七、統制ノ費用ニ充ツル爲メ一梱ニ付金十錢ヲ普通統制費トシテ徵收スルコト

生産割當額ヲ超エ受檢スルモノニ對シテハ超過分ニ付テハ一梱ニ付金一圓（普通統制費ヲ含ム）ヲ徵收スルコト

八、生産分野ノ決定、生産ノ割當、統制ニ關スル費用額及其ノ他統制ニ必要ナル重要事項ノ決定ヲ爲ス爲メ組合内ニ商議員會ヲ置クコト

商議員會ハ會長一名、商議員六名ヲ以テ組織スルコト

會長 本委員會々長

商議員

(イ) 組合役員中ヨリ三名

(ロ) 役員ニ非ザル組合員中ヨリ三名

商議員會ハ毎月二回定時開催スルコトトシ必要ニ應ジ臨時開催スルコト、商議員ノ任期ハ一箇年トスルコト

九、事務取扱方法

(イ) 珐瑯鐵器一梱毎ニ一定ノ證紙ヲ貼付スルコト

(ロ) 證紙ハ一枚金十錢(超過分ニ對シテハ金一圓)ヲ以テ組合員ニ交付シ統制費ノ徵收ニ代フルコト

(ハ) 證紙ハ毎月組合員ノ申出ニ依リ交付スルコト

一〇、組合員ニシテ統制要綱ニ違反シタル場合ハ違約處分トシテ金千圓以下ノ過怠金及除名其ノ他ノ制裁ヲ課スルコト

一一、處務規程其ノ他細則等ハ別ニ作成ノ上商議員會ニ附議スルコト

一二、實施期ハ七月十五日トスルコト

但シ實施ノ際ニ於ケル既約定品ニ付テハ例外ヲ認メザルコト
生産ノ分野及需給ノ調節ヲ爲スベキ品種

- 一、無地洗面器類
- 二、無地皿類
- 三、繪付洗面器類
- 四、繪付皿類
- 五、茶瓶類

- 六、蓮花匙類
- 七、ボール類
- 八、手提辨當類
- 九、深形類
- 一〇、石輸入、セード、杓子
- 一一、トレー類
- 一二、小洗面器類
- 一三、安物接合品類

原料鐵板ニ關シ希望決議

一、日本黑鉄共販組合ノ施行ニ係ル犠牲輸出制度ヲ瑛瑯鐵器製造業者ニモ均霑シ得ル様政府ニ於テ斡旋セラレ度

六 陶磁器工業統制要綱

一、陶磁器工業ノ實情ニ鑑ミ此際生産分野ノ決定、需給ノ調節、價格ノ協定及共同販賣ヲ實行スルコト

- 二、統制ノ機關ハ日本陶磁器工業組合聯合會トスルコト
- 三、共同販賣ヲ實行スル爲聯合會ニ共同販賣所ヲ設クルコト
- 四、磁器製白素地ノ左記品種ハ總テ共同販賣所ヲ經テ販賣スルコト但シ荷扱及集金ハ各所屬組合ニ於テ分擔スルコト

コーヒー碗	コーヒー皿
スーブ皿	肉皿
土瓶	三揃

品質其ノ他ノ點ニ鑑ミ聯合會ニ於テ特殊品ト認ムルモノハ之ヲ除外スルコト

- 五、聯合會ハ生産分野ヲ決定スル爲所屬組合ニ對シ特定品種ニ付キ一定期間製造權ヲ賦與スルコト
製造權ノ賦與ヲ受ケタル組合ハ當該品種ニ關シ所定ノ準則ニ從ヒ製造權利者登録制度ヲ設クルコト
製造權ノ賦與ハ各關係所屬組合ノ申請ニ基キ聯合會ニ於テ審査ノ上之ヲ決定スルコト
- 六、聯合會ハ市場ノ狀況ニ應ジ需給ノ調節ヲ爲ス爲メ一定期間ノ總生産數量ヲ定メ之ヲ各所屬組合ニ割當ツルコト

前項ノ需給調節ヲ爲ス品種ハ聯合會ニ於テ共同販賣ヲ爲スモノノ外各關係所屬組合ニ於テ共同販賣

ヲ實施スルモノヨリ聯合會ニ於テ選定シタルモノトスルコト

- 七、生産數量割當ノ比率ハ當該品種ニ關シ統制ヲ實施スルコトニ決定シタル日ヨリ二箇月前ヲ起算點トシテ過去一箇年間ノ生産數量ニ基クコト但シスーブ皿、肉皿ニ付テハ左ノ比率ニ依ル

スーブ皿	岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	七一%
	瀬戸陶磁器工業組合	二九%
肉皿	岐阜縣陶磁器工業組合聯合會	九五%
	瀬戸陶磁器工業組合	五%

生産割當ノ比率ハ實施一箇年後ニ於テ業界ノ事情ヲ斟酌シ更ニ之ヲ改訂スルヲ得ルコト

生産數量ハ當分二箇月分ヲ限度トシテ割當ルツコト

- 八、需給調節ヲ爲ス品種ニ對シテハ聯合會ニ於テ一定ノ標準ニ依リ検査ヲ爲スコト

検査ニハ手數料ヲ徴シ所定ノ證紙ヲ貼付シテ検査ノ結果ヲ明ニスルコト

- 九、統制ニ關スル資金並其ノ經費ニ充ツル爲メ製造權料及統制手數料ヲ徴スルコト
製造權料ハ所屬組合ニ對シ特定品種ノ製造權ヲ附與スル場合ニ之ヲ課スルコト
統制手數料ハ需給調節ヲ爲ス品種ニ付其ノ數量ヲ基準トシテ之ヲ課スルコトトシ割當數量ヲ超過セ

ル場合ハ別ニ超過手数料ヲ徴スルコト

製造權料及統制手数料ノ額、徴收ノ方法等ハ各品種毎ニ聯合會ニ於テ定ムルコト

一〇、共同販賣所ハ特定ノ相手方以外トハ取引セザルコト

需給調節ヲ實施スルモノニシテ所屬組合ニ於テ共同販賣ヲ行フ場合ニ於テハ聯合會ハ所屬組合ニ對シ販賣ノ相手方ニ關スル制限ヲ爲シ得ルコト

一一、共同販賣所ハ名古屋市ニ設クルコト但シ必要ニ應ジ支所ヲ設クルコトアルベキコト

一二、商議員會ヲ聯合會内ニ設置シ左ノ事項ニ關スル決定ヲ爲スコト

生産數量ノ割當

割當比率ノ變更

最低價格

統制ニ關スル費用額

取引先ノ指定

統制品種ノ査定

其他統制上重要ナル事項

商議員會ハ會長一名、商議員八名ヲ以テ組織スルコト

會長 陶磁器工業改善委員會々長

商議員

- (イ) 岐阜縣陶磁器工業組合聯合會ヨリ 三名
- (ロ) 瀬戸陶磁器工業組合ヨリ 二名
- (ハ) 品野陶磁器工業組合ヨリ 一名
- (ニ) 常滑陶器工業組合ヨリ 一名
- (ホ) 萬古陶磁器工業組合ヨリ 一名

商議員ノ任期ハ一年トスルコト

商議員會ハ毎月二回定時開催シ尙必要ニ應ジ臨時開催スルコト

一三、聯合會ニ會計監督二名ヲ置キ統制ニ關スル會計事務ヲ監督セシムルコト

會計監督ノ任期ハ一年トスルコト

一四、需給調節ヲ爲ス品種ニシテ各關係所屬組合ニ於テ共同販賣スルモノハ五日目毎ニ一定様式ニ依リ之ヲ聯合會ニ報告スルコト

- 一五、所屬組合ニシテ統制ニ關スル違反ヲ爲シタル場合ハ違約處分トシテ金五千圓以下ノ過怠金其他ノ制裁ヲ課スルコト
- 一六、處務規程其他細則ハ別ニ作成ノ上商議員會ニ附議スルコト
- 一七、實施期日ハ八月一日トシ約定品ニ對スル例外ヲ認メザルコト
- 一八、販賣上ノ重要事項ニ關シ商人側ト協調連絡ノ途ヲ講ズルノ組織ヲ設クルコト

七 輸出護謄靴工業統制要綱

- 一、輸出護謄靴工業ノ實情ニ鑑ミ此ノ際需給ノ調節及價格ノ協定ヲ實行スルコト
- 二、統制スベキ品種ハ輸出護謄靴中總護謄長靴、總護謄短靴(オーバシューズヲ含ム)及護謄底布靴トスルコト但シ總護謄豆短靴及筒ノ長サ六吋以下ノ總護謄豆長靴ニシテ英國サイズ一〇號以下ノモノハ之ヲ除ク
- 三、統制ノ機關ハ日本護謄工業組合聯合會トスルコト
- 四、聯合會ハ需給ノ調節ヲ行フ爲一定時間ノ總生産數量ヲ定メ之ヲ一定比率ニ依リ所屬ノ各組合及各工業者ニ配當スルコト

- 五、生産數量割當ノ比率及總生産數量ハ統制スベキ品種ノ各別ニ付之ヲ定ムルコト
- 六、生産割當ノ比率ハ差當リ昭和五年一月一日ヨリ昭和六年九月末日ニ至ル一年九箇月ノ實際生産數量(日本護謄工業組合聯合會ノ調査ニ依ル)及昭和七年一月十五日ヨリ同年二月末日迄ノ輸出検査數量ヲ基準トシ各組合ノ實情ヲ參酌シテ決定シタル左ノ比率ニ依ルコト

會 員 別	總護謄長靴	總護謄短靴	護謄底布靴
大阪ゴム工業組合	〇・一三〇	〇・四六〇	〇・二二〇〇
兵庫縣護謄工業組合	〇・八〇〇	〇・五三二	〇・六六三四
廣島縣護謄工業組合	〇・〇四〇	〇・〇〇三	〇・〇一七五
日本足袋株式會社	〇・〇二一	〇・〇〇五	〇・一三五〇
つちや足袋株式會社	〇・〇〇九	〇	〇・〇五一六
岡山縣護謄工業組合	〇	〇	〇・〇一二五
計	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇〇

實施三箇月後ニ於テ業界ノ事情ヲ參酌シテ之ヲ改定スルコトヲ得ルコト

- 七、總生産數量ハ毎月之ヲ定ムルコト但シ第一回ハ五月十五日ヨリ六月末日ニ至ル一箇月半ニ付之ヲ定ム
- 八、所屬ノ各組合及各工業者ハ生産割當數量ヲ超エテ製造ヲ爲サザルコト但シ別ニ定ムル特別ノ統制

手數料(超過手數料)ヲ納メ生産割當額ノ一割以内ニ限リ超過製造ヲ爲シ得ルコト

九、共同販賣ハ將來適當ナル機會ニ之ヲ實行スルコトトシ差當リ所屬工業者ハ其ノ販賣シタルモノニ付所屬組合ハ其ノ組合員ノ販賣シタルモノニ付直輸ト輸出業者經由トニ別チテ品名、數量、價額、仕向地等ヲ聯合會ニ報告スルコト

一〇、價格ノ協定ハ統制スベキ總護謨長靴及護謨底布靴ニ付最低價格ヲ定メ其ノ他ノモノニ付テハ必要ニ應ジ之ヲ定ムルコト

協定價格ハ差當リ聯合會原價計算調査ヲ基礎トシテ之ヲ定メ爾後市況ノ變化ニ應ジ之ヲ改定スルコト

一一、統制ノ費用ニ充ツル爲メ生産數量ニ應ジテ統制手數料ヲ徵收スルコト

生産割當額ヲ超エテ生産スルモノニ對シテハ超過手數料ヲ徵收スルコト

普通手數料及超過手數料ノ額ハ左ノ通トスルコト

品 種	普通手數料(每足)	超過手數料(每足)
總護謨長靴英國サイズ三號以上	二厘五毛	二錢五厘
總護謨長靴英國サイズ二號以下	一 厘	一 錢

總護謨短靴佛國サイズ三六號以上

一 厘

一 錢

(オーバーシューズハ英國サイズ六號以上)

總護謨短靴佛國サイズ三五號以下

五 毛

五 厘

(オーバーシューズハ英國サイズ五號以下)

布靴佛國サイズ三六號以上

一 厘

一 錢

布靴佛國サイズ三五號以下

五 毛

五 厘

一二、商議員會ヲ聯合會内ニ設置シ左ノ事項ニ關スル決定ヲ爲スコト

(一) 總生産數量ノ決定

(二) 生産割當比率ノ決定

(三) 最低價格ノ決定

(四) 統制費用ニ關スル事項

(五) 統制品種ニ關スル事項

(六) 其ノ他統制ニ關スル重要ナル事項

商議員會ハ左ノ者ヲ以テ組織スルコト

會 長 聯合會理事長

商 議 員

- (一) 大阪ゴム工業組合ヨリ 三名
- (二) 兵庫縣護謨工業組合ヨリ 五名
- (三) 廣島縣護謨工業組合ヨリ 一名
- (四) 岡山縣護謨工業組合ヨリ 一名
- (五) 日本足袋株式會社ヨリ 一名
- (六) つちや足袋株式會社ヨリ 一名

商議員ノ任期ハ一年トスルコト

本委員會々長ヲ商議員會顧問トスルコト

商議員會ハ毎月一回定時開催シ尙必要ニ應ジ臨時開催スルコト

一三、販賣上ノ重要事項ニ關シ輸出業者ト協調聯絡ヲ保ツコト

一四、所屬組合及工業者ニシテ統制ニ關スル違反ヲ爲シタル場合ハ違約處分トシテ金千圓以下ノ過怠金其ノ他ノ制裁ヲ課スルコト

一五、實施期日ハ昭和七年五月十五日トスルコト

一六、改善委員會ハ統制ノ確立ヲ見ル迄當分ノヲ存置スルコト

八 自轉車工業統制要綱

一、差當リ統制ヲ實施スベキ部分品ノ範圍

- (一) 市場ノ現状ニ鑑ミ先ヅハンドル及リムブレーキニ付統制ヲ行フコト
- (二) ハンドル及リムブレーキ以外ノ部分品ニ付テモ漸次全般的ニ統制ヲ行フコト

二、統制方法

- (一) 生産ノ統制ヲ行フコト、生産ノ統制ハ左ノ方法ニ依ルコト
 - (イ) 市場ノ狀況ニ依リ需要數量ヲ豫定シ生産ヲ之ニ一致セシムルコト
 - (ロ) 前項ニ依リ生産數量ヲ定メ之ヲ各工業組合ニ割當ツルコト
 - (ハ) 生産數量割當ノ比率ハ昭和六年ノ生産數量ヲ基準トシテ定ムルコト
- (二) 販賣ノ統制ヲ行フコト、販賣ノ統制ハ左ノ方法ニ依ルコト
 - (イ) 最低價格ヲ定ムルコト
 - (ロ) 取引先ヲ制限スルコト
 - (ハ) 共同販賣ハ今直ニ實行シ難キモ漸次之ヲ實行スルコト

三、製品検査

製品ノ改善ト統制確保ノ爲検査ヲ行フコト

検査ハ差當リ輸出向ヲ標準トシテ最低標準ニ依リ之ヲ行フモ漸次其ノ標準ヲ引上グルコト

四、規格ハ最低ノ規格ヲ定ムルコト

五、實行機關

(一) 統制機關トシテハ日本自轉車工業組合聯合會ヲシテ之ニ當ラシムルコト

(二) 日本自轉車工業組合聯合會所屬組合ニ加入シ居ラザル業者ハ此際成ルベク加入ヲ勸誘シ尙加入セズシテ統制ヲ紊ス虞アル者ニ對シテハ法令ノ運用ニ依リ統制ノ確保ヲ圖ルコト

六、統制費ハ實費主義トスルコト尙差當リ左ノ通り定ムルモ、實施ノ成績ニ依リ必要ニ應シ増減スルコト但シ成ルベク低廉ナラシムルコト

統制證紙料

ハンドル	一本ニ付	一	錢
リムブレーキ	一組ニ付	八	厘

検査手数料ハ輸出協會ノ検査手数料ト一致セシムルコト

七、統制ハ可成十一月一日ヨリ開始スルコト

九 タオル工業統制要綱

一、タオル工業改善ノ方針

- 1 需給ノ調節ヲ圖ル爲生産ノ統制ヲ行フコト
- 2 生産ノ統制ヲ確保シ取引上ノ弊害ヲ改善スル爲販賣ノ統制ヲ行フコト
- 3 生産能率ヲ増進シ取引ノ簡易化ヲ圖ル爲製品ノ單純化ヲ行フコト
- 4 粗悪品ヲ防止シ製品ノ品質向上ヲ圖ル爲検査ヲ行フコト

二、統制ノ實行方法

1 統制スベキタオルノ範圍

主要品種タル浴巾、湯上ゲ、反物、腰卷及ハンカチーフノ五品種ニ付統制ヲ行フコト

2 生産ノ統制

生産統制ノ爲生産數量ノ割當及生産設備増加ノ制限ヲ行フコト

(イ) 生産數量ハ品種毎ニ左ノ基準ニ依リ之ヲ割當ツルコト

一、昭和八年上半期ノ割當ハ昭和七年十一月五日現在ノ別表織機ノ能力ヲ基準トスルコト